

総務財政委員会 案件一覧

(令和6年1月15日開催分)

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
企画経営部	1	大田区基本構想の策定について(1月)	1	野村 企画調整担当課長
	2	令和6年度を対象とした基本構想直下の計画について	2	野村 企画調整担当課長
総務部	3	工事案件の入札時における最低制限価格の変更について	1	武藤 経理管財課長
	4	工事請負契約の報告について ・大田区情報政策課マシン室改修工事及び空調機更新工事 ・平和島水質管理所沈殿槽防食被覆塗装その他工事	2	武藤 経理管財課長
区民部	5	大田区税務概要の報告について	1	佐藤 課税課長 丹野 納税課長

大田区基本構想の策定について（1月）

- 1 第5回大田区基本構想審議会について
- 2 第5回審議会以降のスケジュール等

第5回大田区基本構想審議会について

■ 開催内容

● 日程

令和5年12月19日（火） 18：30 から 20：30 まで

● 議題

（1）前回からの変更点について

（2）答申について

- ✓ これまでの審議会を踏まえた**修正案**について事務局から説明した後、
大田区基本構想審議会答申（案）について意見交換

第5回審議会における主な意見

● 「序章（1）基本構想策定の背景について」に関する意見

該当箇所	意見要旨	意見を踏まえた対応
…「大森区」と「蒲田区」が 対等な形で合併し 、両方から一字ずつを取って…	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合併の前に「対等」という文言を付けない方がよい。 ✓ 合併までの経緯を考慮すると、「対等」は是非入れてほしい。 	…「大森区」と「蒲田区」が 合併し、区名については対等な立場で 両方から一字ずつを取って…
…区の総人口は約67万人から約73万人に増えました が 、年齢構成比を見ると、65歳以上の割合は20.1%から22.6%に増加 しています。一方で 、15歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって11.4%から10.6%に減少しています。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「～増えましたが、～増加しています。」という表記は不自然ではないか。逆説的につながるのであれば、通常は「増えましたが、減少しています。」といった文章になるはず。 	…区の総人口は約67万人から約73万人に増えました。 その一方で 、年齢構成比を見ると、65歳以上の割合は20.1%から22.6%に増加 し 、15歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって11.4%から10.6%に減少しています。
…1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も 上昇 傾向にあります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豪雨の発生件数は、「上昇」ではなく「増加」。 	…1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も 増加 傾向にあります。

● 「序章（2）基本構想の役割について」に関する意見

該当箇所	意見要旨	意見を踏まえた対応
基本理念、将来像、基本目標の関係図	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 図の中の基本理念にも、括弧書きで「基本構想全体を貫く考え方」と明記すべき。 	基本理念 （基本構想全体を貫く考え方）

基本構想策定の背景について

○策定の背景

大田区は、昭和22年に当時の「大森区」と「蒲田区」が合併し、区名については対等な立場で両方から一字ずつを取って誕生しました。23区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。世界の主要都市とつながる羽田空港、区内の売上高・付加価値額の多くを創出する製造業をはじめとした国内有数の産業集積、にぎわいあふれる商店街、海辺や台地、多摩川など豊かな自然と美しいまちなみ、日本考古学発祥の地と呼ばれる大森貝塚との深いつながり、大正から昭和初期にかけて多くの文人や芸術家が暮らした、馬込文士村と称される馬込・山王地域などを有し、「東京の縮図」といわれる多くの魅力と可能性を持ったまちです。

大田区では、平成20年に基本構想を策定し、既に15年が経過しました。平成20年から令和4年の間に、区の総人口は約67万人から約73万人に増えました。その一方で、年齢構成比を見ると、65歳以上の割合は20.1%から22.6%に増加し、15歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって11.4%から10.6%に減少しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成20年の16.2℃から令和4年の16.9℃へと上昇し、1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年の台風19号では、上流域への記録的な降雨の影響により、多摩川の水位が大幅に上昇し、大田区にも甚大な被害をもたらしました。

そして、近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、マスクの着用や過去に例を見ない行動制限など、人々の生活様式や働き方に大きな影響を与えました。一方で、対面での接触を避けるため、オンライン会議やキャッシュレス決済が浸透するなど、デジタル技術の活用がより一層進んだという一面もありました。

まちづくりについては、区の40年来の悲願である新空港線の整備に向け、令和4年に整備に関する都区間合意に至ったことで、羽田空港を含む区内外の移動利便性を向上させ、鉄道沿線のまちづくりに着実に取り組むための扉を開くことができました。また、令和5年には、SDGsに関する先進的な取組を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されるなど、誰一人取り残さない持続可能なまちの実現に向けた歩みを進めています。

区を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。今後、更なる進行が見込まれる少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで将来を見通すことが難しくなり、不確実性は増していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、大田区に関わるすべての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため、新たな基本構想を策定いたします。

基本構想の役割について

「基本理念」とは、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方です。そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」を定めています。

基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

地域力を高める

多様な個性が輝く

豊かなまちを未来へつなげる

2040年ごろの
大田区のあるべき姿

将来像

（将来像のフレーズ）

基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

未来を創り出す
こどもたちが
夢と希望をもって
健やかに育つまち

文化を伝え育み
誰もが笑顔で
いきいき暮らすまち

豊かな環境と
産業の活力で
持続的に発展するまち

安全・安心で
活気とやすらぎのある
快適なまち

基本理念について

○基本理念

基本理念

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくります。

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくります。

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点をもって、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

○説明文

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

基本目標について

● 基本目標①

未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- 子どもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、子どもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべての子どもが自分らしく輝いています。

● 基本目標②

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

●基本目標③

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。
地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、
将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。
そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、
産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。
一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、
多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生まれ出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人々が訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

● 基本目標④

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特色を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

基本構想を実現するために について

○基本構想を実現するために

基本構想を実現するために

①基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である2040年ごろだけでなく、2030年SDGsの達成や2050年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

②持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、新たな基本構想を着実に推進するためには、将来にわたり行政が持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

③区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切に、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・NPO及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

基本構想を実現するために について

基本構想を実現するために

④ シティプロモーションの強化

基本構想の実現に向けては、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

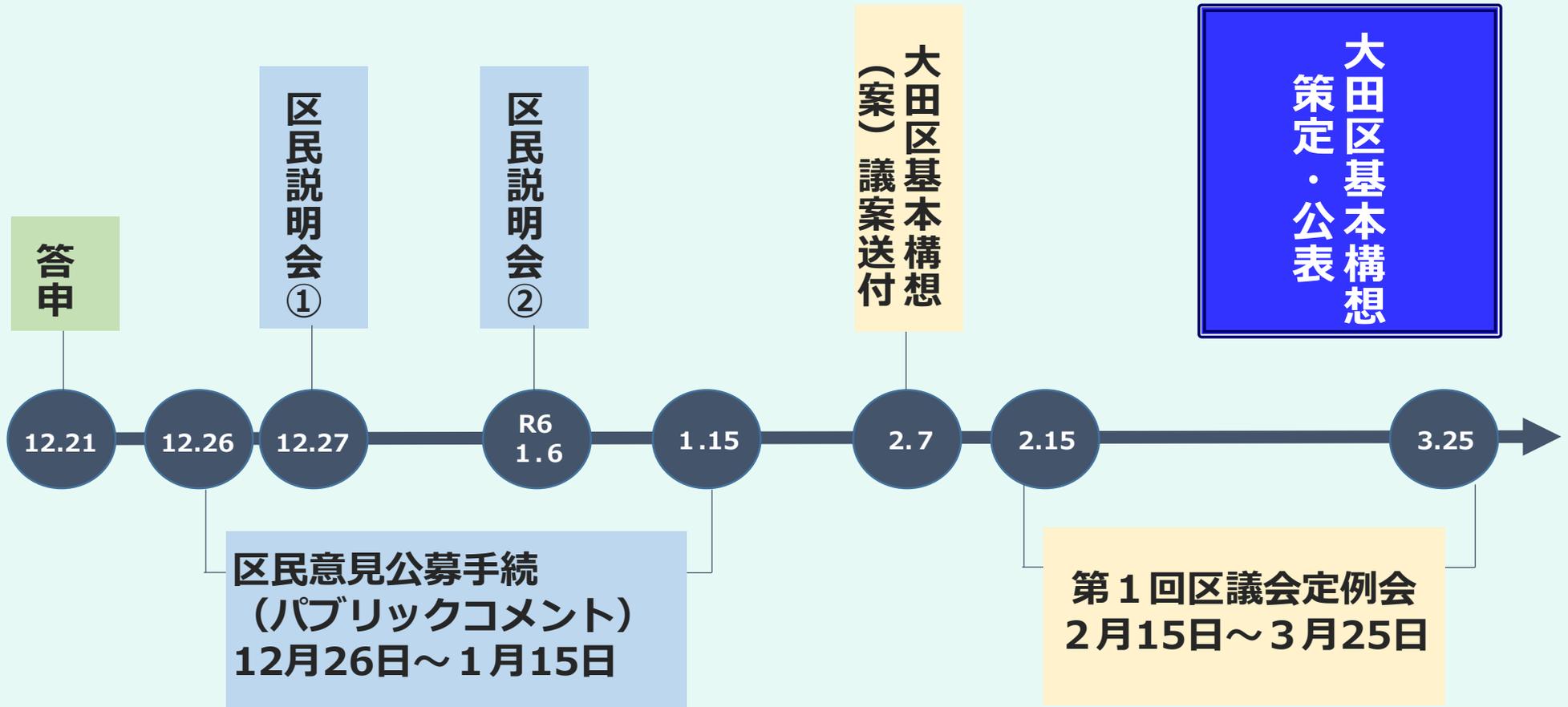
⑤ 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現していくためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

第5回審議会以降のスケジュール



区民意見公募手続（パブリックコメント）について

■ 実施概要

募集期間	令和5年12月26日（火）～令和6年1月15日（月）
区民説明会	<p>➤ 第1回区民説明会 日時：令和5年12月27日（水）午後6時30分～8時 会場：入新井集会室（Luz大森）</p> <p>➤ 第2回区民説明会 日時：令和6年1月6日（土）午前10時～11時30分 会場：区役所本庁舎2階会議室</p>
閲覧場所	区ホームページ、企画課窓口（区役所本庁舎5階）、 区政情報コーナー（区役所本庁舎2階）、 特別出張所、図書館、区民センター、文化センター
周知方法	区ホームページ、おおた区報12月21日号、 区公式LINE・X等

大田区基本構想審議会

答 申

令和5年12月

大田区基本構想審議会

答申にあたって

前回基本構想を策定した平成20年からの15年間で、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化しました。少子高齢化が急激に進むとともに、地球温暖化などに伴う気候変動により風水害が激甚化しています。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が流行し、人々の生活様式や働き方などが大きく変わりました。

このような中、大田区の新たな基本構想の策定に向けて、当審議会は令和5年7月に鈴木晶雅大田区長から「大田区基本構想のあるべき姿・その方向性」について諮問を受けました。

5回に及ぶ審議会のほか、3つの専門部会の延べ6回に及ぶ検討に加え、区民アンケートやワークショップ等で区民の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、ここに審議会としての考えをまとめましたので、答申いたします。

本答申では、2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、「将来像」を定めました。そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」をまとめました。また、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方として3つの「基本理念」をまとめました。さらに、基本構想で描いた「将来像」を実現するための区の方針を「基本構想を実現するために」として5つの柱にまとめました。

この間、審議会で熱心にご議論いただいた委員各位をはじめ、当審議회를傍聴してくださいました区民の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、答申に描かれた区の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」が着実に実現されるよう心から期待いたします。

令和5年12月21日

大田区基本構想審議会

会長

牛山久仁彦

目 次

答申にあたって

序 章	基本構想策定の背景と役割について	1
第1章	基本理念（基本構想全体を貫く考え方）について	4
第2章	将来像について	5
第3章	基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）について	6
第4章	基本構想を実現するために	10
	区民への展開等に関する付帯意見	12
	参考資料	13
1	大田区基本構想審議会諮問	14
2	大田区基本構想審議会条例	15
3	大田区基本構想審議会委員名簿	16
4	大田区基本構想審議会及び専門部会の審議経過	19
5	区民等からの意見募集の実施概要	21

序章 基本構想策定の背景と役割について

(1) 基本構想策定の背景について

以下のとおり「基本構想策定の背景について」をまとめ答申します。

大田区は、昭和 22 年に当時の「大森区」と「蒲田区」が合併し、区名については対等な立場で両方から一字ずつを取って誕生しました。23 区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。世界の主要都市とつながる羽田空港、区内の売上高・付加価値額の多くを創出する製造業をはじめとした国内有数の産業集積、にぎわいあふれる商店街、海辺や台地、多摩川など豊かな自然と美しいまちなみ、日本考古学発祥の地と呼ばれる大森貝塚との深いつながり、大正から昭和初期にかけて多くの文人や芸術家が暮らした、馬込文士村と称される馬込・山王地域などを有し、「東京の縮図」といわれる多くの魅力と可能性を持ったまちです。

大田区では、平成 20 年に基本構想を策定し、既に 15 年が経過しました。平成 20 年から令和 4 年の間に、区の総人口は約 67 万人から約 73 万人に増えました。その一方で、年齢構成比を見ると、65 歳以上の割合は 20.1%から 22.6%に増加し、15 歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって 11.4%から 10.6%に減少しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成 20 年の 16.2℃から令和 4 年の 16.9℃へと上昇し、1 時間の降水量が 50mm を超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年の台風 19 号では、上流域への記録的な降雨の影響により、多摩川の水位が大幅に上昇し、大田区にも甚大な被害をもたらしました。

そして、近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、マスクの着用や過去に例を見ない行動制限など、人々の生活様式や働き方に大きな影響を与えました。一方で、対面での接触を避けるため、オンライン会議やキャッシュレス決済が浸透するなど、デジタル技術の活用がより一層進んだという一面もありました。

まちづくりについては、区の40年来の悲願である新空港線の整備に向け、令和4年に整備に関する都区間合意に至ったことで、羽田空港を含む区内外の移動利便性を向上させ、鉄道沿線のまちづくりに着実に取り組むための扉を開くことができました。また、令和5年には、SDGsに関する先進的な取組を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されるなど、誰一人取り残さない持続可能なまちの実現に向けた歩みを進めています。

区を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。今後、更なる進行が見込まれる少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで将来を見通すことが難しくなり、不確実性は増していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、大田区に関わるすべての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため、新たな基本構想を策定いたします。

(2) 基本構想の役割について

以下のとおり「基本構想の役割」と「基本理念、将来像、基本目標の関係について」をまとめ答申します。

- 基本構想の役割

基本構想は、2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針です。

大田区に関わるすべての人々の共通の目標として、この基本構想を策定します。

- 基本理念、将来像、基本目標の関係について

「基本理念」とは、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方です。

そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」を定めています。

第1章 基本理念（基本構想全体を貫く考え方）について

基本構想全体を貫き、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下のとおり「基本理念」をまとめ答申します。

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくりまします。

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくりまします。

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎまします。

第2章 将来像について

2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下のとおり「将来像」をまとめ答申します。

2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

第3章 基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）について

将来像を実現するためのまちの姿として、以下のとおり「基本目標」をまとめ答申します。

1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育を支援しています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生み出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人を訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

第4章 基本構想を実現するためにについて

基本構想で描いた将来像を実現するための区の方針として、以下のとおり「基本構想を実現するために」をまとめ答申します。

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1 基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である2040年ごろ（令和22年ごろ）だけでなく、2030年SDGsの達成や2050年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2 持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3 区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・NPO 及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4 シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

区民への展開等に関する付帯意見

本基本構想は、大田区に関わるすべての人々の共通の目標であるため、こどもから大人まで、誰もが共感し、理解することができるよう、簡潔で分かりやすい構成や表現に努め、区民への広報に注力すること。

参 考 资 料

1 大田区基本構想審議会諮問

令和5年7月25日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長
鈴木 晶雅

大田区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴会に諮問します。

記

1 大田区基本構想の方向性について

大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。

〔理由〕

現行の大田区基本構想は平成20年に策定され、約15年が経過しました。この間、大田区では基本構想に掲げた将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、施策を着実に推進してきました。

一方で、急激な少子高齢化の進行や気候変動による風水害の激甚化、そして新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機などにより、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化しており、区の目指すべき将来像の再検討が必要な時期を迎えています。

このような社会状況に鑑み、大田区の目指すべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想について調査審議をいただくものです。

2 大田区基本構想審議会条例

○大田区基本構想審議会条例

令和5年5月31日

条例第20号

(設置)

第1条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

3 大田区基本構想審議会委員名簿

(1) 審議会委員名簿

大田区基本構想審議会 委員の構成

(委員は敬称略)

	氏名	ふりがな	区分
会長	牛山 久仁彦	うしやま くにひこ	学識経験者
会長代理	奥 真美	おく まみ	学識経験者
委員	石渡 和実	いしわた かずみ	学識経験者
委員	澁谷 昌史	しぶや まさし	学識経験者
委員	西脇 祐司	にしわき ゆうじ	学識経験者
委員	村木 美貴	むらき みき	学識経験者
委員	松山 知規	まつやま ともき	有識者
委員	下村 芳樹	しもむら よしき	学識経験者
委員	中島 寿美	なかじま すみ	団体代表者
委員	三木 伸良	みき のぶよし	団体代表者
委員	深尾 定男	ふかお さだお	団体代表者
委員	広瀬 安宏	ひろせ やすひろ	団体代表者
委員	北見 公秀	きたみ ただよし	団体代表者
委員	大井 公美子	おおい くみこ	公募区民
委員	小谷木 英資	こやぎ えいすけ	公募区民
委員	中村 知恵子	なかむら ちえこ	公募区民
委員	押見 隆太	おしみ りゅうた	区議会議員
委員	秋成 おさむ	あきなり おさむ	区議会議員
委員	湯本 良太郎	ゆもと りょうたろう	区議会議員
委員	岡元 由美	おかもと ゆみ	区議会議員
委員	佐藤 伸	さとう しん	区議会議員
委員	三沢 清太郎	みさわ せいたろう	区議会議員
委員	犬伏 秀一	いぬぶし ひでかず	区議会議員
委員	おぎの 稔	おぎの みのる	区議会議員
委員	庄嶋 孝広	しょうじま たかひろ	区議会議員

(2) 専門部会別部員名簿

子ども・福祉部会 部員の構成

(部員は敬称略)

	氏名	ふりがな	区分
部会長	石渡 和実	いしわた かずみ	学識経験者
部員	澁谷 昌史	しぶや まさし	学識経験者
部員	西脇 祐司	にしわき ゆうじ	学識経験者
部員	中島 寿美	なかじま すみ	団体代表者
部員	大井 公美子	おおい くみこ	公募区民
部員	押見 隆太	おしみ りゅうた	区議会議員
部員	岡元 由美	おかもと ゆみ	区議会議員
部員	庄嶋 孝広	しょうじま たかひろ	区議会議員

まちづくり・防災部会 部員の構成

(部員は敬称略)

	氏名	ふりがな	区分
部会長	村木 美貴	むらき みき	学識経験者
部会長代理	松山 知規	まつやま ともき	有識者
部員	三木 伸良	みき のぶよし	団体代表者
部員	小谷木 英資	こやぎ えいすけ	公募区民
部員	秋成 おさむ	あきなり おさむ	区議会議員
部員	佐藤 伸	さとう しん	区議会議員
部員	三沢 清太郎	みさわ せいたろう	区議会議員

産業・環境部会 部員の構成

(部員は敬称略)

	氏名	ふりがな	区分
部会長	奥 真美	おく まみ	学識経験者
部員	下村 芳樹	しもむら よしき	学識経験者
部員	深尾 定男	ふかお さだお	団体代表者
部員	広瀬 安宏	ひろせ やすひろ	団体代表者
部員	北見 公秀	きたみ ただよし	団体代表者
部員	中村 知恵子	なかむら ちえこ	公募区民
部員	湯本 良太郎	ゆもと りょうたろう	区議会議員
部員	犬伏 秀一	いぬぶし ひでかず	区議会議員
部員	おぎの 稔	おぎの みのる	区議会議員

4 大田区基本構想審議会及び専門部会の審議経過

基本構想審議会

回	日時・会場	主な内容
第1回	令和5年 7月25日(火) 16:00~18:00 本庁舎5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱、委員紹介 会長選出等 諮問 新たな大田区基本構想の策定について 専門部会の構成について
第2回	10月8日(日) 14:00~17:00 本庁舎5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標について 基本理念及び実現に向けた方策について
第3回	11月2日(木) 18:00~20:30 本庁舎5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標及び将来像について 基本理念及び実現するための方策等について
第4回	11月24日(金) 13:30~16:30 本庁舎5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 将来像以外の内容について 将来像について 答申の構成について
第5回	12月19日(火) 18:30~20:30 本庁舎5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 前回からの変更点について 答申について

専門部会 (子ども・福祉)

回	日時・会場	主な内容
第1回	8月3日(木) 18:00~20:00 本庁舎2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題について(伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等) 重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月31日(木) 17:00~19:00 本庁舎2階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第2回審議会に向けた流れ 第1回会議の振り返り等 アンケート結果等の区民意見の報告(速報) 分野別の目指すべき姿の取りまとめ

専門部会（まちづくり・防災）

回	日時・会場	主な内容
第1回	8月10日（木） 14:00～16:00 本庁舎11階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について（伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等） ・重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月22日（火） 10:00～12:00 本庁舎11階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会に向けた流れ ・第1回会議の振り返り等 ・アンケート結果等の区民意見の報告（速報） ・分野別の目指すべき姿の取りまとめ

専門部会（産業・環境）

回	日時・会場	主な内容
第1回	7月31日（月） 16:00～18:00 大田区民ホール・ア プリコ 展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について（伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等） ・重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月30日（水） 13:00～15:00 本庁舎11階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会に向けた流れ ・第1回会議の振り返り等 ・アンケート結果等の区民意見の報告（速報） ・分野別の目指すべき姿の取りまとめ

5 区民等からの意見募集の実施概要

区に関する区民等の意見を集め、基本構想策定に当たっての基礎資料とするため、区民アンケートとワークショップを実施した。

(1) 区民アンケート

ア 調査設問

- ・ 30 個のまちの姿について、「今の大田区」にどの程度あてはまるかを選択
- ・ 同じ 30 個のまちの姿について、2040 年ごろにこんなまちにしたいと思うまちの姿にあてはまるものを選択
- ・ まちの将来像に関する意見を自由に記述

30 個のまちの姿

子育てしやすいまち
子どもの安全が守られているまち
教育が充実しているまち
誰もが希望をもって自分らしく生きることができるまち
高齢者に優しいまち
誰もが生涯活躍できるまち
障がい者に優しいまち
一人一人の個性が尊重されるまち
誰もが安心して暮らせる福祉が充実しているまち
健康に暮らせるまち
スポーツが気軽にできるまち
地震や風水害などの災害に強いまち
新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち
犯罪や交通事故が少ないまち

マナーが良いまち
交通の利便性がよいまち
にぎわいのあるまち
水や緑と触れ合えるまち
公園など憩いの場が充実しているまち
地域のつながりが強いまち
デジタル化が進んだ便利なまち
国籍等を問わず誰もがお互いに理解・尊重し合えるまち
産業・経済に活力があるまち
新しいビジネスやサービスが生まれるまち
文化や芸術が充実しているまち
区外から多くの人を訪れるまち
区民が誇りと愛着を持てるまち
環境に優しいまち
誰もが環境に配慮した行動をとっているまち
海外のまちと比べて魅力的なまち

イ 調査概要

対象者	区内在住・在勤・在学の方
配布・回収方法	インターネット・FAX・郵送
調査期間	7月14日（金）から9月11日（月）まで
回答数	小中学生：11,920件 大人（高校生以上）：5,486件 合計：17,406件

(2) ワークショップ

ア 区民ワークショップ

	1回目	2回目
開催日時	8月17日(木) 18:00~20:00	9月9日(土) 10:00~12:00
開催場所	大田区民ホール・アプリコ 展示室	入新井集会室
対象者	区内在住の高校生以上の方	
募集方法	無作為抽出された区民4,000名に案内状を送付し、希望者を募集	
参加者	53名	37名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区の「良いところ」と「良くしたいところ」は何ですか？ ・他のまちにはない、「大田区らしさ」とは何ですか？ ・2040年ごろの大田区はどんなまちになってほしいですか？ 	

イ 大学生ワークショップ

	1回目	2回目
開催日時	9月1日(金) 17:00~18:00	9月20日(水) 11:15~12:15
開催場所	東邦大学 大森キャンパス	東京工科大学 蒲田キャンパス
対象者	東邦大学在学の学生	東京工科大学在学の学生
参加者	7名	5名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今の区はどんなまちですか？ ・2040年ごろの大田区はどんなまちになってほしいですか？ 	

ウ 外国人ワークショップ

開催日時	9月2日(土) 13:00~14:00
開催場所	おおた国際交流センター Minto Ota
対象者	国際都市おおた大使
参加者	5名 (イタリア・インドネシア・韓国・タイ)
内容	<ul style="list-style-type: none">・今の太田区はどんなまちですか？・2040年ごろの太田区はどんなまちになってほしいですか？

大田区基本構想（素案）

令和5年12月

大田区

目 次

序 章	基本構想策定の背景と役割	1
第1章	基本理念（基本構想全体を貫く考え方）	4
第2章	将来像	5
第3章	基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）	6
第4章	基本構想を実現するために	10
参考資料		12
1	大田区基本構想審議会諮問	13
2	大田区基本構想審議会答申	14
3	大田区基本構想審議会条例	15
4	大田区基本構想審議会委員名簿	16
5	大田区基本構想審議会及び専門部会の審議経過	17
6	新たな基本構想の策定に係る意見募集の実施概要	19

序章 基本構想策定の背景と役割

1 策定の背景

大田区は、昭和 22 年に当時の「大森区」と「蒲田区」が合併し、区名については対等な立場で両方から一字ずつを取って誕生しました。23 区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。世界の主要都市とつながる羽田空港、区内の売上高・付加価値額の多くを創出する製造業をはじめとした国内有数の産業集積、にぎわいあふれる商店街、海辺や台地、多摩川など豊かな自然と美しいまちなみ、日本考古学発祥の地と呼ばれる大森貝塚との深いつながり、大正から昭和初期にかけて多くの文人や芸術家が暮らした、馬込文士村と称される馬込・山王地域などを有し、「東京の縮図」といわれる多くの魅力と可能性を持ったまちです。

大田区では、平成 20 年に基本構想を策定し、既に 15 年が経過しました。平成 20 年から令和 4 年の間に、区の総人口は約 67 万人から約 73 万人に増えました。その一方で、年齢構成比を見ると、65 歳以上の割合は 20.1%から 22.6%に増加し、15 歳未満の年少人口の割合は、転出超過もあいまって 11.4%から 10.6%に減少しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成 20 年の 16.2℃から令和 4 年の 16.9℃へと上昇し、1 時間の降水量が 50mm を超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年の台風 19 号では、上流域への記録的な降雨の影響により、多摩川の水位が大幅に上昇し、大田区にも甚大な被害をもたらしました。

そして、近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、マスクの着用や過去に例を見ない行動制限など、人々の生活様式や働き方に大きな影響を与えました。一方で、対面での接触を避けるため、オンライン会議やキャッシュレス決

済が浸透するなど、デジタル技術の活用がより一層進んだという一面もありました。

まちづくりについては、区の40年来の悲願である新空港線の整備に向け、令和4年に整備に関する都区間合意に至ったことで、羽田空港を含む区内外の移動利便性を向上させ、鉄道沿線のまちづくりに着実に取り組むための扉を開くことができました。また、令和5年には、SDGsに関する先進的な取組を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されるなど、誰一人取り残さない持続可能なまちの実現に向けた歩みを進めています。

区を取り巻く社会情勢は刻々と変化しています。今後、更なる進行が見込まれる少子高齢化や、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化・生態系の変化、情報通信技術の加速度的な進展や不透明さを増す国際情勢など、様々な要因が複雑に絡みあうことで将来を見通すことが難しくなり、不確実性は増していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、大田区に関わるすべての人々と今後のまちづくりの方向性を共有し、ともに魅力的な大田区をつくり上げていくため、新たな基本構想を策定いたします。

2 基本構想の役割

- 基本構想の役割

基本構想は、2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針です。

大田区に関わるすべての人々の共通の目標として、この基本構想を策定します。

- 基本理念、将来像、基本目標の関係について

「基本理念」とは、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方です。

そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」を定めています。

第1章 基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくりまします。

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくりまします。

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎまします。

第2章 将来像

2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。

また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくります。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

第3章 基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力を持ち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育を支援しています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生み出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人が訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

第4章 基本構想を実現するために

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1 基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である2040年ごろ（令和22年ごろ）だけでなく、2030年SDGsの達成や2050年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2 持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3 区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・NPO 及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4 シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

参 考 资 料

1 大田区基本構想審議会諮問

令和5年7月25日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長
鈴木 晶雅

大田区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴会に諮問します。

記

1 大田区基本構想の方向性について

大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。

〔理由〕

現行の大田区基本構想は平成20年に策定され、約15年が経過しました。この間、大田区では基本構想に掲げた将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、施策を着実に推進してきました。

一方で、急激な少子高齢化の進行や気候変動による風水害の激甚化、そして新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機などにより、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化しており、区の目指すべき将来像の再検討が必要な時期を迎えています。

このような社会状況に鑑み、大田区の目指すべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想について調査審議をいただくものです。

2 大田区基本構想審議会答申

答申にあたって

前回基本構想を策定した平成20年からの15年間で、区を取り巻く社会情勢や区民の生活様式は大きく変化しました。少子高齢化が急激に進むとともに、地球温暖化などに伴う気候変動により風水害が激甚化しています。また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が流行し、人々の生活様式や働き方などが大きく変わりました。

このような中、大田区の新たな基本構想の策定に向けて、当審議会は令和5年7月に鈴木晶雅大田区長から「大田区基本構想のあるべき姿・その方向性」について諮問を受けました。

5回に及ぶ審議会のほか、3つの専門部会の延べ6回に及ぶ検討に加え、区民アンケートやワークショップ等で区民の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、ここに審議会としての考えをまとめましたので、答申いたします。

本答申では、2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、「将来像」を定めました。そして、「将来像」を実現するためのまちの姿として、4つの「基本目標」をまとめました。また、基本構想全体を貫き、「将来像」や「基本目標」を実現していく上での基本的な考え方として3つの「基本理念」をまとめました。さらに、基本構想で描いた「将来像」を実現するための区の方針を「基本構想を実現するために」として5つの柱にまとめました。

この間、審議会で熱心にご議論いただいた委員各位をはじめ、当審議회를傍聴してくださいました区民の皆様から心から感謝を申し上げるとともに、答申に描かれた区の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」が着実に実現されるよう心から期待いたします。

令和5年12月21日

大田区基本構想審議会

会長

牛山久仁彦

3 大田区基本構想審議会条例

○大田区基本構想審議会条例

令和5年5月31日

条例第20号

(設置)

第1条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

4 大田区基本構想審議会委員名簿

大田区基本構想審議会 委員の構成

(委員は敬称略)

	氏名	ふりがな	区分
会長	牛山 久仁彦	うしやま くにひこ	学識経験者
会長代理	奥 真美	おく まみ	学識経験者
委員	石渡 和実	いしわた かずみ	学識経験者
委員	澁谷 昌史	しぶや まさし	学識経験者
委員	西脇 祐司	にしわき ゆうじ	学識経験者
委員	村木 美貴	むらき みき	学識経験者
委員	松山 知規	まつやま ともき	有識者
委員	下村 芳樹	しもむら よしき	学識経験者
委員	中島 寿美	なかじま すみ	団体代表者
委員	三木 伸良	みき のぶよし	団体代表者
委員	深尾 定男	ふかお さだお	団体代表者
委員	広瀬 安宏	ひろせ やすひろ	団体代表者
委員	北見 公秀	きたみ ただよし	団体代表者
委員	大井 公美子	おおい くみこ	公募区民
委員	小谷木 英資	こやぎ えいすけ	公募区民
委員	中村 知恵子	なかむら ちえこ	公募区民
委員	押見 隆太	おしみ りゆうた	区議会議員
委員	秋成 おさむ	あきなり おさむ	区議会議員
委員	湯本 良太郎	ゆもと りょうたろう	区議会議員
委員	岡元 由美	おかもと ゆみ	区議会議員
委員	佐藤 伸	さとう しん	区議会議員
委員	三沢 清太郎	みさわ せいたろう	区議会議員
委員	犬伏 秀一	いぬぶし ひでかず	区議会議員
委員	おぎの 稔	おぎの みのる	区議会議員
委員	庄嶋 孝広	しょうじま たかひろ	区議会議員

5 大田区基本構想審議会及び専門部会の審議経過

基本構想審議会

回	開催日	主な内容
第1回	令和5年 7月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱、委員紹介 会長選出等 諮問 新たな大田区基本構想の策定について 専門部会の構成について
第2回	10月8日(日)	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標について 基本理念及び実現に向けた方策について
第3回	11月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標及び将来像について 基本理念及び実現するための方策等について
第4回	11月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 将来像以外の内容について 将来像について 答申の構成について
第5回	12月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 前回からの変更点について 答申について

専門部会(子ども・福祉)

回	開催日	主な内容
第1回	8月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題について(伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等) 重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回審議会に向けた流れ 第1回会議の振り返り等 アンケート結果等の区民意見の報告(速報) 分野別の目指すべき姿の取りまとめ

専門部会（まちづくり・防災）

回	開催日	主な内容
第1回	8月10日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について（伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等） ・重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会に向けた流れ ・第1回会議の振り返り等 ・アンケート結果等の区民意見の報告（速報） ・分野別の目指すべき姿の取りまとめ

専門部会（産業・環境）

回	開催日	主な内容
第1回	7月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題について（伸ばすべき強みや特に対応が必要な課題等） ・重要となる施策やその先の将来像について
第2回	8月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回審議会に向けた流れ ・第1回会議の振り返り等 ・アンケート結果等の区民意見の報告（速報） ・分野別の目指すべき姿の取りまとめ

6 新たな基本構想の策定に係る意見募集の実施概要

(1) 区民アンケート

ア 調査設問

- ・30個のまちの姿について、「今の大田区」にどの程度あてはまるかを選択
- ・同じ30個のまちの姿について、2040年ごろにこんなまちにしたいと思うまちの姿にあてはまるものを選択
- ・まちの将来像に関する意見を自由に記述

イ 調査概要

対象者	区内在住・在勤・在学の方
配布・回収方法	インターネット・FAX・郵送
調査期間	7月14日（金）から9月11日（月）まで
回答数	こども（中学生以下）：11,920件 大人（高校生を含む）：5,486件 合計：17,406件

ウ 調査結果概要

(ア) 選択回答の結果

a こども（中学生以下）の上位3項目

	こども（中学生以下）が思う今の大田区のまちの姿	割合
1	電車やバスなどの交通が便利で移動しやすいまち	83.9%
2	体を休めたり遊んだりすることができる、公園などが多いまち	80.9%
3	健康に暮らせるまち	80.1%

※「あてはまる」・「ややあてはまる」合計値

	こども（中学生以下）が望む2040年ごろの大田区のまちの姿	割合
1	犯罪や交通事故が少ないまち	85.1%
2	こどもの安全が守られているまち	85.0%
3	地震、台風、大雨などの災害に強いまち	82.1%

b 大人（高校生を含む）の上位3項目

	大人（高校生を含む）が思う今の大田区のまちの姿	割合
1	交通の利便性がよいまち	73.9%
2	にぎわいのあるまち	72.3%
3	子育てしやすいまち	71.3%

※「あてはまる」・「ややあてはまる」合計値

	大人（高校生を含む）が望む2040年ごろの大田区のまちの姿	割合
1	子どもの安全が守られているまち	79.8%
2	子育てしやすいまち	77.7%
3	教育が充実しているまち	72.4%

(イ) 自由記述の結果

a こども（中学生以下）

<ワードクラウド>



※ワードクラウド：テキストデータの中の単語を出現頻度に合わせて大小をつけて視覚化する手法

<年代別の自由記述頻出語>

頻出割合 高 低		20代以下	30代	40代	50代	60代以上
	1	子育て	子ども	子ども	子ども	羽田空港
	2	子ども	子育て	公園	教育	高齢者
	3	公園	公園	子育て	公園	地域
	4	充実	教育	学校	高齢者	整備
	5	支援	安心	教育	安心	蒲田
	6	環境	蒲田	安心	施設	充実
	7	教育	支援	充実	充実	公園
	8	遊具	充実	高齢者	環境	環境
	9	地域	場所	環境	安全	蒲蒲
10	世代	地域	地域	自転車	子ども	

※一部の固有名詞および動詞等を除いて作成

(2) ワークショップ

ア 区民ワークショップ

	1回目	2回目
開催日	8月17日(木)	9月9日(土)
参加者	区内在住の高校生以上の方	

イ 大学生ワークショップ

大学名	東邦大学	東京工科大学
開催日	9月1日(金)	9月20日(水)
開催場所	大森キャンパス	蒲田キャンパス

ウ 外国人ワークショップ

開催日	9月2日(土)
開催場所	おおた国際交流センター Minto Ota
参加者	国際都市おおた大使 (イタリア・インドネシア・韓国・タイ)

大田区基本構想（素案）

令和5年12月

事務局 大田区 企画経営部 企画課

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1735（直通）

FAX：03-5744-1502

総務財政委員会
令和6年1月15日

企画経営部 資料2番

所管 企画課

令和6年度を対象とした 基本構想直下の計画について

1 令和6年度を対象とした基本構想直下の計画について

現状

- 新たな基本構想は令和5年度内の策定を予定している。
- 基本構想の実現に向けた新たな基本計画は令和6年度内の策定を予定している。
- しかし、現在の基本構想直下の計画である「新おおた重点プログラム」の期間は**令和5年度まで**となっている。

方向性

- 新たな基本計画策定までの間、着実に区政を運営し、基本構想の実現に向けた最初の歩みを進めるため、「新おおた重点プログラム」を**1年延長**し、その中で、基本構想で掲げた将来像や基本目標の実現を先導的に推進する取組を「リーディングプロジェクト」として位置づける。

計画名称（仮称）

新たな基本構想の実現に向けたリーディングプロジェクト（仮称）

（新おおた重点プログラム【令和6年3月更新】）

2 計画の期間・公表時期・位置づけ

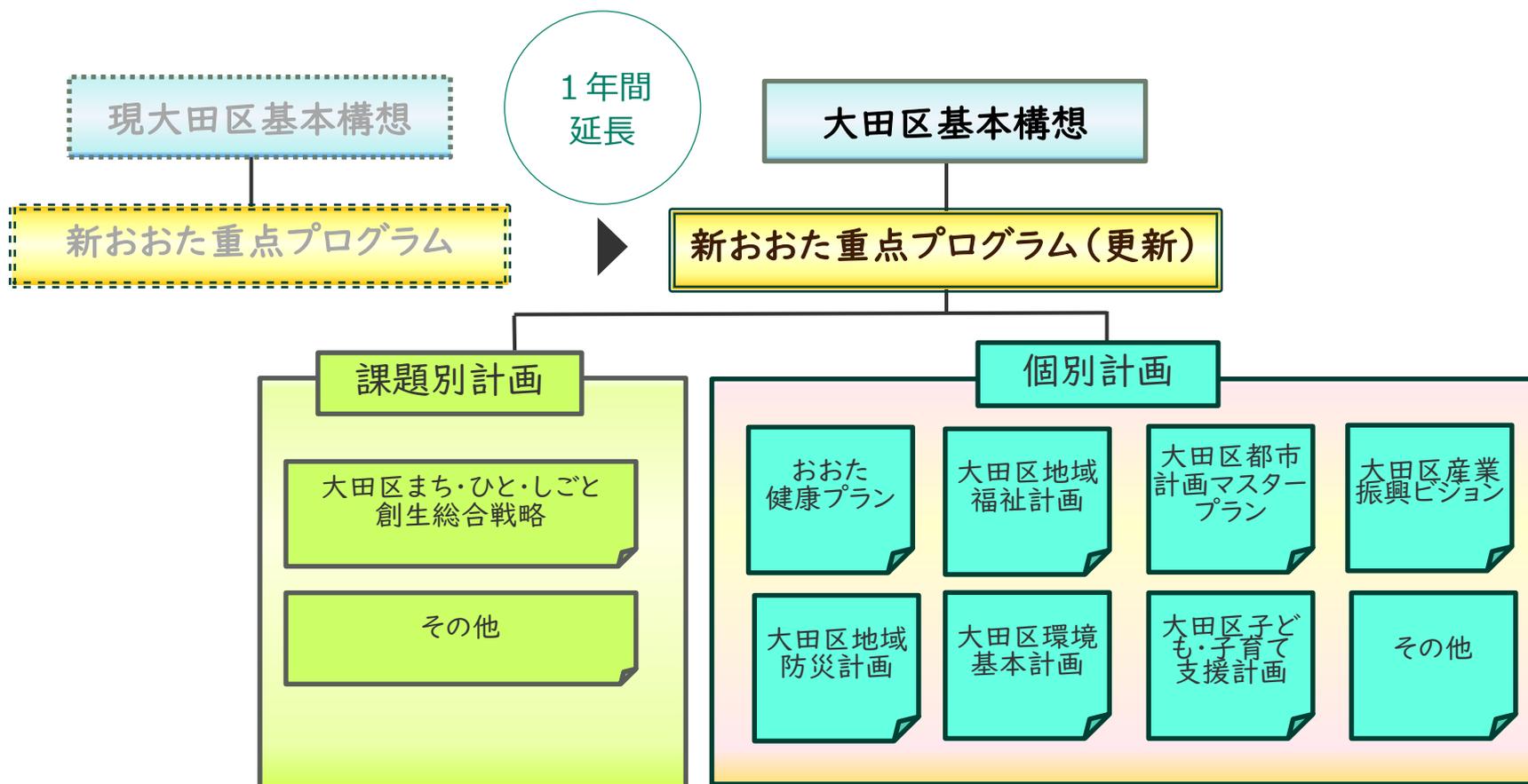
期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

公表時期

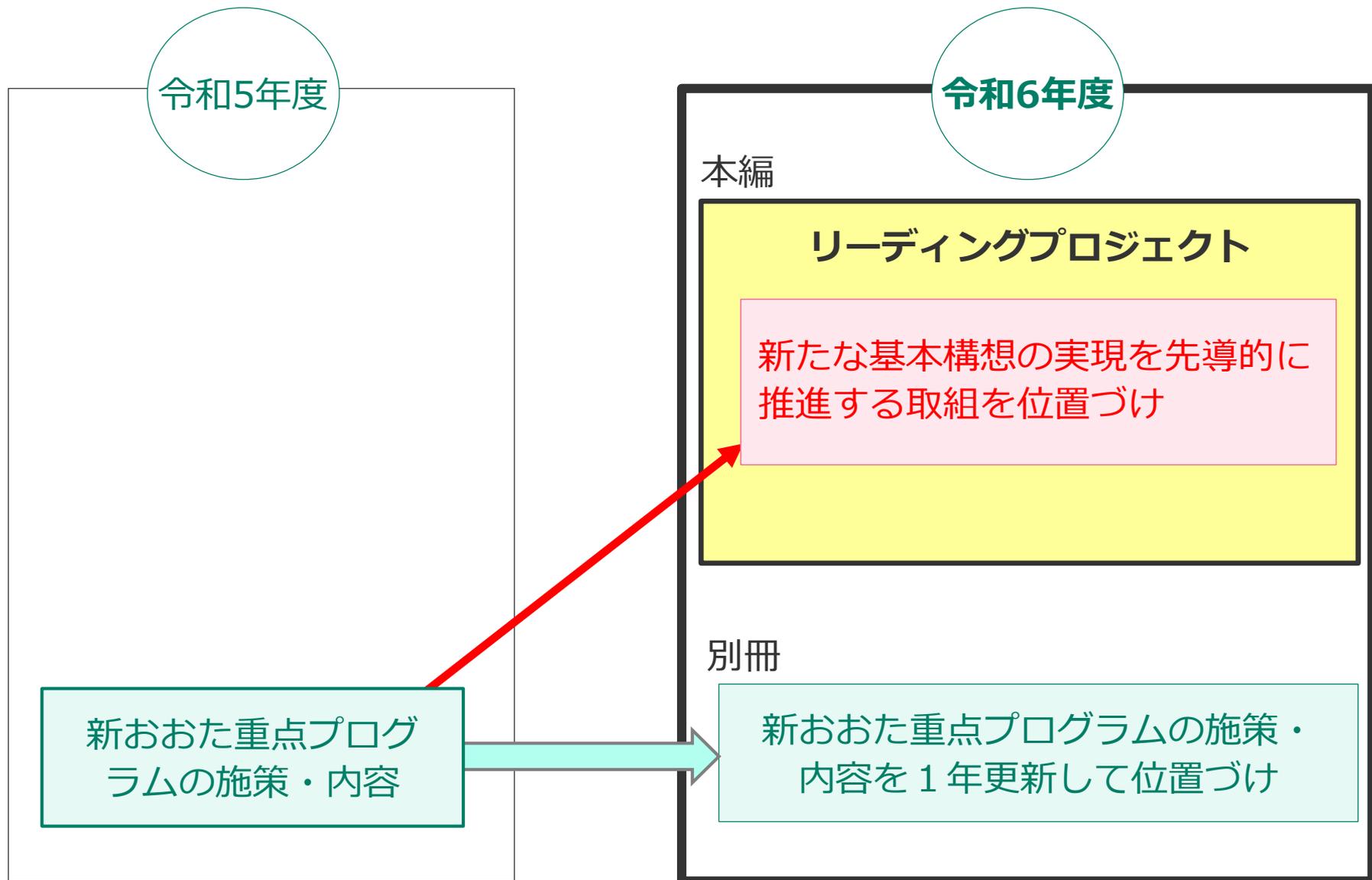
新たな基本構想と同日公表を予定

位置づけ



3 計画の構成

これまでの新おおた重点プログラムとの違い



4 リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトの位置づけ

基本構想の 将来像（案）

心やすらぎ
未来へはばたく
笑顔のまち
大田区

基本目標 1（案）

未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

リーディングプロジェクト

基本目標 2（案）

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

リーディングプロジェクト

基本目標 3（案）

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

リーディングプロジェクト

基本目標 4（案）

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

リーディングプロジェクト

その他基本目標全体に係るリーディングプロジェクト

4 リーディングプロジェクト

基本目標1（案）

未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、

子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

枠内で示すまちの姿等を踏まえて取組を選定

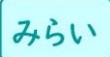
5 別冊：新おおた重点プログラムの更新

5 公共施設マネジメントの推進

柱 6



大田区公共施設等総合管理計画に基づき、区の将来の人口構成の変化や多様化する区民ニーズに対応し、地域ごとの将来のまちづくりを見据えた効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進します。

所管部	企画経営部	関連計画	大田区公共施設等総合管理計画	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公共施設マネジメント 関連計画の整備   P58	大田区公共施設等総合管理計画 改訂	大田区公共施設等総合管理計画 推進	大田区公共施設等総合管理計画  推進	
複合施設の整備	(仮称) 都区合同庁舎 (実施設計) (仮称) 大森西二丁目複合施設 基本設計・実施設計 (仮称) 新蒲田一丁目複合施設 竣工	(仮称) 都区合同庁舎 (実施設計) (仮称) 大森西二丁目複合施設 実施設計	(仮称) 都区合同庁舎 (着工) (仮称) 大森西二丁目複合施設 着工	

令和6年度の
年度別計画を更新

総務財政委員会 令和6年1月15日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工事案件の入札時における最低制限価格の変更について

1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保及びダンピング防止を図るため。

2 変更事項等

【最低制限価格】

旧 予定価格の10分の9から10分の7.5の範囲内

新 予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内

3 対象となる契約

令和6年1月1日以降に指名する案件

4 設定方法

予定価格の75%～92%の範囲内において、原則、以下の算式により設定します。

【直接工事費の97%】 + 【共通仮設費の90%】 + 【現場管理費の90%】 + 【一般管理費等の68%】

- (1) 解体工事については、上記算式の直接工事費は80%で算出します。
- (2) 予定価格の内訳に発生材（有価物）売却費が含まれる場合は、当該費用を算定した額に合算します。
- (3) 建築工事（建築設備工事を含む）については、直接工事費に現場管理費に相当する額（以下『現場管理相当額』）が一部含まれているため、予定価格の直接工事費から現場管理相当額を差引いた額を直接工事費とし、予定価格の現場管理費に現場管理相当額を加えた額を現場管理費として算定します。

現場管理相当額＝直接工事費の10%とします。（昇降機設備工事は20%）

※国の算出モデルを準拠

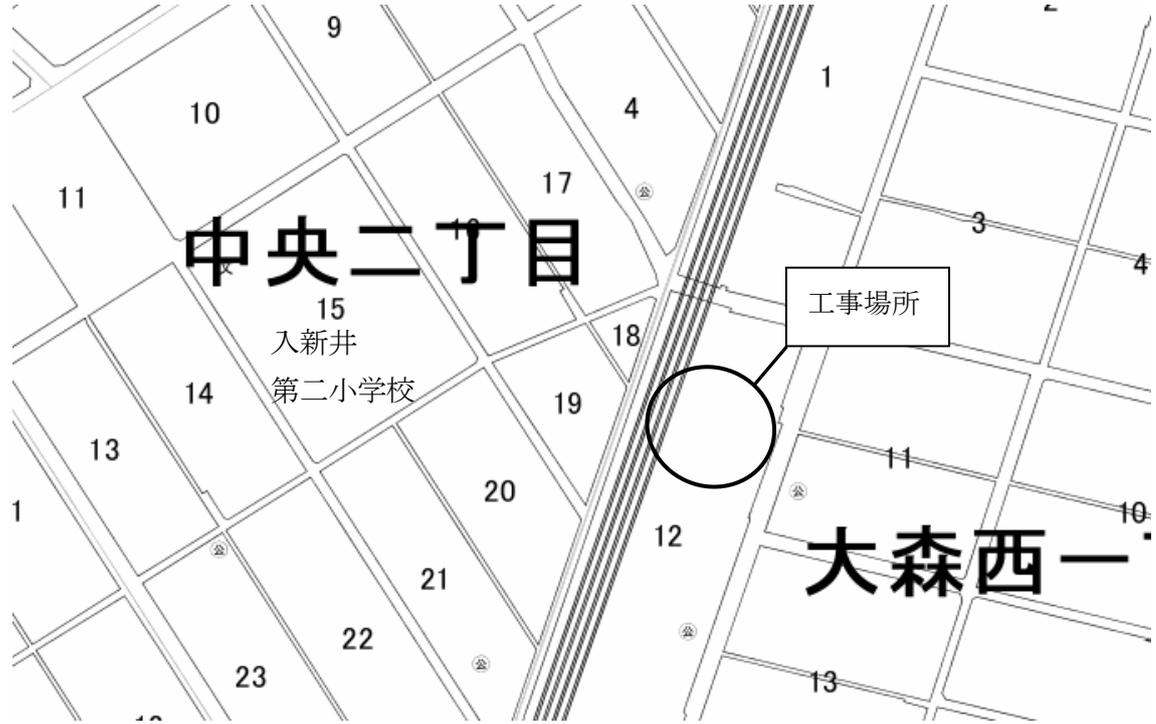
工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	大田区情報政策課マシン室改修工事及び空調機更新工事
契 約 金 額	¥90,090,000－ 随意契約
契 約 の 相 手 方	港区芝浦三丁目9番14号 NEC ネットエスアイ株式会社 代表取締役 牛島 祐之
契 約 年 月 日	令和 5 年 12 月 11 日
工 期	令和 6 年 3 月 15 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区大森西一丁目12番1号
- (2) 工事内容
マシン室改修及び空調機更新工事 一式
- (3) 案内図



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	平和島水質管理所沈殿槽防食被覆塗装その他工事
契 約 金 額	¥79,662,000－ 随意契約
契約の相手方	港区東新橋一丁目9番2号 水 i n g エンジニアリング株式会社 首都圏支店 支店長 金森 武司
契約年月日	令和 5 年 1 2 月 2 1 日
工 期	令和 6 年 3 月 1 5 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区平和の森公園1番1号
- (2) 工事内容
 - ア 沈殿槽防食被覆塗装工事
 - イ 沈殿槽整流装置更新工事
 - ウ 脱水用ポリマー注水ポンプ更新工事
- (3) 案内図



総務財政委員会 令和6年1月15日

区民部 資料1番

所管 課税課・納税課

「令和5年度 大田区税務概要」の報告について

1 目的

区の基幹財源として歳入予算の約25%を占めている特別区税について、課税状況や収納状況を様々な角度から捉え取りまとめるとともに、区民に分かりやすく周知を行い、特別区税に関する理解の促進を図るため、以下のとおり報告する。

2 内容

別紙「令和5年度 大田区税務概要」のとおり

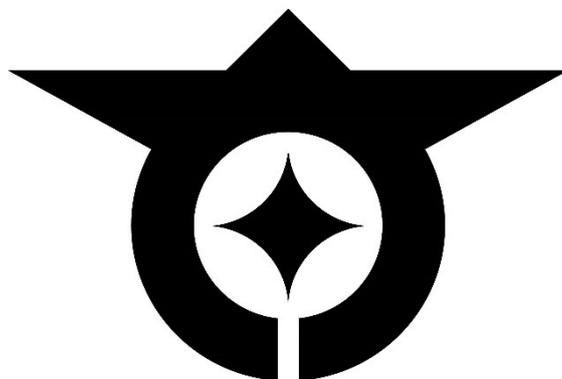
3 区民への周知

大田区ホームページに掲載の上、区政情報コーナーに掲出を予定

令和5年度

大田区

税務概要



令和6年1月

区民部
課税課・納税課

目次

1 区の概要

- (1) 区域、人口、世帯数..... 1
- (2) 区の財政（一般会計予算額（歳出・歳入）） 3
- (3) 区民と税金（税の種類（国、都、区）、個人にかかる税、予算1万円の使途） 4

2 特別区税

- (1) 区歳入の推移..... 6
- (2) 特別区税 税目別収入額の推移 6
- (3) 特別区税の税率 7

3 特別区民税（個人住民税）

- (1) 特別区民税の収入額、納税義務者、23区比較の推移 10
- (2) 1人当たり及び世帯当たりの特別区民税（調定額）負担状況 14
- (3) 特別区民税の特別徴収の推移 15
- (4) 課税標準額段階別・所得区分別の納税義務者、総所得金額、1人当たり所得額 16
- (5) 所得控除・税額控除額と控除対象人員等の推移 20
- (6) 分離課税の調定額等について（退職所得、土地・株式の譲渡所得など） 21
- (7) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額） 22
- (8) 特別区民税の非課税者、減免該当者の推移 23
- (9) 特別区税・都民税収入に占める徴税費・徴収取扱費、払込あん分率の推移 25

4 軽自動車税

- (1) 軽自動車税種別割の車種別台数・調定額の推移 26
- (2) 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録及び廃車件数 28
- (3) 軽自動車税環境性能割の調定額等の推移 28

5 特別区たばこ税、入湯税

- (1) 特別区たばこ税の売渡本数・調定額の推移 29
- (2) 特別区たばこ税の年度別・月別売渡本数の推移 30
- (3) 入湯税の客数・調定額・収入額の推移 30

6 税証明、臨時運行許可、弁償金

(1) 年度別件数（課税課分のみ）	31
(2) 窓口別の税証明発行の割合	32

7 徴収及び滞納整理

(1) 特別区民税の徴収実績（現年課税分・滞納繰越分）の推移	33
(2) 特別区民税の滞納整理実績一覧	35
(3) 口座振替による特別区民税の収入額・口座数の状況.....	36
(4) 特別区民税・都民税、軽自動車税等の収納取扱別割合等	37
(5) 軽自動車税の徴収実績（現年課税分・滞納繰越分）の推移	38

資料編

第1表 住民税（特別区民税・都民税）計算の仕組み <給与所得者の場合>	40
第2表 特別区民税（現年度分）予算・調定・収入・収入歩合・納税義務者数の推移	41
第3表 特別区民税・都民税 調定・収入の月別推移（令和4年度・5年度）	42
第4表 特別区税徴収実績の推移（令和2年度～令和4年度）	47
第5表 「大田区報」の掲載実績（令和5年）	48

1 区の概要

(1) 区域、人口、世帯数

<位置> 大田区は、東京都の東南部に位置しています。東は東京湾、西・南は多摩川に面し、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。

<面積> 大田区は、61.86 平方キロメートルで、東京都の総面積（2,193.79 平方キロメートル）の約 2.82%、区部面積（627.53 平方キロメートル）の約 9.86%にあたり、23 区中 1 番の広さです(令和 5 年 10 月 1 日現在)。

【東京都 23 区】



出典：Cratft MAP

(令和5年1月1日現在)

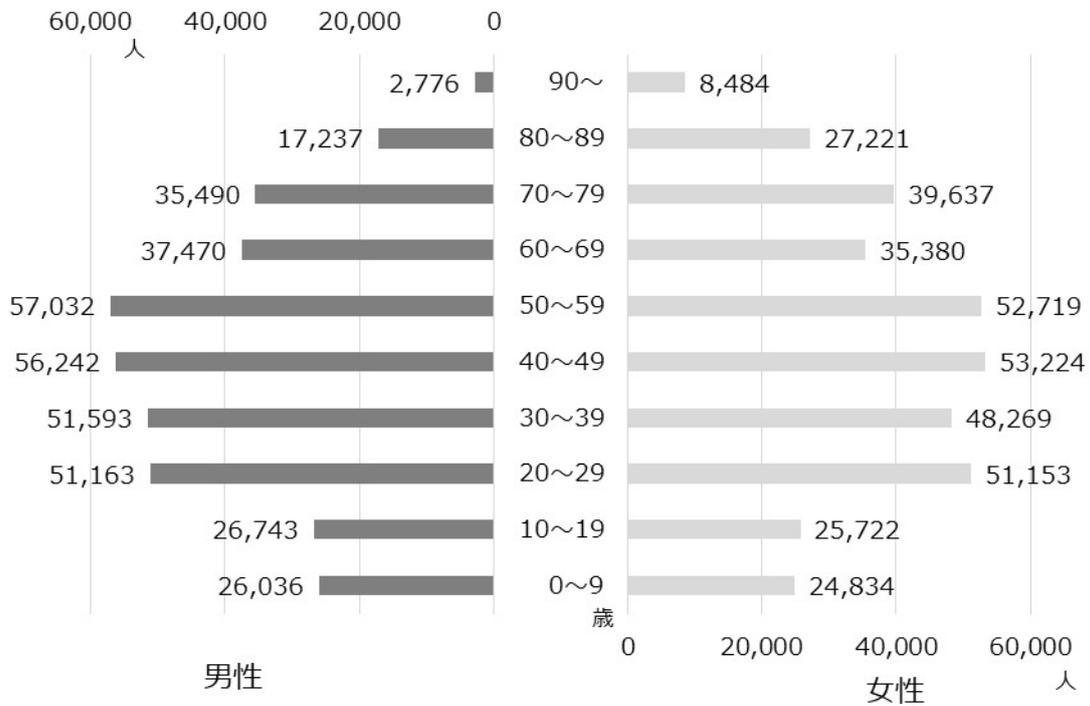
住民基本台帳人口									
人口(人)	0歳～14歳	76,917	男	39,357	構成比	0歳～14歳	10.6%	男	10.9%
			女	37,560				女	10.2%
	15歳～64歳	486,774	男	249,671		15歳～64歳	66.8%	男	69.0%
			女	237,103				女	64.7%
	65歳以上	164,734	男	72,754		65歳以上	22.6%	男	20.1%
			女	91,980				女	25.1%
	小計	728,425	男	361,782		小計	100.0%	男	100.0%
			女	366,643				女	100.0%

(外国人)	(25,034)	男	(12,020)
		女	(13,014)

世帯数 401,856

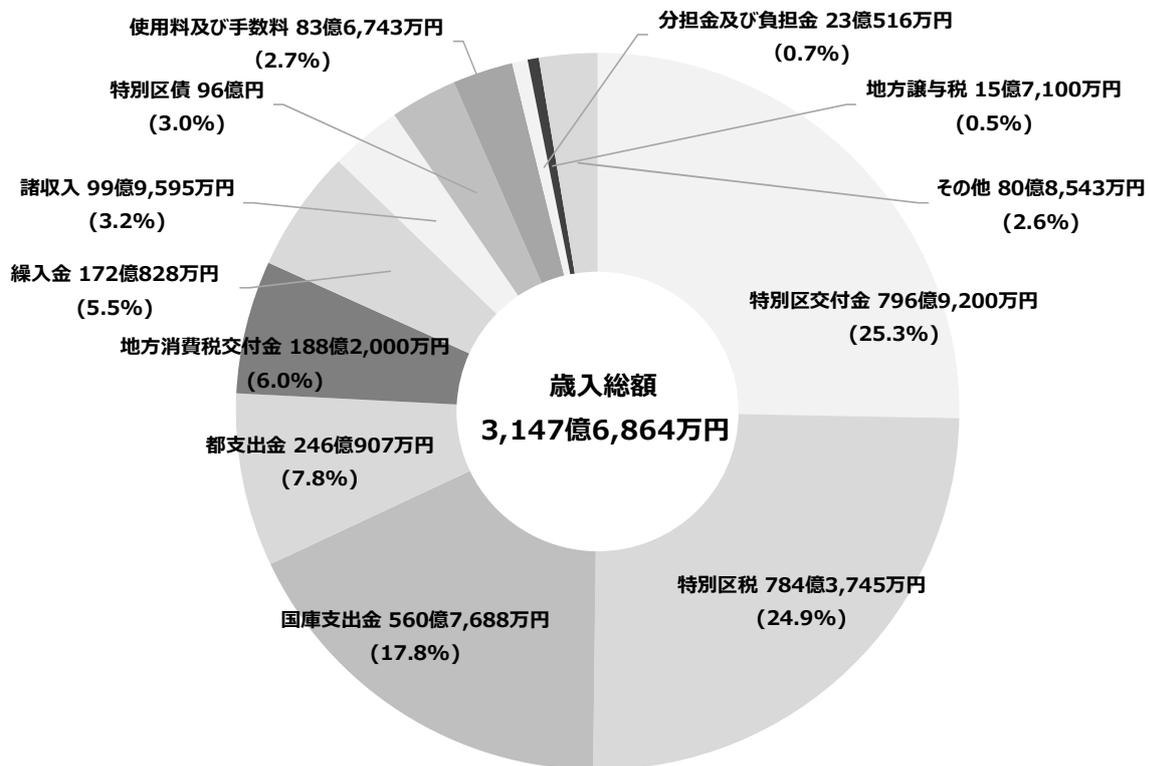
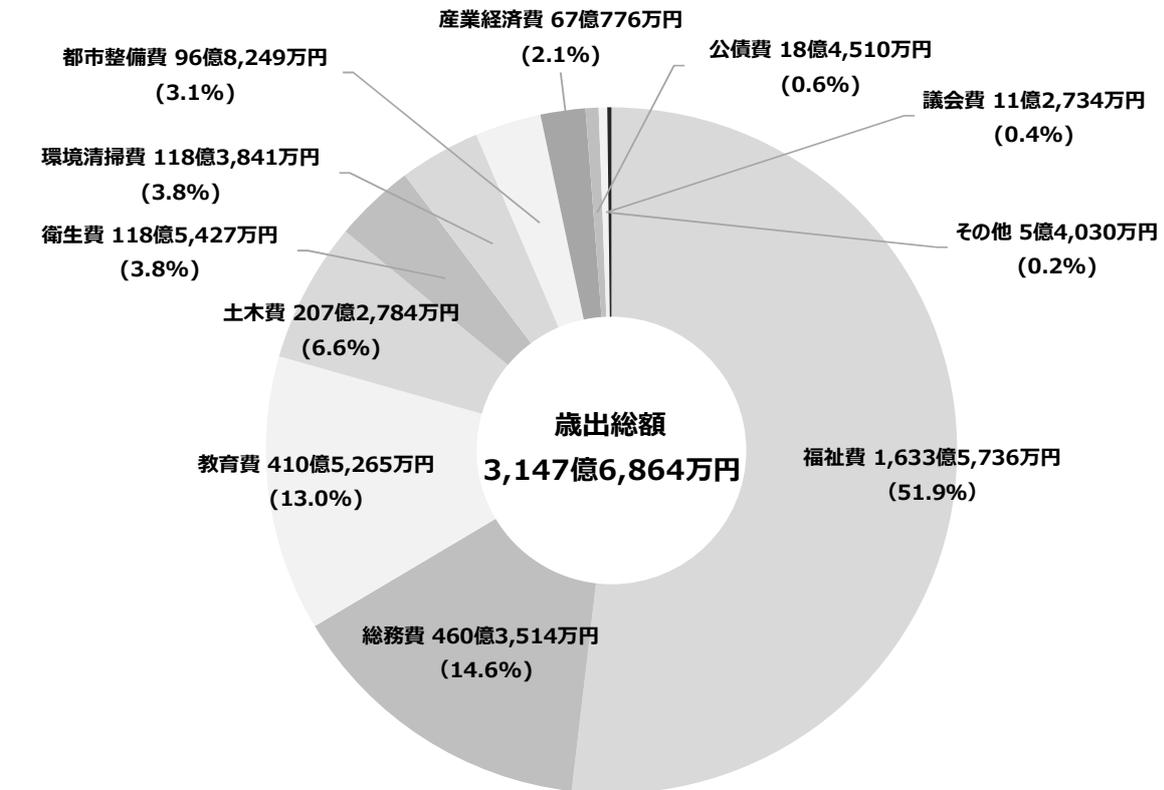
※構成比は四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。
 ※()は内数

大田区の人口ピラミッド



(2) 区の財政

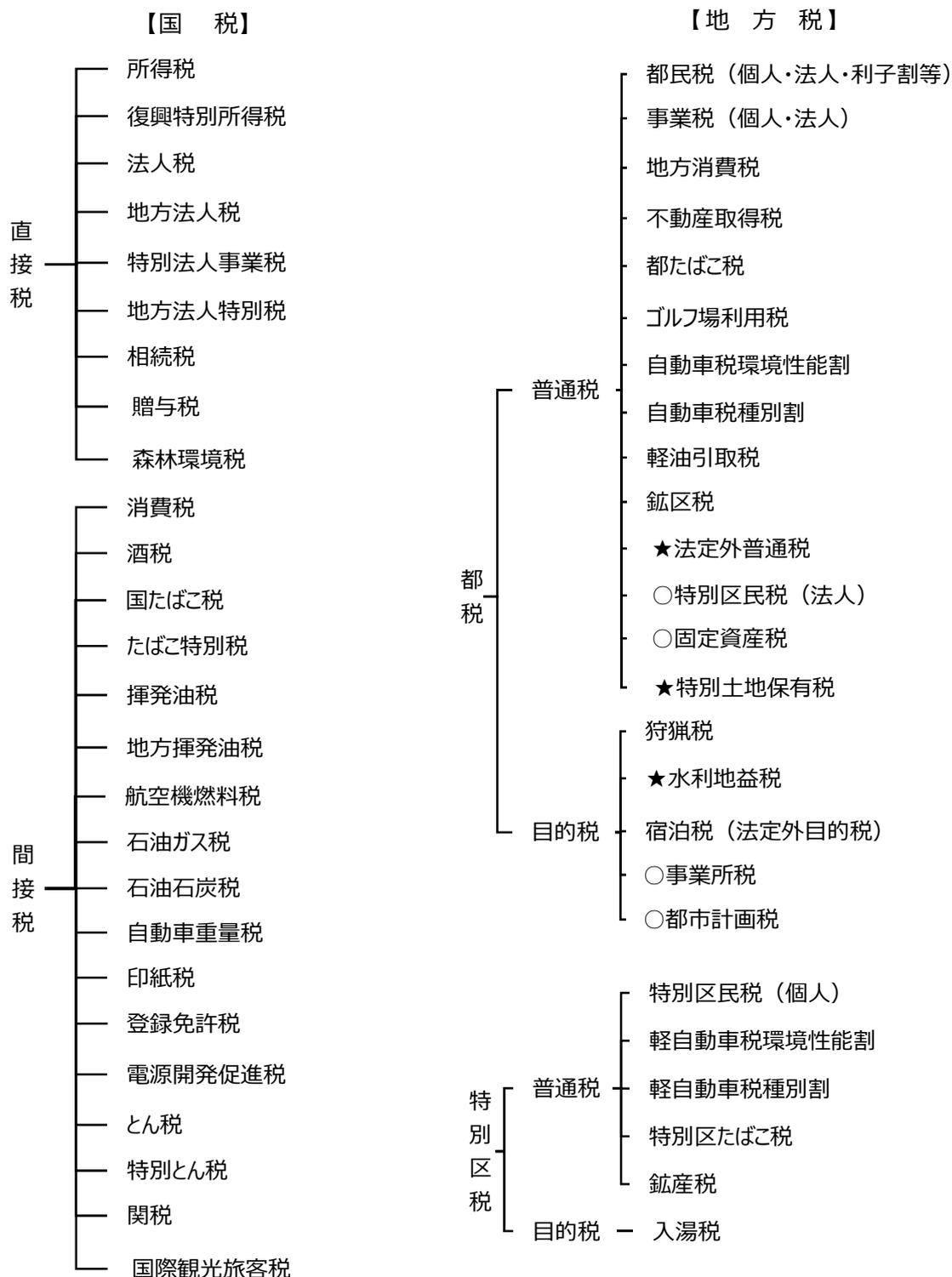
令和5年度一般会計当初予算額 <3,147億6,864万円>



※数字は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります

(3) 区民と税金

① 税の種類（国、都、区）



（令和5年4月1日現在）

※○印の税は、区（市町村）の税目であるが、地域の特殊性を反映し、都税として課税しています。

※★印の税は、区内では課税していません。（特別土地保有税は、平成15年度以降は課税停止）

※鉦産税は、平成21年度以降は大田区内では課税していません。

※特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から課税されます。

※森林環境税は、令和6年度から課税されます。

② 個人にかかる税

	納税義務者	課税標準等	納付方法等（納期限）
特別区民税（個人）	・区内に住所がある者 ・区内に事務所・事業所または家屋敷を有し、住所のない者	前年（1～12月）の所得金額 （区内に事務所、家屋敷等のみを有す者は均等割のみ課税）	<普通徴収> 給与所得者以外の納税方法。区役所から納税通知書を毎年6月に発送し、年4回で納付 （納期限）1期（6/30） 2期（8/31） 3期（10/31） 4期（1/31） <特別徴収> 会社が給与所得者の給与から天引きし、まとめて納付する方法。納税通知書は、毎年5月に発送し、年12回で納付 （納期限）徴収月の翌10日
軽自動車税種別割	・原動機付自転車や軽自動車等を所有する者	・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・二輪小型自動車	納税通知書を毎年5月に4月1日現在の所有者に送付 （納期限）5月末日
軽自動車税環境性能割	・三輪以上の軽自動車を取得した者	軽自動車の通常取得価格	新規検査や使用・移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会にて納付
特別区たばこ税	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	<対象> 区内で売渡した製造たばこ <課税標準> たばこの本数	前月分を毎月末日までに申告納付
入湯税	・鉱泉浴場の入湯客	1人1日について150円	特別徴収義務者（浴場の経営者等）が前月分を末日までに申告納入

③ 予算1万円の使途（令和5年度一般会計予算）

福祉の充実	区政の運営等	学校教育・生涯学習	公園・道路等の整備	健康・医療の推進
5,190円	1,460円	1,300円	660円	380円
ごみ収集・リサイクル	まちづくり・環境	商工業の振興等	特別区債の償還	その他（予備費等）
380円	310円	210円	60円	50円

2 特別区税

(1) 区歳入の推移

[会計計算書] (単位：千円、%)

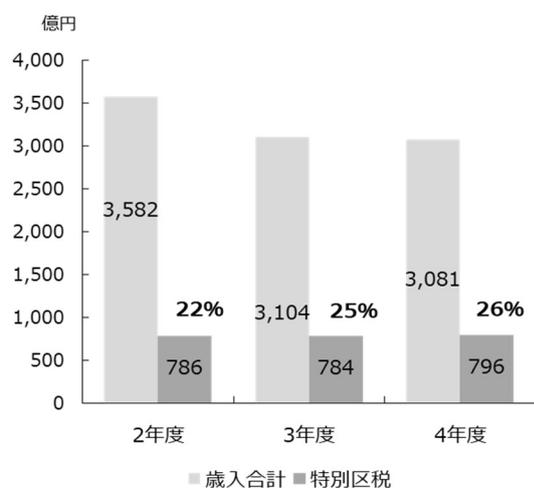
区分	自主財源	依存財源	歳入科目	2年度収入額	3年度収入額	4年度		
						収入額	構成比	
一般財源	○		特別区税	78,562,537	78,354,599	79,559,020	25.82	
			○ 地方譲与税	1,246,880	1,828,270	1,775,629	0.58	
			○ 利子割交付金	218,327	204,706	270,533	0.09	
			○ 配当割交付金	1,057,322	1,472,391	1,440,790	0.47	
			○ 株等譲渡所得割交付金	1,234,338	1,802,118	1,107,743	0.36	
			○ 地方消費税交付金	16,010,800	17,604,812	18,703,914	6.07	
			○ 自動車取得税交付金	88	2	49	0.00	
			○ 環境性能割交付金	182,643	234,384	275,837	0.09	
			○ 地方特例交付金	567,313	536,475	499,014	0.16	
			○ 特別区(財政調整)交付金	67,863,559	72,855,163	77,137,109	25.03	
				(普通交付金)	65,197,141	71,383,549	74,855,558	-
				(特別交付金)	2,666,418	1,471,614	2,281,551	-
			○ 交通安全対策特別交付金	70,314	70,316	68,020	0.02	
				計	167,014,121	174,963,236	180,837,658	58.69
特定財源	○		○ 分担金・負担金	1,994,430	2,255,023	2,225,440	0.72	
			○ 使用料・手数料	7,439,717	7,756,875	8,439,401	2.74	
			○ 国庫支出金	129,077,172	81,200,105	67,498,865	21.91	
			○ 都支出金	27,248,701	24,789,006	26,777,797	8.69	
			○ 財産収入	1,083,579	1,213,496	1,710,782	0.56	
			○ 寄附金	539,490	478,437	375,193	0.12	
			○ 繰入金	12,413,778	2,684,926	7,742,615	2.50	
			○ 繰越金	2,840,616	3,935,160	5,588,567	1.81	
			○ 諸収入	7,785,020	10,096,612	5,231,662	1.70	
			○ 特別区債	745,400	1,027,000	1,714,400	0.56	
				計	191,167,903	135,436,640	127,304,722	41.31
	歳入合計	358,182,024	310,399,876	308,142,380	100.00			
合計	自主財源		112,659,167	106,775,128	110,872,680	35.98		
	依存財源		245,522,857	203,624,748	197,269,700	64.02		

(2) 特別区税 税目別収入額の推移

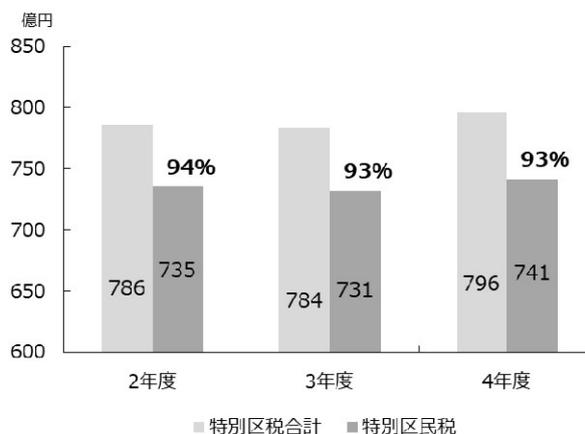
(単位：千円、%)

	2年度		3年度		4年度	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
特別区民税	73,548,865	93.62	73,121,718	93.32	74,063,629	93.09
軽自動車税	350,451	0.45	354,386	0.45	370,909	0.47
特別区たばこ税	4,654,345	5.92	4,868,273	6.22	5,108,109	6.42
入湯税	8,876	0.01	10,222	0.01	16,373	0.02
合計	78,562,537	100.00	78,354,599	100.00	79,559,020	100.00

【歳入に占める特別区税の推移】



【特別区税に占める特別区民税の推移】



(3) 特別区税の税率

① 特別区民税・都民税

【所得割】

特別区民税		都民税	
課税標準	税率	課税標準	税率
一律	6%	一律	4%

【均等割 (年額)】

特別区民税	都民税
3,500 円	1,500 円

※令和5年度まで

② 軽自動車税種別割 (令和5年度 年額)

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車等

車種	区分	令和5年度税率 (円)
原動機付自転車 (原付バイク)	50 cc以下	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー (三輪以上で 20 cc超 50 cc以下)	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円
二輪軽自動車	125 cc超 250 cc以下	3,600 円
二輪小型自動車	250 cc超	6,000 円

イ 軽自動車（三輪及び四輪以上）

車種	区分		新規登録（初度検査年月）（円）			
			A 平成 27 年 4 月 以 降 (※)	B 平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月	C 平成 22 年 3 月以前（重 課税率）	
軽自動車	三輪		3,900	3,100	4,600	
	四輪以上	乗用	営業用	6,900	5,500	8,200
			自家用	10,800	7,200	12,900
	四輪以上	貨物用	営業用	3,800	3,000	4,500
			自家用	5,000	4,000	6,000

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日に新車登録した軽自動車のうち、下記該当のもの

車種	区分		グリーン化特例（軽課）（円）			
			D 電気自動車 及び天然ガス 軽自動車	E 令和 2 年 度基準達成か つ令和 12 年 度基準 90% 達成	F 令和 2 年 度基準達成か つ令和 12 年 度基準 70% 達成	
軽自動車	三輪		1,000	2,000 (乗用営業用 のみ)	3,000 (乗用営業用 のみ)	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800	3,500	5,200
			自家用	2,700	-	-
	四輪以上	貨物用	営業用	1,000	-	-
			自家用	1,300	-	-

※平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録をされた軽自動車は、新税率（上表 A）及びグリーン化特例（上表 D～F）が適用されます。また、平成 27 年 3 月 31 日以前に新車登録された軽自動車については、上表 B を適用しますが、グリーン化を進める観点から、新車登録から 13 年を経過した軽自動車は、新税率（上表 A）の約 20%の重課税率（上表 C）が適用されます。

③ 軽自動車税環境性能割

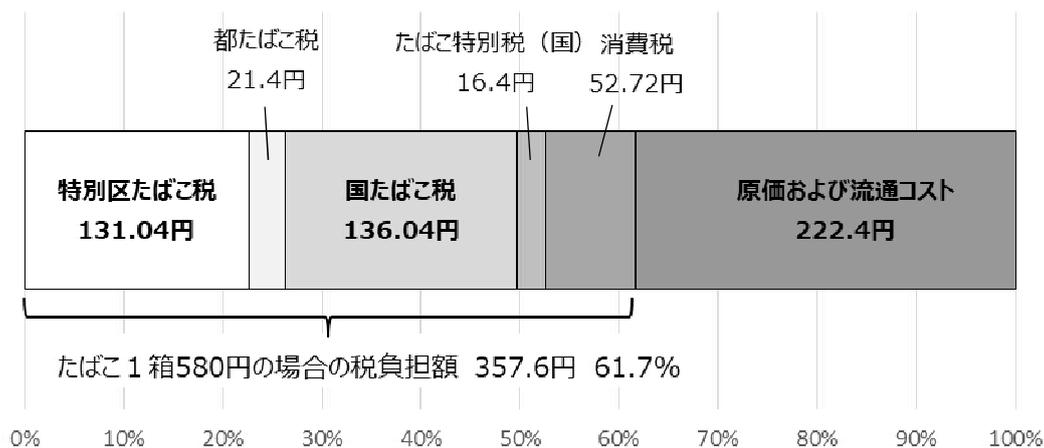
車種	税率 (R5.4.1~R5.12.31)		税率 (R6.1.1~R7.3.31)	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気軽自動車	非課税		非課税	
天然ガス軽自動車（※1）				
ガソリン軽自動車				
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減、かつ令和2年度燃費基準達成				
かつ令和12年度燃費基準80%達成	非課税		非課税	
かつ令和12年度燃費基準75%達成				
かつ令和12年度燃費基準70%達成	1%	0.5%	1%	0.5%
かつ令和12年度燃費基準60%達成				
かつ令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%	2%	2%
上記以外	2%		2%	

※1 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減が条件となります。

④ 特別区たばこ税

1,000本につき6,552円

【1箱580円の場合のたばこ税負担額】



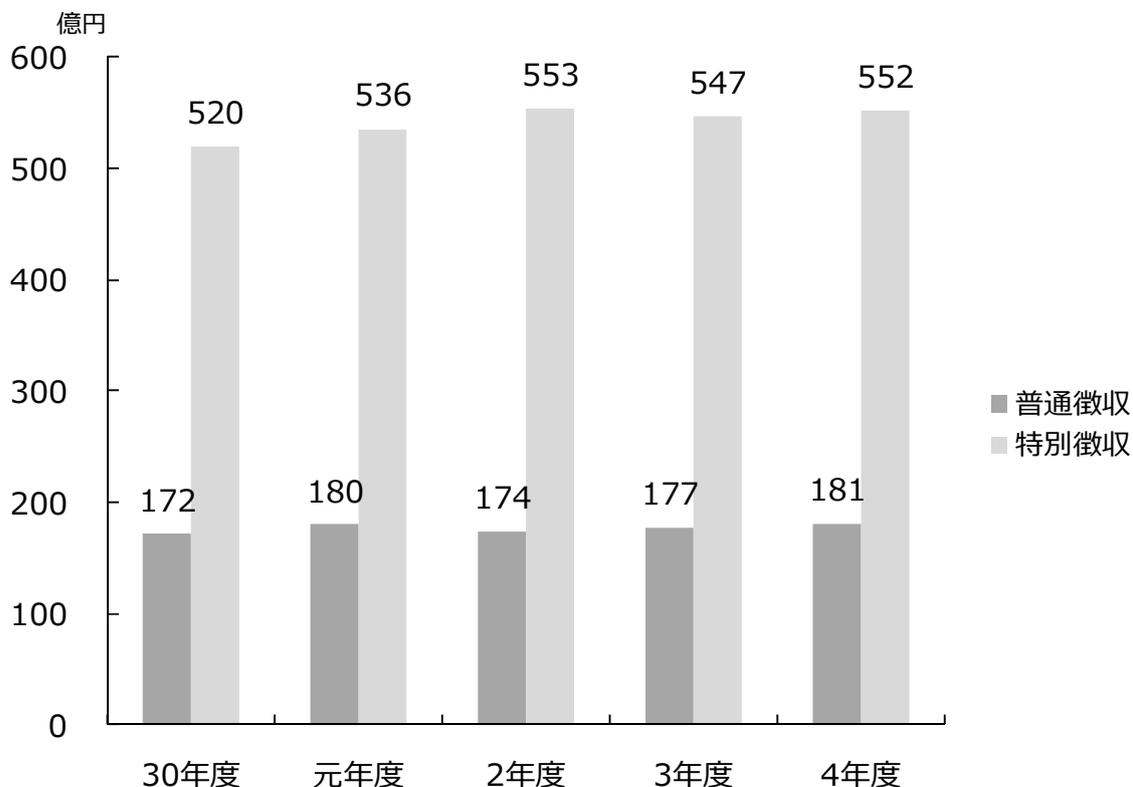
⑤ 入湯税

入湯客1人1日について、150円

3 特別区民税（個人住民税）

(1) 特別区民税の収入額・納税義務者・23区比較の推移

① 特別区民税（現年度分）の収入額



[会計決算書]

		30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)
予算額 (千円)	普通徴収	16,847,580	17,573,699	16,926,493	17,463,756	17,752,116
	特別徴収	51,716,859	53,636,706	55,167,088	54,419,262	54,830,950
	計	68,564,439	71,210,405	72,093,581	71,883,018	72,583,066
	(対前年増減率)	2.70%	3.86%	1.24%	△ 0.29%	0.97%
調定額 (千円)	普通徴収	17,678,965	18,533,064	17,906,216	18,125,239	18,545,663
	特別徴収	52,011,286	53,617,884	55,402,023	54,705,373	55,220,583
	計	69,690,251	72,150,948	73,308,239	72,830,612	73,766,246
	(対前年増減率)	2.47%	3.53%	1.60%	△ 0.65%	1.28%
収入額 (千円)	普通徴収	17,160,708	17,975,114	17,411,207	17,727,321	18,116,938
	特別徴収	51,973,405	53,562,110	55,341,839	54,665,806	55,174,788
	計	69,134,113	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726
	(対前年増減率)	2.42%	3.48%	1.70%	△ 0.49%	1.24%
収入歩合 (%)	普通徴収	97.07	96.99	97.24	97.80	97.69
	特別徴収	99.93	99.90	99.89	99.93	99.92
	計	99.20	99.15	99.24	99.40	99.36
	(対前年増減率)	△ 0.05%	△ 0.05%	0.09%	0.16%	△ 0.04%

②納税義務者数

納税義務者数の推移

[課税状況等の調]

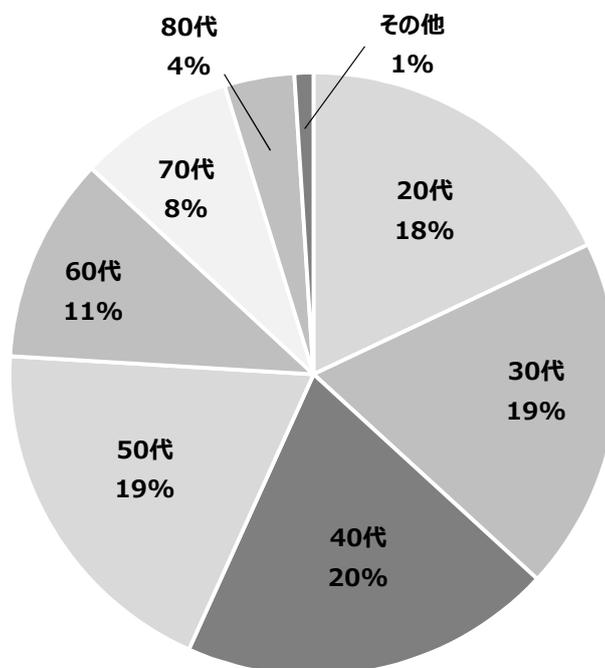
	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	
1月1日人口(外国人含)(人)	729,534	734,493	733,672	728,703	728,425	
納税義務者 (人)	普通徴収	84,617	83,780	80,692	80,544	81,610
	(均等割のみ)	3,184	3,005	3,168	2,871	3,077
	(均+所)	81,433	80,775	77,524	77,673	78,533
	特別徴収	337,296	345,550	349,659	349,589	352,749
	(均等割のみ)	11,792	12,131	12,339	12,356	12,412
	(均+所)	325,504	333,419	337,320	337,233	340,337
	計	421,913	429,330	430,351	430,133	434,359
(対前年増減率)	2.13%	1.76%	0.24%	△ 0.05%	0.98%	
特別区民税現年度収入額(千円)	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726		

※納税義務者数(「3特別区民税(個人住民税)」及び「巻末資料編」の項目部分)は、毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠り、7月1日現在の人数で、実際に納税負担額が発生している者の数です。特別区民税現年度収入額は決算額です。

※普通徴収の納税義務者については、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。

※特別徴収には年金特徴分も含まれます。

納税義務者の年代構成(令和5年度)



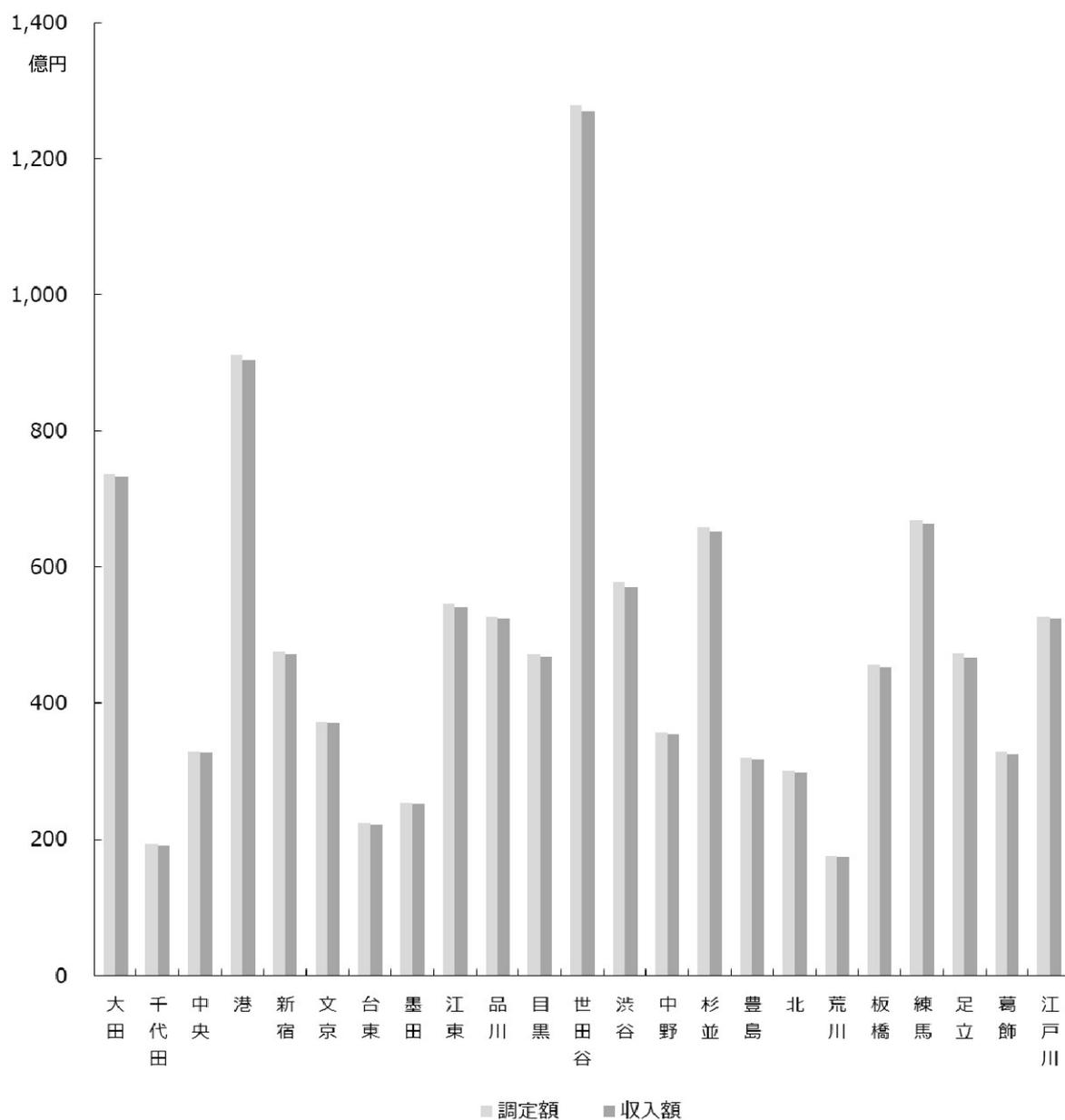
③ 23 区の特別区民税 現年度分（調定額・収入額）の比較

[会計決算書] (単位：千円)

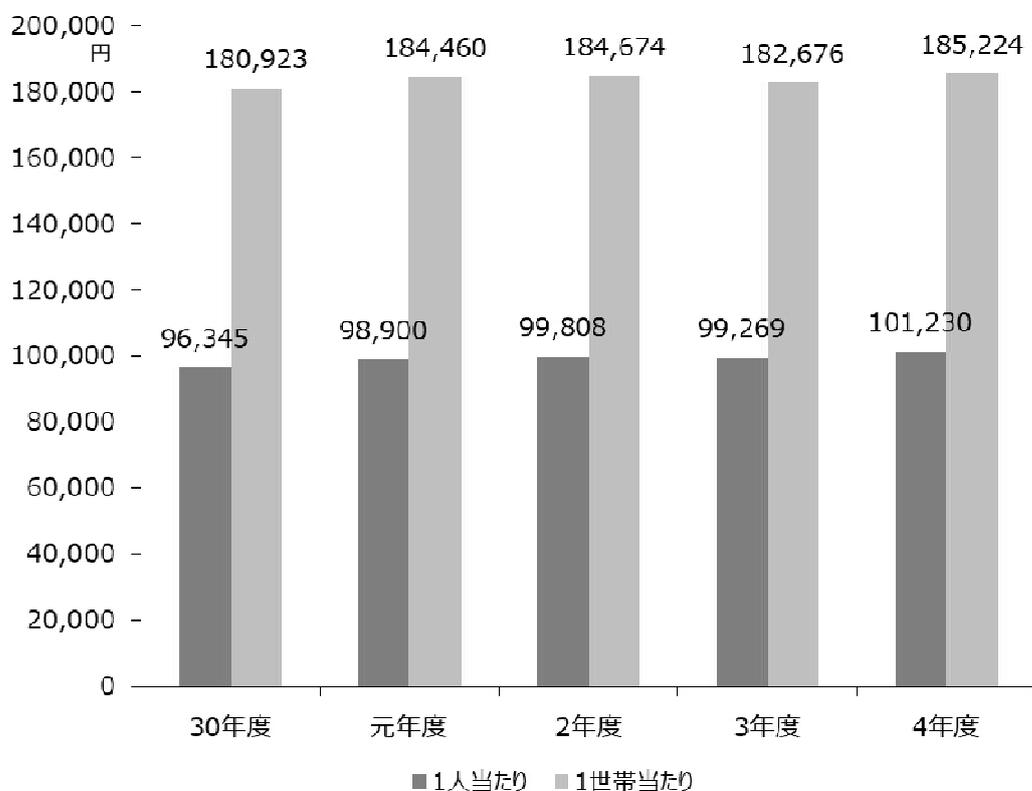
	2年度			3年度			4年度			4年度の1人・1世帯当たりの調定額			
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	人口	世帯数	1人	1世帯
大田	73,308,239	72,753,046	99.24%	72,830,612	72,393,127	99.40%	73,766,246	73,291,726	99.36%	728,703	398,254	101	185
千代田	18,012,032	17,806,243	98.86%	17,958,612	17,798,377	99.11%	19,346,414	19,199,347	99.24%	67,049	37,773	289	512
中央	30,210,304	29,897,511	98.96%	30,894,285	30,700,872	99.37%	32,937,039	32,711,060	99.31%	171,419	96,535	192	341
港	78,103,810	76,994,684	98.58%	80,795,049	80,121,921	99.17%	91,169,445	90,408,055	99.16%	257,183	145,951	354	625
新宿	45,540,115	44,899,359	98.59%	44,953,728	44,527,454	99.05%	47,680,911	47,171,922	98.93%	341,222	216,903	140	220
文京	35,218,521	35,069,723	99.58%	35,208,820	35,130,552	99.78%	37,260,346	37,136,256	99.67%	226,332	123,199	165	302
台東	20,866,858	20,497,787	98.23%	20,872,660	20,636,833	98.87%	22,369,234	22,113,149	98.86%	203,709	124,181	110	180
墨田	24,323,884	24,086,913	99.03%	24,470,750	24,286,196	99.25%	25,419,608	25,209,344	99.17%	275,724	157,015	92	162
江東	51,388,414	51,013,390	99.27%	51,876,642	51,588,223	99.44%	54,552,394	54,229,219	99.41%	525,952	276,477	104	197
品川	49,631,867	49,322,704	99.38%	50,126,855	49,914,087	99.58%	52,735,872	52,503,869	99.56%	403,699	226,858	131	232
目黒	45,706,409	45,244,900	98.99%	45,400,447	45,077,541	99.29%	47,159,803	46,824,363	99.29%	278,276	156,910	169	301
世田谷	123,553,158	122,458,603	99.11%	123,053,365	122,239,263	99.34%	127,911,892	126,975,607	99.27%	916,208	489,372	140	261
渋谷	52,319,229	51,815,258	99.04%	54,276,110	53,840,052	99.20%	57,891,286	57,029,268	98.51%	229,013	139,386	253	415
中野	33,882,173	33,433,175	98.67%	33,715,818	33,395,642	99.05%	35,752,143	35,415,375	99.06%	332,017	206,061	108	174
杉並	64,319,815	63,555,689	98.81%	63,880,042	63,293,239	99.08%	65,958,264	65,242,204	98.91%	569,703	323,702	116	204
豊島	31,520,548	31,022,717	98.42%	30,847,229	30,540,767	99.01%	32,090,368	31,776,620	99.02%	283,342	176,253	113	182
北	28,737,375	28,375,557	98.74%	28,662,859	28,406,495	99.11%	30,050,875	29,768,854	99.06%	351,278	198,967	86	151
荒川	16,947,278	16,687,039	98.46%	16,735,865	16,589,376	99.12%	17,638,189	17,477,521	99.09%	215,543	117,089	82	151
板橋	44,528,325	43,965,849	98.74%	43,988,030	43,527,887	98.95%	45,609,666	45,187,033	99.07%	567,214	316,494	80	144
練馬	65,078,245	64,446,723	99.03%	65,310,775	64,687,551	99.05%	66,975,051	66,404,223	99.15%	738,358	381,830	91	175
足立	46,081,891	45,271,099	98.24%	45,656,672	45,001,443	98.56%	47,406,569	46,648,727	98.40%	689,106	359,923	69	132
葛飾	32,174,606	31,640,515	98.34%	31,565,203	31,147,533	98.68%	32,877,283	32,435,384	98.66%	462,083	239,622	71	137
江戸川	51,556,577	51,295,595	99.49%	50,804,184	50,632,086	99.66%	52,732,169	52,531,137	99.62%	689,739	345,803	76	152
合計	1,063,009,673	1,051,554,079	98.92%	1,063,884,612	1,055,476,517	99.21%	1,117,291,067	1,107,690,263	99.14%	9,522,872	5,254,558	117	213

(住民基本台帳による人口・世帯は令和4年1月1日現在)

令和4年度 23区の特別区民税調定額・収入額（現年度分）



(2) 1人当たり及び世帯当たりの特別区民税（調定額）負担状況



[住民基本台帳による世帯と人口] (単位：人，件，円)

	世帯数・人口(各年1月1日現在)						現年度分	1人当たり・1世帯当たりの調定額			
	総人口	日本人	外国人	前年比	世帯数	前年比	調定総額	1人 当たり	前年比	1世帯 当たり	前年比
30年度 (2018)	723,341	700,481	22,860	100.69%	385,193	101.50%	69,690,251,000	96,345	101.61%	180,923	100.95%
元年度 (2019)	729,534	705,335	24,199	100.69%	391,146	101.55%	72,150,948,000	98,900	102.65%	184,460	101.96%
2年度 (2020)	734,493	709,206	25,287	100.55%	396,961	101.49%	73,308,239,000	99,808	100.92%	184,674	100.12%
3年度 (2021)	733,672	709,550	24,122	100.05%	398,687	100.43%	72,830,612,000	99,269	99.46%	182,676	98.92%
4年度 (2022)	728,703	705,601	23,102	99.44%	398,254	99.89%	73,766,246,000	101,230	101.98%	185,224	101.39%

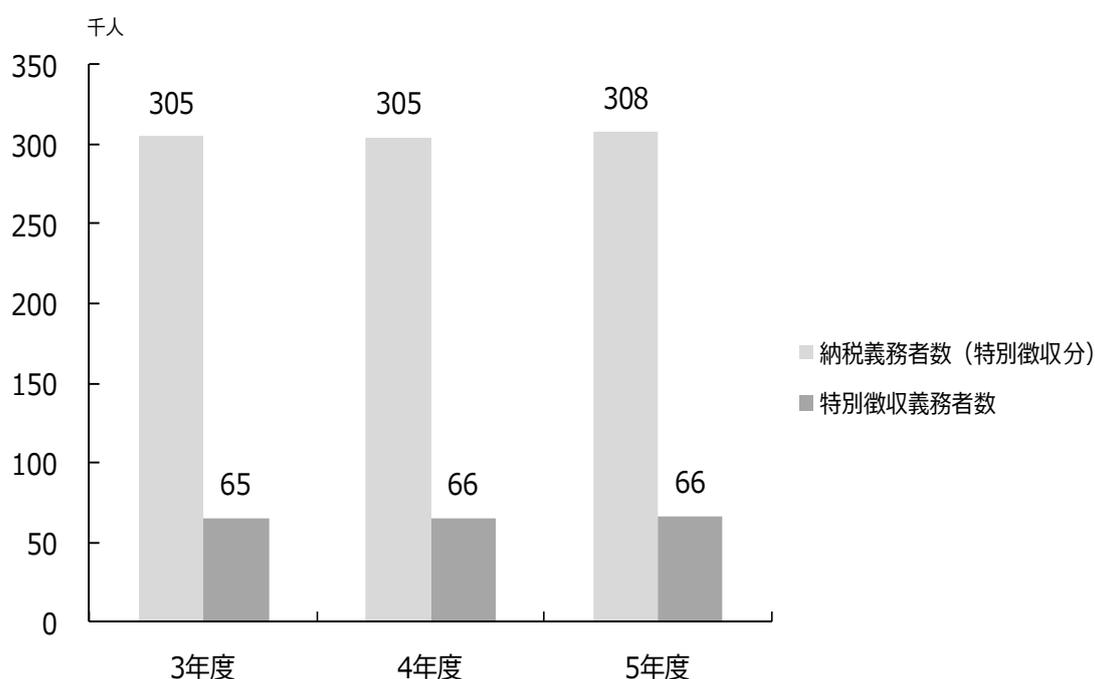
(3) 特別区民税の特別徴収の推移

① 給与特徴に係る分

[課税状況等の調] (単位：人、千円)

	特別徴収 義務者 (A)	納税義務 者数 (B)	(うち均等割 のみの者)	特徴義務者 の平均人数 (B/A)	特別徴収税額 (C) (D+E)	特別徴収税額の内訳		特徴義務者 の平均税額 (C/A)
						所得割額(D)	均等割 (E)	
3年度	65,350	304,796	4,489	4.7	53,075,325	52,008,552	1,066,773	812
4年度	65,632	304,695	4,270	4.6	53,995,353	52,928,934	1,066,419	823
5年度	66,458	307,887	4,254	4.6	56,232,584	55,155,025	1,077,559	846
23区 (4年度)	1,108,339	3,739,659	50,602	3.4	757,583,916	744,521,439	13,062,477	684

(各年度のデータは7月1日現在)



② 年金特徴に係る分

[課税状況等の調] (単位：人、千円)

	特別徴収義 務者 数	納税義務者 (うち均等割の みの者)	特別徴収税額	特別徴収税額の内訳		
				所得割額	均等割	
3年度	8	44,863	7,850	1,532,830	1,418,032	114,798
4年度	8	44,894	8,086	1,519,756	1,404,296	115,460
5年度	8	44,862	8,158	1,484,920	1,370,265	114,655
23区 (4年度)	152	480,240	76,774	17,786,180	16,514,732	1,271,448

(各年度のデータは7月1日現在)

(4) 課税標準額段階別・所得区分別の納税義務者・総所得金額・1人当たり平均所得額の推移

[課税状況等の調]

①課税標準段階別(全体)

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	4			5		
	納税義務者	総所得金額	1人当たり所得	納税義務者	総所得金額	1人当たり所得
10万円以下	10,315	25,250,215	2,448	10,633	24,220,699	2,278
10万超～100万円以下	92,325	143,775,395	1,557	90,117	142,317,482	1,579
100万超～200万円以下	119,351	310,254,569	2,600	117,244	307,360,259	2,622
200万超～300万円以下	75,298	291,005,982	3,865	79,009	305,192,830	3,863
300万超～400万円以下	40,565	208,250,778	5,134	42,378	220,500,490	5,203
400万超～550万円以下	32,058	214,211,058	6,682	33,339	224,816,081	6,743
550万超～700万円以下	15,230	129,250,630	8,487	15,659	132,025,145	8,431
700万超～1,000万円以下	14,613	159,963,038	10,947	14,829	162,216,559	10,939
1,000万超～2,000万円以下	11,332	187,930,992	16,584	11,495	196,143,012	17,063
2,000万超～5,000万円以下	3,103	110,190,184	35,511	3,421	125,261,271	36,615
5,000万超～1億円以下	529	42,319,202	79,998	550	46,337,199	84,249
1億円超～	187	53,799,476	287,698	196	59,019,414	301,119
合計	414,906	1,876,201,519	4,522	418,870	1,945,410,441	4,644

23区(4年度)		1人当たり所得
納税義務者	総所得金額	
134,976	380,909,611	2,822
1,156,843	1,811,834,808	1,566
1,386,823	3,629,113,479	2,617
903,673	3,499,908,522	3,873
520,162	2,692,726,118	5,177
431,075	2,906,284,413	6,742
219,612	1,884,052,296	8,579
226,494	2,494,566,243	11,014
197,705	3,420,087,543	17,299
61,484	2,319,050,368	37,718
11,630	996,634,131	85,695
4,810	1,705,156,229	354,502
5,255,287	27,740,323,761	5,279

②所得区分別(全体)

(単位：人、千円)

所得区分	4			1人当たり所得	5		1人当たり所得
	納税義務者	総所得金額	納税義務者		総所得金額		
給与所得者	346,518	1,458,314,881	4,208	352,188	1,526,746,144	4,335	
営業等所得者	14,836	78,093,427	5,264	13,852	64,866,388	4,683	
その他の所得者	45,369	143,985,644	3,174	45,015	139,020,991	3,088	
分離譲渡所得者等	8,183	195,807,567	23,929	7,815	214,776,918	27,483	
合計	414,906	1,876,201,519	4,522	418,870	1,945,410,441	4,644	

23区(4年度)		1人当たり所得
納税義務者	総所得金額	
4,341,372	20,227,839,240	4,659
237,167	1,419,123,537	5,984
556,833	1,940,927,308	3,486
119,915	4,152,433,676	34,628
5,255,287	27,740,323,761	5,279

※給与所得者とは、各所得金額(分離課税の所得を除く。以下同じ。)のうち給与所得が最も大きい者

※営業等所得者とは、各所得金額のうち営業等所得が最も大きい者

※その他の所得者とは、各所得金額のうち給与所得者及び営業等所得者以外の所得が最も大きい者(各所得金額のうち農業所得が最も大きい者も含む。)

※分離譲渡所得者等とは、分離課税所得のある者

③課税標準段階別（所得区分別）

[課税状況等の調]
(単位：人、千円)

ア 給与所得者

課税標準額の段階	年度	4		1人当たり所得	5		1人当たり所得
		納税義務者	総所得金額		納税義務者	総所得金額	
10万円以下		6,220	4,260,006	685	6,567	4,365,090	665
10万超～100万円以下		64,944	95,966,374	1,478	62,710	92,028,637	1,468
100万超～200万円以下		105,859	265,788,903	2,511	103,706	262,876,000	2,535
200万超～300万円以下		68,666	258,456,611	3,764	72,291	271,609,001	3,757
300万超～400万円以下		36,465	183,159,985	5,023	38,461	192,930,030	5,016
400万超～550万円以下		28,556	186,130,409	6,518	29,832	194,536,026	6,521
550万超～700万円以下		13,036	107,555,661	8,251	13,701	112,866,663	8,238
700万超～1,000万円以下		11,859	123,843,592	10,443	12,731	133,130,102	10,457
1,000万超～2,000万円以下		8,503	133,319,663	15,679	9,335	146,790,439	15,725
2,000万超～5,000万円以下		2,022	62,228,733	30,776	2,412	73,653,077	30,536
5,000万超～1億円以下		300	20,782,869	69,276	338	23,253,852	68,798
1億円超～		88	16,822,075	191,160	104	18,707,227	179,877
合計		346,518	1,458,314,881	4,208	352,188	1,526,746,144	4,335

23区（4年度）		
納税義務者	総所得金額	1人当たり所得
80,997	55,047,467	680
819,190	1,194,786,604	1,458
1,209,650	3,050,858,823	2,522
813,342	3,062,174,417	3,765
463,942	2,326,339,828	5,014
379,406	2,466,359,117	6,501
186,895	1,535,454,573	8,216
184,367	1,923,848,662	10,435
153,259	2,409,904,692	15,724
41,462	1,290,315,451	31,120
6,701	464,758,715	69,357
2,161	447,990,891	207,307
4,341,372	20,227,839,240	4,659

イ 営業等所得者

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	年度	4		1人当たり所得	5		1人当たり所得
		納税義務者	総所得金額		納税義務者	総所得金額	
10万円以下		549	499,016	909	581	537,016	924
10万超～100万円以下		3,870	6,003,491	1,551	3,948	6,087,859	1,542
100万超～200万円以下		2,972	7,840,409	2,638	3,189	8,444,985	2,648
200万超～300万円以下		1,978	7,399,911	3,741	2,112	7,952,350	3,765
300万超～400万円以下		1,304	6,357,573	4,875	1,211	5,901,959	4,874
400万超～550万円以下		1,107	6,933,224	6,263	1,015	6,334,344	6,241
550万超～700万円以下		690	5,315,343	7,703	559	4,417,387	7,902
700万超～1,000万円以下		1,114	10,894,315	9,779	482	4,907,695	10,182
1,000万超～2,000万円以下		954	13,763,048	14,427	476	7,667,768	16,109
2,000万超～5,000万円以下		239	7,606,823	31,828	218	7,150,889	32,802
5,000万超～1億円以下		46	3,192,812	69,409	45	3,315,474	73,677
1億円超～		13	2,287,462	175,959	16	2,148,662	134,291
合計		14,836	78,093,427	5,264	13,852	64,866,388	4,683

23区（4年度）		
納税義務者	総所得金額	1人当たり所得
9,661	8,372,266	867
61,067	90,573,039	1,483
45,011	115,857,499	2,574
29,881	110,476,278	3,697
19,685	94,691,331	4,810
18,600	114,412,818	6,151
12,591	96,989,658	7,703
17,938	176,635,776	9,847
15,544	229,390,844	14,758
5,305	170,417,172	32,124
1,290	89,850,099	69,651
594	121,456,757	204,473
237,167	1,419,123,537	5,984

ウ その他の所得者

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	4		1人当たり所得	5		1人当たり所得
	納税義務者	総所得金額		納税義務者	総所得金額	
10万円以下	2,650	2,301,798	869	2,598	2,274,321	875
10万超～100万円以下	22,688	32,050,124	1,413	22,616	31,880,004	1,410
100万超～200万円以下	9,576	23,858,175	2,491	9,391	23,416,225	2,493
200万超～300万円以下	3,747	13,961,335	3,726	3,739	13,975,993	3,738
300万超～400万円以下	2,008	9,740,134	4,851	1,969	9,609,862	4,881
400万超～550万円以下	1,527	9,462,432	6,197	1,618	10,025,054	6,196
550万超～700万円以下	908	7,048,928	7,763	886	6,903,880	7,792
700万超～1,000万円以下	881	8,716,823	9,894	926	9,207,772	9,944
1,000万超～2,000万円以下	935	14,371,400	15,370	858	13,299,796	15,501
2,000万超～5,000万円以下	352	11,089,050	31,503	326	10,065,094	30,875
5,000万超～1億円以下	68	4,788,883	70,425	66	4,394,119	66,578
1億円超～	29	6,596,562	227,468	22	3,968,871	180,403
合計	45,369	143,985,644	3,174	45,015	139,020,991	3,088

23区（4年度）		1人当たり所得
納税義務者	総所得金額	
32,008	27,506,261	859
265,617	376,553,463	1,418
119,705	296,396,341	2,476
48,682	180,364,148	3,705
25,875	124,817,854	4,824
20,811	128,146,280	6,158
11,619	90,080,097	7,753
12,443	123,424,974	9,919
13,126	202,959,633	15,462
5,411	167,960,329	31,041
996	68,627,989	68,904
540	154,089,939	285,352
556,833	1,940,927,308	3,486

エ 分離譲渡所得者等

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	4		1人当たり所得	5		1人当たり所得
	納税義務者	総所得金額		納税義務者	総所得金額	
10万円以下	896	18,189,395	20,301	887	17,044,272	19,216
10万超～100万円以下	823	9,755,406	11,853	843	12,320,982	14,616
100万超～200万円以下	944	12,767,082	13,524	958	12,623,049	13,176
200万超～300万円以下	907	11,188,125	12,335	867	11,655,486	13,443
300万超～400万円以下	788	8,993,086	11,413	737	12,058,639	16,362
400万超～550万円以下	868	11,684,993	13,462	874	13,920,657	15,928
550万超～700万円以下	596	9,330,698	15,656	513	7,837,215	15,277
700万超～1,000万円以下	759	16,508,308	21,750	690	14,970,990	21,697
1,000万超～2,000万円以下	940	26,476,881	28,167	826	28,385,009	34,364
2,000万超～5,000万円以下	490	29,265,578	59,726	465	34,392,211	73,962
5,000万超～1億円以下	115	13,554,638	117,866	101	15,373,754	152,215
1億円超～	57	28,093,377	492,866	54	34,194,654	633,234
合計	8,183	195,807,567	23,929	7,815	214,776,918	27,483

23区（4年度）		1人当たり所得
納税義務者	総所得金額	
12,310	289,983,617	23,557
10,969	149,921,702	13,668
12,457	166,000,816	13,326
11,768	146,893,679	12,482
10,660	146,877,105	13,778
12,258	197,366,198	16,101
8,507	161,527,968	18,988
11,746	270,656,831	23,042
15,776	577,832,374	36,627
9,306	690,357,416	74,184
2,643	373,397,328	141,278
1,515	981,618,642	647,933
119,915	4,152,433,676	34,628

④ 公的年金等に係る雑所得の課税標準額・収入金額の段階別等の推移
ア 65歳未満の者 課税標準額の段階別

[課税状況等の調]
(単位：人、千円)

年度	4		1人当たり 金額	5		1人当たり 金額
	納税義務者	収入金額		納税義務者	収入金額	
課税標準額の段階						
10万円以下	386	160,354	415	349	143,783	412
10万超～100万円以下	3,347	1,777,961	531	2,808	1,617,426	576
100万超～200万円以下	2,551	1,464,639	574	2,440	1,687,853	692
200万超～300万円以下	884	631,156	714	1,161	941,535	811
300万超～400万円以下	466	381,927	820	516	402,361	780
400万超～550万円以下	351	315,283	898	390	348,291	893
550万超～700万円以下	200	156,580	783	199	149,159	750
700万超～1,000万円以下	248	213,578	861	203	182,265	898
1,000万円超～	473	435,691	921	437	418,087	957
合計	8,906	5,537,169	622	8,503	5,890,760	693

23区（4年度）			1人当たり 金額
納税義務者	収入金額	金額	
5,078	2,091,349	412	
39,112	21,021,157	537	
28,710	16,333,328	569	
10,701	7,576,050	708	
5,806	4,797,354	826	
4,697	3,912,630	833	
2,740	2,112,268	771	
3,431	2,721,995	793	
6,698	6,517,716	973	
106,973	67,083,847	627	

イ 65歳未満の者 収入金額の段階別

(単位：人、千円)

年度	4		1人当たり 金額	5		1人当たり 金額
	納税義務者	収入金額		納税義務者	収入金額	
収入金額の段階						
60万円以下	5,853	1,252,097	214	4,902	1,129,334	230
60万超～70万円以下	374	242,093	647	483	314,258	651
70万超～90万円以下	543	430,364	793	767	610,974	797
90万超～110万円以下	459	457,763	997	592	590,769	998
110万超～130万円以下	418	501,392	1,200	433	519,008	1,199
130万超～150万円以下	306	427,395	1,397	342	475,777	1,391
150万超～200万円以下	481	822,420	1,710	501	854,446	1,705
200万超～250万円以下	207	458,431	2,215	223	496,952	2,228
250万超～300万円以下	114	309,100	2,711	103	282,809	2,746
300万超～500万円以下	133	500,399	3,762	142	523,717	3,688
500万円超～	18	135,715	7,540	15	92,716	6,181
合計	8,906	5,537,169	622	8,503	5,890,760	693

23区（4年度）			1人当たり 金額
納税義務者	収入金額	金額	
70,136	14,741,917	210	
4,457	2,890,407	649	
6,845	5,428,866	793	
5,431	5,427,286	999	
4,939	5,909,551	1,197	
3,591	5,009,479	1,395	
5,506	9,425,472	1,712	
2,587	5,750,277	2,223	
1,430	3,889,648	2,720	
1,786	6,552,373	3,669	
265	2,058,571	7,768	
106,973	67,083,847	627	

ウ 65歳以上の者 課税標準額の段階別

(単位：人、千円)

年度	4		1人当たり 金額	5		1人当たり 金額
	納税義務者	収入金額		納税義務者	収入金額	
課税標準額の段階						
10万円以下	3,800	5,556,877	1,462	3,730	5,498,706	1,474
10万超～100万円以下	29,259	55,605,563	1,900	29,190	55,081,389	1,887
100万超～200万円以下	15,143	32,906,018	2,173	15,222	32,640,972	2,144
200万超～300万円以下	6,351	14,815,158	2,333	6,580	14,978,088	2,276
300万超～400万円以下	3,002	6,809,358	2,268	3,030	6,825,722	2,253
400万超～550万円以下	2,150	4,505,028	2,095	2,244	4,756,268	2,120
550万超～700万円以下	1,241	2,280,115	1,837	1,112	2,144,131	1,928
700万超～1,000万円以下	1,447	2,238,944	1,547	1,281	2,225,798	1,738
1,000万円超～	2,664	4,054,884	1,522	2,420	3,733,145	1,543
合計	65,057	128,771,945	1,979	64,809	127,884,219	1,973

23区（4年度）			1人当たり 金額
納税義務者	収入金額	金額	
45,139	65,467,817	1,450	
338,474	641,899,193	1,896	
177,483	391,644,520	2,207	
75,973	180,814,405	2,380	
37,250	86,309,308	2,317	
27,826	57,364,656	2,062	
15,766	28,959,642	1,837	
19,717	31,345,708	1,590	
37,739	57,833,583	1,532	
775,367	1,541,638,832	1,988	

エ 65歳以上の者 収入金額の段階別

(単位：人、千円)

年度	4		1人当たり 金額	5		1人当たり 金額
	納税義務者	収入金額		納税義務者	収入金額	
収入金額の段階						
110万円以下	16,791	11,648,895	694	16,556	11,470,338	693
110万超～150万円以下	5,990	7,755,710	1,295	6,165	7,989,074	1,296
150万超～200万円以下	10,449	18,540,615	1,774	10,679	18,945,579	1,774
200万超～250万円以下	13,235	29,885,520	2,258	13,265	29,943,415	2,257
250万超～300万円以下	9,914	26,919,271	2,715	9,750	26,453,787	2,713
300万超～500万円以下	7,530	27,137,517	3,604	7,245	26,172,822	3,613
500万円超～	1,148	6,884,417	5,997	1,149	6,909,204	6,013
合計	65,057	128,771,945	1,979	64,809	127,884,219	1,973

23区（4年度）			1人当たり 金額
納税義務者	収入金額	金額	
211,092	143,464,258	680	
67,252	86,945,317	1,293	
118,582	210,237,877	1,773	
147,106	332,596,062	2,261	
119,689	325,584,492	2,720	
95,350	344,442,945	3,612	
16,296	98,367,881	6,036	
775,367	1,541,638,832	1,988	

(5) 所得控除・税額控除額と控除対象人員等の推移

①所得控除

[課税状況等の調べ] (単位:人、千円)

年度	4年度			5年度		
	人員	控除額	前年比	人員	控除額	前年比
控除区分						
雑損控除	52	20,004	83.3%	46	18,545	92.7%
医療費控除	53,884	15,404,950	110.0%	55,239	15,481,641	100.5%
社会保険料控除	400,608	270,701,838	101.0%	404,246	279,900,320	103.4%
小規模企業共済等掛金	36,972	8,547,422	113.0%	40,770	9,396,986	109.9%
生命保険料控除	281,167	13,009,394	100.0%	280,874	12,942,995	99.5%
地震保険料控除	82,516	852,565	107.3%	83,501	885,776	103.9%
障害者控除(実人員)	10,532	3,027,280	103.0%	10,636	3,055,280	100.9%
内 (障害者控除)	6,070	1,624,480	102.2%	6,210	1,664,780	102.5%
訳 (特別障害者控除)	4,573	1,402,800	104.0%	4,538	1,390,500	99.1%
寡婦控除	3,483	905,580	97.1%	3,462	900,120	99.4%
ひとり親控除	3,485	1,045,500	98.2%	3,502	1,050,600	100.5%
勤労学生控除	46	11,960	117.9%	47	12,220	102.2%
配偶者控除	51,976	17,424,809	95.6%	49,586	16,652,820	95.6%
内 (配偶者控除)	39,957	12,870,549	94.5%	37,702	12,149,830	94.4%
訳 (老人配偶者控除)	12,019	4,554,260	98.9%	11,884	4,502,990	98.9%
配偶者特別控除	8,319	2,342,150	93.7%	8,138	2,302,980	98.3%
扶養控除(実人員)	38,842	19,460,140	98.8%	38,448	19,292,030	99.1%
内 (一般扶養控除)	21,790	8,220,630	98.6%	21,640	8,150,670	99.1%
訳 (特定扶養控除)	13,379	6,655,950	100.4%	13,441	6,689,700	100.5%
内 (老人扶養親族)	4,243	1,847,560	98.3%	4,169	1,820,960	98.6%
訳 (同居老親等)	5,676	2,736,000	96.2%	5,459	2,630,700	96.2%
特別障害者のうち同居特障加算金分に係る者	1,696	393,760	101.1%	1,682	389,620	98.9%
基礎控除	414,906	176,511,030	99.9%	418,870	178,111,430	100.9%
合計	1,388,484	529,658,382	100.7%	1,399,047	540,393,363	102.0%

23区(4年度)		
人員	控除額	前年比
512	274,894	72.3%
727,640	220,635,117	114.4%
5,040,634	3,528,918,358	102.1%
499,917	133,377,074	116.9%
3,474,095	160,456,112	100.8%
1,055,905	10,682,430	108.7%
133,391	38,483,360	102.3%
77,318	20,709,260	103.0%
57,750	17,774,100	101.6%
40,554	10,544,040	98.7%
45,264	13,579,200	99.4%
658	171,080	102.3%
588,087	196,780,979	94.8%
452,292	145,349,489	93.4%
135,795	51,431,490	98.8%
129,439	37,268,550	98.8%
500,921	254,225,540	99.7%
280,742	108,193,470	99.5%
162,567	80,845,650	100.8%
66,971	30,536,420	100.4%
71,305	34,650,000	97.0%
21,787	5,084,610	99.7%
5,255,287	2,223,574,870	100.4%
17,514,091	6,834,056,214	101.8%

②税額控除

年度	4年度			5年度		
	人員	控除額	前年比	人員	控除額	前年比
控除区分						
調整控除	414,906	729,022	99.3%	418,870	730,887	100.3%
配当控除	6,849	134,733	97.6%	7,060	113,033	83.9%
住宅借入金等控除	11,755	544,344	102.9%	10,808	487,795	89.6%
寄付金控除	84,565	4,250,856	124.2%	97,480	4,972,583	117.0%
外国税額控除	623	12,016	75.2%	722	11,062	92.1%
配当割額の控除	5,830	175,476	121.4%	6,140	142,424	81.2%
株式等譲渡所得割額	2,700	172,850	78.9%	2,357	124,603	72.1%
合計	527,228	6,019,297	115.7%	543,437	6,582,387	109.4%

23区(4年度)		
人員	控除額	前年比
5,255,287	9,110,373	99.7%
83,775	2,425,560	90.6%
142,873	6,549,427	101.7%
1,161,610	72,064,185	129.5%
8,208	413,899	146.3%
81,253	2,396,220	125.2%
39,866	3,410,007	131.1%
6,772,872	96,369,671	122.5%

(6) 分離課税の調定額等について

① 退職所得の分離課税による調定額（月別）の推移

年度	2			3			4		
	納税義務者	調定額	構成比	納税義務者	調定額	構成比	納税義務者	調定額	構成比
4月	301	112,318	13.8%	301	100,199	11.5%	237	95,760	11.9%
5月	522	109,361	13.5%	665	159,214	18.2%	572	132,497	16.5%
6月	151	44,572	5.5%	186	41,155	4.7%	240	75,383	9.4%
7月	132	28,702	3.5%	153	40,500	4.6%	141	40,003	5.0%
8月	301	151,353	18.7%	292	124,135	14.2%	270	112,091	14.0%
9月	141	54,353	6.7%	150	50,189	5.8%	116	29,930	3.8%
10月	163	38,527	4.8%	152	103,718	11.9%	166	41,896	5.2%
11月	211	68,227	8.4%	165	65,798	7.5%	165	106,805	13.3%
12月	84	20,375	2.5%	108	31,525	3.6%	43	17,013	2.1%
1月	204	98,608	12.2%	170	56,028	6.4%	209	62,148	7.7%
2月	288	39,095	4.8%	191	61,054	7.0%	175	44,759	5.6%
3月	154	45,465	5.6%	139	40,412	4.6%	130	44,290	5.5%
合計	2,652	810,956	100.0%	2,672	873,927	100.0%	2,464	802,575	100.0%
(前年度比)	108.91%	123.33%		100.75%	107.77%		92.22%	91.84%	

※最新年度については、課税状況調べの年度ではなく前年度となります。23区分については前々年度となります。

[課税状況等の調]

(単位：人、千円)

23区（令和3年度）		
納税義務者	調定額	構成比
3,331	1,359,408	11.2%
7,060	1,853,662	15.3%
3,459	885,972	7.3%
2,865	1,104,422	9.1%
3,040	1,527,637	12.6%
2,030	787,643	6.5%
1,902	773,419	6.4%
2,375	869,602	7.1%
1,797	557,756	4.6%
2,040	1,068,879	8.8%
2,158	700,256	5.7%
2,345	655,145	5.4%
34,402	12,143,801	100.0%
104.01%	101.89%	

② 譲渡所得（長期・短期、株式等）・雑所得（先物取引）の分離課税による算出税額の推移

区分	3			4			5		
	納税義務者	調定額	構成比	納税義務者	調定額	構成比	納税義務者	調定額	構成比
長期譲渡所得		1,578,733	40.5%		1,722,543	49.8%		2,055,634	50.2%
短期譲渡所得		33,850	0.9%		71,313	2.1%		35,682	0.9%
株式等の譲渡所得等		2,169,681	55.7%		1,503,219	43.5%		1,842,930	45.0%
上場株式等の配当所得金額に係る分		85,744	2.2%		125,300	3.6%		103,342	2.5%
商品先物取引等の雑所得等		29,785	0.7%		34,573	1.0%		58,584	1.4%
合計	7,496	3,897,793	100.0%	8,183	3,456,948	100.0%	7,815	4,096,172	100.0%
(前年度比)	114.51%	118.51%		109.16%	88.69%		95.50%	118.49%	

※土地等の事業・雑所得は課税はありません。

[課税状況等の調]

(単位：千円)

23区（令和4年度）		
納税義務者	調定額	構成比
	27,738,070	36.5%
	982,481	1.3%
	44,556,511	58.7%
	1,996,632	2.6%
	704,345	0.9%
119,915	75,978,039	100.0%
112.65%	135.90%	

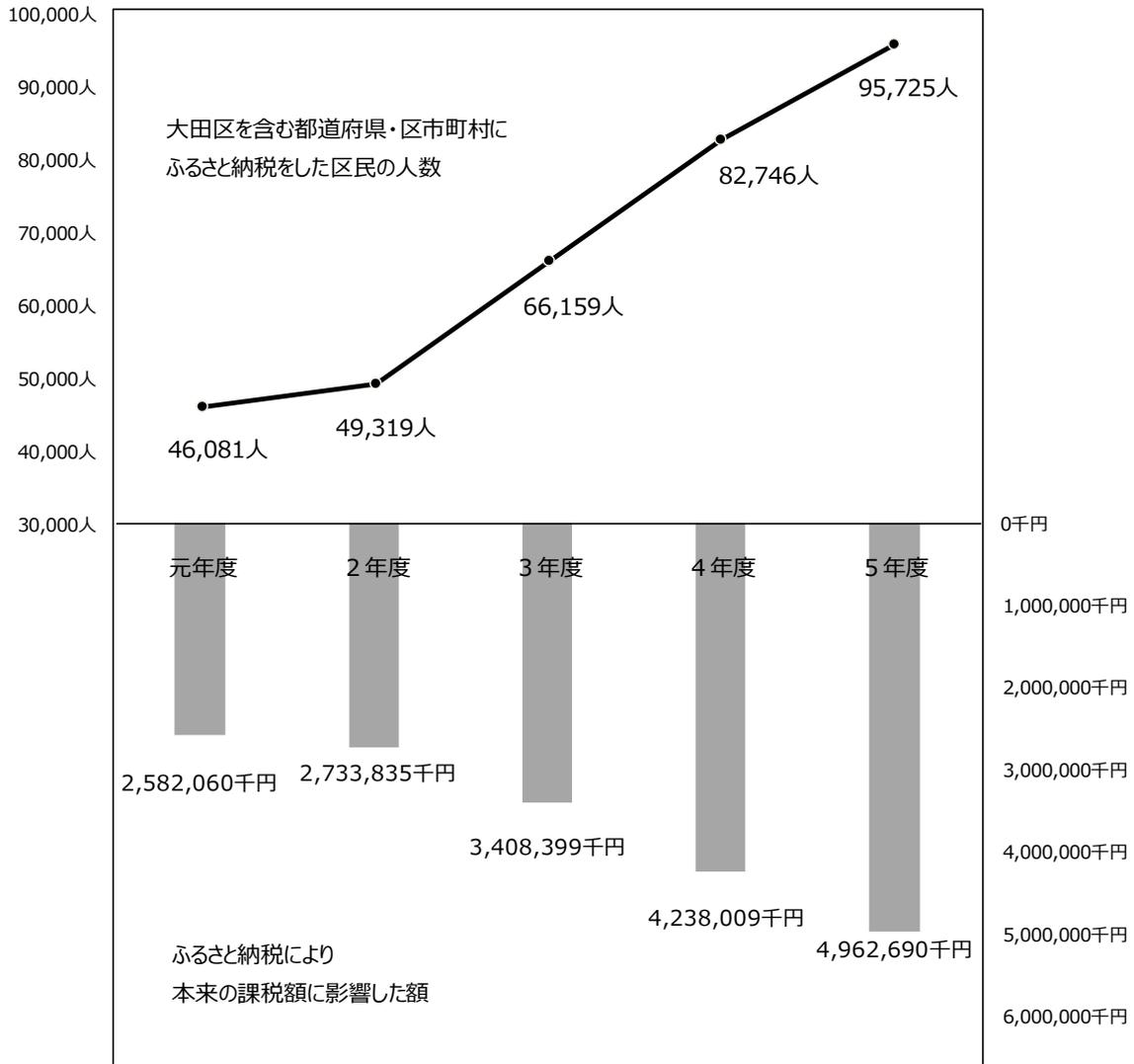
(7) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額）

（課税状況等の調より）

都道府県・区市町村への寄附、いわゆる「ふるさと納税」を行うと、寄附した金額に応じて次の年度の住民税から税額控除（住民税額を減らす）を受けることができます（所得等に応じて限度額があります）。

令和5年度の大田区の住民税は、ふるさと納税により、本来の課税額に比較して49億6,200万円余りのマイナスの影響を受けました。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移

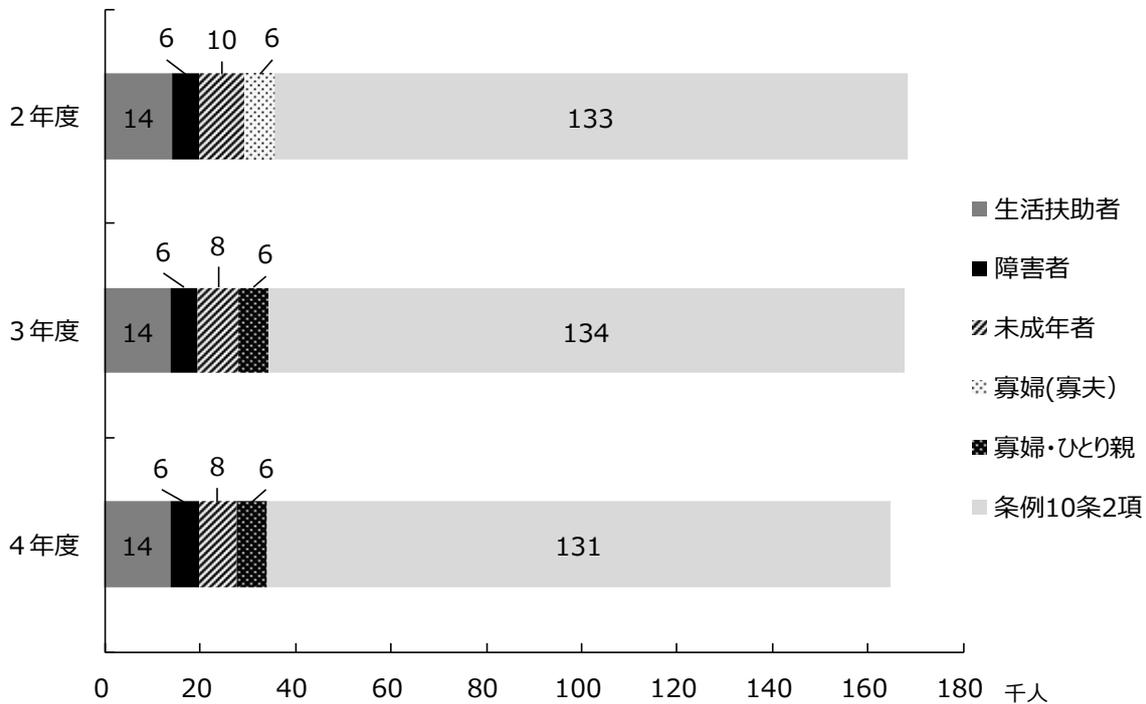


区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	46,081人	49,319人	66,159人	82,746人	95,725人
	控除額	2,582,060千円	2,733,835千円	3,408,399千円	4,238,009千円	4,962,690千円

※大田区の方が大田区に寄附を行った場合でも、寄附金税額控除の対象となります。
控除額は、所得等に応じて限度額があります。

(8) 特別区民税の非課税者、減免該当者の推移

①非課税者(地方税法第295条)の推移



[区税に関する参考資料]

単位：人

	2年度		3年度		4年度		23区(4年度)	
	非課税者	構成比	非課税者	構成比	非課税者	構成比	非課税者	構成比
①生活扶助者	14,168	8.42%	13,892	8.28%	13,692	8.31%	144,248	6.86%
②障害者	5,561	3.31%	5,653	3.37%	5,883	3.57%	75,213	3.58%
③未成年者	9,561	5.68%	8,434	5.03%	8,244	5.00%	99,123	4.72%
④寡婦(寡夫)	6,281	3.74%	-	-	-	-	-	-
⑤寡婦・ひとり親	-	-	6,181	3.68%	6,101	3.70%	70,885	3.37%
⑥条例10条2項	132,640	78.85%	133,579	79.64%	130,927	79.42%	1,712,207	81.47%
合計	168,211	100.00%	167,739	100.00%	164,847	100.00%	2,101,676	100.00%

※非課税の所得限度額は、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で所得が135万円以下の者をいう。

①生活扶助者とは、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者(未申告者も含む。)をいう。

②障害者とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けている者等をいう。

③未成年者とは、賦課期日現在に満20歳(令和5年度課税からは、満18歳)に達しない者をいう。

④寡婦(寡夫)とは、夫(妻)と死別・離婚をした者等をいう。(令和2年度まで)

⑤寡婦・ひとり親とは、次の者をいう。なお、一定以上の所得がある場合や事実上婚姻関係と同等の事情にある場合等を除く。(令和3年度から)

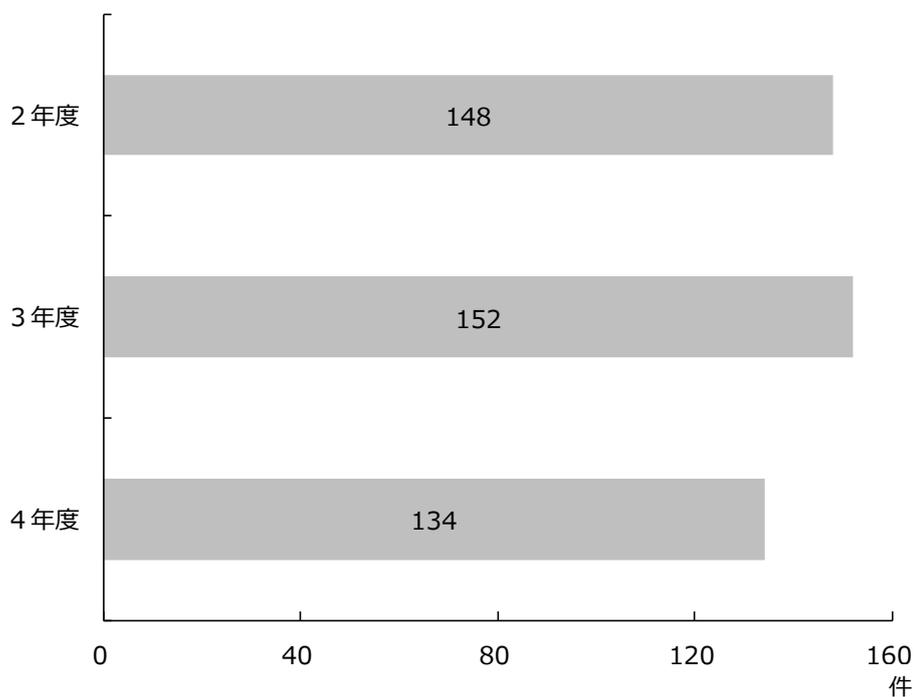
・寡婦とは、夫と死別・離婚をした者等(ひとり親に該当する者を除く。)をいう。

・ひとり親とは、現在婚姻をしていない者等のうち同一生計の子どもがいる者をいう。

⑥条例第10条2項とは、地方税法第295条3項により均等割を課せない者をいう。(所得が条例規定の金額以下)

均等割非課税 → 扶養なしの場合…合計所得金額が、45万円以下

② 減免該当者（地方税法第323条）の推移



[区税に関する参考資料]

単位：件

	2年度		3年度				4年度				23区（4年度）					
	均等割のみ		均等と所得割		均等割のみ		均等と所得割		均等割のみ		均等と所得割		均等割のみ		均等と所得割	
	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減
①生活保護法	1	0	100	0	4	0	81	0	5	0	112	0	60	0	2,170	0
②所得皆無者	1	0	42	0	0	0	65	0	1	0	13	0	2	0	104	3
③特別の理由	0	0	4	0	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0	72	4
合計	2	0	146	0	4	0	148	0	6	0	128	0	63	0	2,346	7

※区民税の減免は、区税条例第36条に規定している。

①生活保護法とは、生活保護法による保護を受ける者をいう。（生活の困窮者に対する最低限度の生活保障）

②所得皆無者とは、当該年の所得が皆無になり、生活が著しく困難になった者等をいう。

③特別の理由とは、震災や風水害等により甚大な被害を受けた場合、病気や盗難等で担税力がない者をいう。

(9) 特別区税・都民税の収入に占める徴税费・徴収取扱費、払込あん分率の推移

① 徴税费・都民税徴収取扱費の推移

		[課税状況等の調]			(単位：人、千円)
		2年度	3年度	4年度	23区(3年度)
税 収 入 額	特別区税(A)	78,562,537	78,354,599	79,559,020	1,150,487,564
	都民税	48,618,024	48,360,486	48,972,399	708,615,158
	収入額計(B)	127,180,561	126,715,085	128,531,419	1,859,102,722
徴税费歳出額	人件費	958,540	1,004,334	1,013,934	15,554,085
	物件費	86,191	19,295	17,460	7,543,965
	報奨金等	3,906	3,755	3,683	127,056
	その他	354,652	345,402	421,730	1,228,503
	徴税费計(C)	1,403,289	1,372,786	1,456,807	24,453,609
	(前年比)	92.43%	97.83%	106.12%	106.92%
割 合	(C/A)	1.79%	1.75%	1.83%	2.13%
	(C/B)	1.10%	1.08%	1.13%	1.32%
徴税職員数(課税課・納税課合計)		148	153	154	2,052
都 民 税 徴 収 取 扱 費		1,295,019	1,306,566	1,304,394	17,106,027

※この表は各年度の特別区税・都民税の収入額に占める徴税费の割合を示したものの。

・徴税费中の各費目の内容は以下のとおり。

(人件費) 給料、職員手当、共済費、(物件費) 事務費、賦課徴収費等、(報奨金等) 納税貯蓄組合補助金

(その他) 電算委託費等

・都民税徴収取扱費とは、地方税法に基づき、区の都民税(個人) 賦課徴収事務費用を都が補償する都支出金である。

② 住民税(都民税分)の払込あん分率の推移

	特定あん分率	(6月30日現在)	確定あん分率	(3月31日現在)
	区民税	都民税	区民税	都民税
2年度	0.61	0.39	0.602036	0.397964
3年度	0.61	0.39	0.601913	0.398087
4年度	0.61	0.39	0.601967	0.398033
5年度	0.61	0.39		

※あん分率とは・・・

地方税法第42条第3項の規定により、当該年度の特別区民税・都民税合計の調定額に対する都民税調定額の割合。大田区は徴収した税額にあん分率を乗じて都民税に係る分の徴収金を算定し、納付のあった月の翌月10日までに都へ払込む。

・特定あん分率 ー当該年度分の住民税の最初の納期限の月の末日現在(通常は6月30日現在)において算定したあん分率(小数点3位未満切捨て)

特定あん分率を適用する都への払込月は、通常7月から翌年3月まで。

・確定あん分率 ー当該年度分の末日現在(3月31日現在)において算定したあん分率(小数点7位未満切捨て)

確定あん分率を適用する都への払込月は、翌年4月から6月まで。

4 軽自動車税

(1) 軽自動車税種別割の車種別台数・調定額の推移

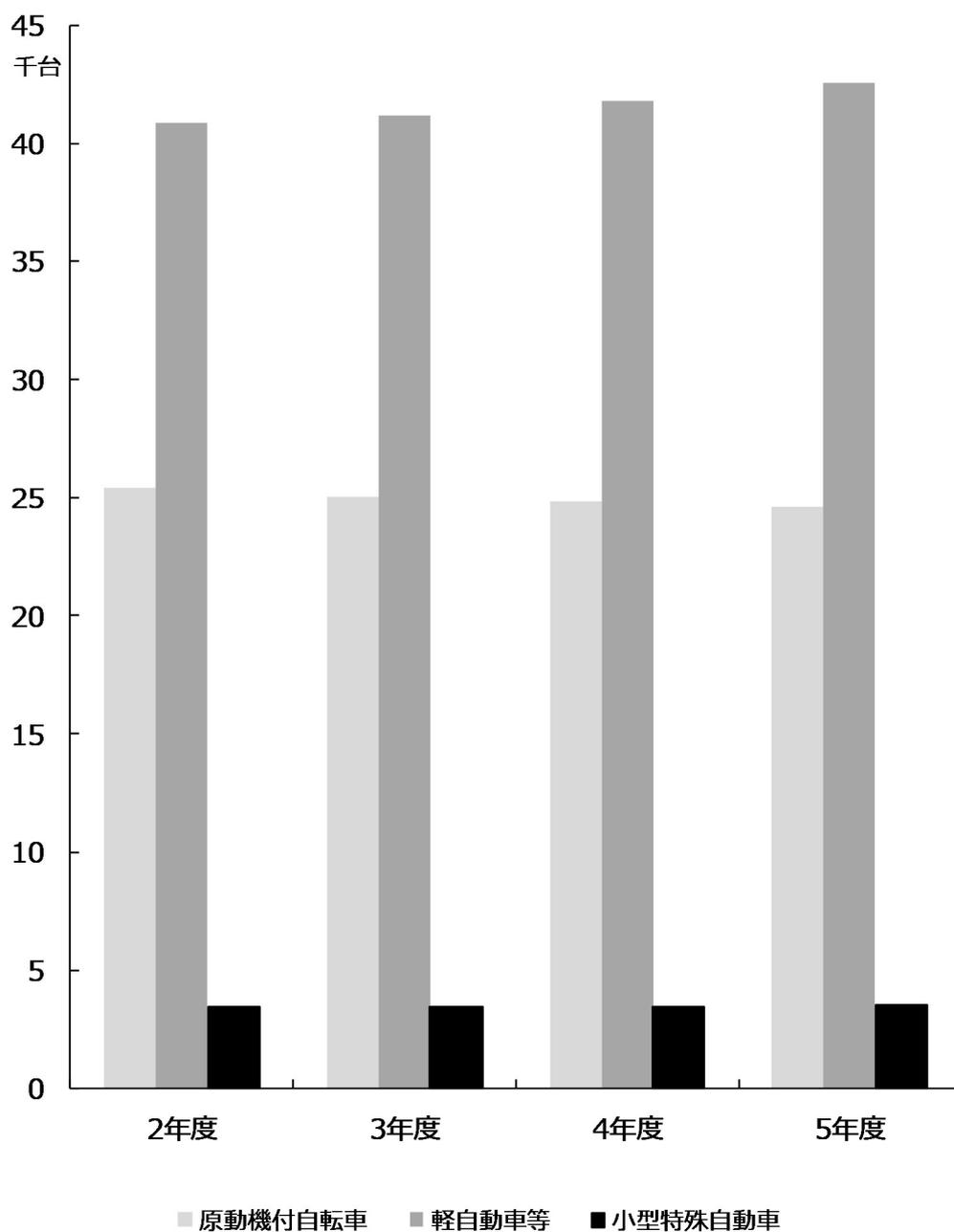
[課税状況等の調]

(単位：円)

区 分		2 年度			3 年度			4 年度			5 年度			23区（4年度）			
車 種		台数	調 定 額	前年比	台数	調 定 額	前年比										
原 付	50cc以下	12,965	25,930,000	94.2%	12,395	24,790,000	95.6%	12,133	24,266,000	97.9%	11,710	23,420,000	96.5%	160,815	321,630,000	98.6%	
	50～90cc以下	1,466	2,932,000	94.7%	1,417	2,834,000	96.7%	1,362	2,724,000	96.1%	1,353	2,706,000	99.3%	16,113	32,226,000	97.3%	
	90～125cc以下	10,359	24,862,000	100.6%	10,562	25,349,000	102.0%	10,668	25,603,000	101.0%	10,818	25,963,000	101.4%	114,318	274,364,000	102.1%	
	ミニカー	609	2,253,000	104.3%	643	2,379,000	105.6%	685	2,535,000	106.6%	684	2,531,000	99.8%	9,546	35,321,000	103.8%	
	小 計	25,399	55,977,000	97.3%	25,017	55,352,000	98.9%	24,848	55,128,000	99.6%	24,565	54,620,000	99.1%	300,792	663,541,000	100.2%	
軽 自 動 車	二輪車	9,209	33,152,000	98.0%	9,189	33,080,000	99.8%	9,284	33,422,000	101.0%	9,358	33,689,000	100.8%	100,425	361,527,000	101.1%	
	三輪車	3	14,000	100.0%	3	14,000	100.0%	2	9,000	64.3%	3	14,000	155.6%	35	159,000	95.2%	
	乗 用 四 輪 車	営業用	5	32,000	71.1%	5	32,000	100.0%	7	43,000	134.4%	26	184,000	427.9%	39	261,000	101.2%
		自家用	12,565	120,836,000	105.8%	12,756	126,354,000	104.6%	12,908	132,633,000	105.0%	13,179	137,210,000	103.5%	190,774	1,959,405,000	104.9%
	貨 物 用	営業用	2,093	7,392,000	104.5%	2,306	8,254,000	111.7%	2,426	8,843,000	107.1%	2,654	9,820,000	111.0%	26,298	96,354,000	105.8%
		自家用	8,779	42,170,000	102.7%	8,654	42,230,000	100.1%	8,658	42,921,000	101.6%	8,624	43,184,000	100.6%	108,494	538,951,000	100.9%
	雪上車	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	2	8,000	100.0%	
小 計	32,654	203,596,000	103.7%	32,913	209,964,000	103.1%	33,285	217,871,000	103.8%	33,844	224,101,000	102.9%	426,067	2,956,665,000	103.7%		
小 型 特 殊	農耕用	31	74,000	105.7%	31	74,000	100.0%	29	70,000	94.6%	30	72,000	102.9%	488	1,172,000	99.7%	
	特殊作業用	3,440	20,296,000	99.9%	3,427	20,219,000	99.6%	3,418	20,166,000	99.7%	3,464	20,438,000	101.3%	14,105	83,220,000	98.4%	
	小 計	3,471	20,370,000	100.0%	3,458	20,293,000	99.6%	3,447	20,236,000	99.7%	3,494	20,510,000	101.4%	14,593	84,392,000	98.4%	
二輪の小型自動車	8,220	49,320,000	100.7%	8,265	49,590,000	100.5%	8,462	50,772,000	102.4%	8,697	52,182,000	102.8%	98,683	592,088,000	103.8%		
合 計	69,744	329,263,000	101.9%	69,653	335,199,000	101.8%	70,042	344,007,000	102.6%	70,600	351,413,000	102.2%	840,135	4,296,684,000	103.0%		

※数値は各年度とも7月1日現在のものです。

軽自動車税種別割の車種別台数（7月1日現在）



(軽自動車等には、二輪の小型自動車を含む。)

(単位：台)

	2年度	3年度	4年度	5年度
原動機付自転車	25,399	25,017	24,848	24,565
軽自動車等	40,874	41,178	41,747	42,541
小型特殊自動車	3,471	3,458	3,447	3,494
合計台数	69,744	69,653	70,042	70,600

(2) 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録及び廃車件数

<課税課分>

(単位：件)

車種		2年度		3年度		4年度	
		登録	廃車	登録	廃車	登録	廃車
原付	50cc以下	1,659	1,704	1,884	1,677	1,596	1,635
	50～90cc以下	201	197	194	222	201	174
	90cc～125cc以下	2,031	1,486	1,919	1,432	1,858	1,478
	ミニカー	155	105	160	102	164	129
	小計	4,046	3,492	4,157	3,433	3,819	3,416
	非課税分	7	7	4	9	6	3
小型特殊	一般用	452	513	497	530	579	556
	農耕用	0	0	0	0	0	0
	小計	452	513	497	530	579	556
合計		4,505	4,012	4,658	3,972	4,404	3,975

<参考>

特別出張所での廃車	929	816	699
課税物件異動通知 (廃車未済分)	411	351	419

※ 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車は、課税課の他に特別出張所でも行います。

※ 課税物件異動通知とは、他の自治体で登録中の原動機付自転車・小型特殊自動車を、転入や譲渡を理由に大田区で登録する場合に、その自治体のナンバープレートと 標識交付証明書を回収の上、大田区で登録を受け付けした後、当該自治体へ連絡する通知です。

※ 平成28年4月1日より、ご当地ナンバープレートを交付開始（ミニカー・小型特殊は除く）。

令和4年度の交付実績は、1,624件

(3) 軽自動車税環境性能割の調定額等の推移

(単位：円、件)

	調定額		収入額		収入率
	金額	件数	金額	件数	
2年度	21,188,200	1,147	21,188,200	1,147	100.00%
3年度	20,650,800	1,112	20,650,800	1,112	100.00%
4年度	27,305,300	1,231	27,305,300	1,231	100.00%

※軽自動車税（環境性能割）は令和元年10月に創設されました。

5 特別区たばこ税、入湯税

(1) 特別区たばこ税の売渡本数・調定額の推移

[区税に関する参考資料]

(単位：千本、千円)

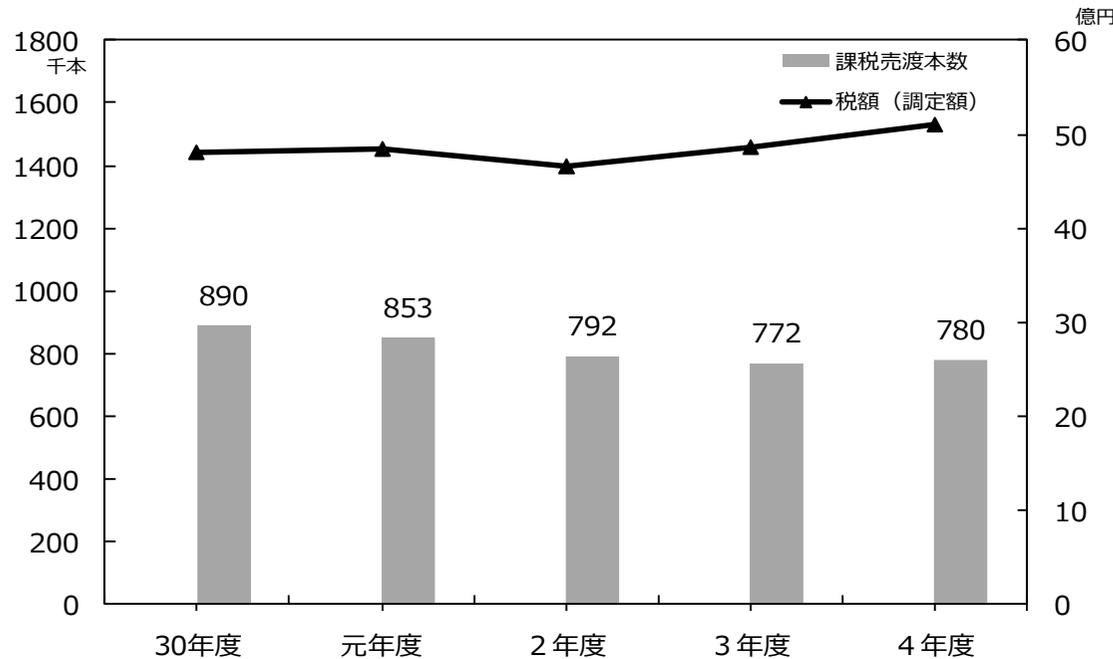
	大田区							
	課税標準等			調定額			収入率	特別徴収義務者数
	課税売渡本数	(内旧三級品)	前年比	税額(千円)	(内旧三級品)	前年比		
30年度	890,161	22,531	95.26%	4,811,973	88,432	99.00%	100.00%	10
元年度	852,900	11,841	95.81%	4,835,229	47,364	100.48%	100.00%	10
2年度	792,423		92.91%	4,654,345		96.26%	100.00%	10
3年度	771,793		97.40%	4,868,273		104.60%	100.00%	11
4年度	779,617		101.01%	5,108,109		104.93%	100.00%	11

	23区					
	課税標準等			調定額		
	課税売渡本数	(内旧三級品)	前年比	税額(千円)	(内旧三級品)	前年比
	14,192,595	309,092	95.60%	76,450,237	1,211,890	98.86%
	13,436,560	158,882	94.67%	76,211,464	635,256	99.69%
	11,760,737		87.53%	68,874,068		90.37%
	11,751,441		99.92%	73,864,103		107.25%
	12,083,260		102.82%	79,165,927		107.18%

※ 旧三級品国産たばこ（わかば、しんせい、エコー、ゴールドンバット、ウルマ、パイオレット）は令和元年9月で廃止となり、令和元年10月から旧三級品と旧三級品以外の税率が同税率になりました。

※ 令和3年9月までは1,000本につき6,122円、令和3年10月からは6,552円

※ 税負担率は、「2(3)特別区税の税率」参照



税率の推移 (1,000本につき)

	旧三級品	旧三級品以外
平成29年4月から	3,355円	5,262円
平成30年4月から	4,000円	5,262円
平成30年10月から	4,000円	5,692円
令和元年10月から		5,692円
令和2年10月から		6,122円
令和3年10月から		6,552円

(2) 特別区たばこ税の年度別・月別売渡本数の推移

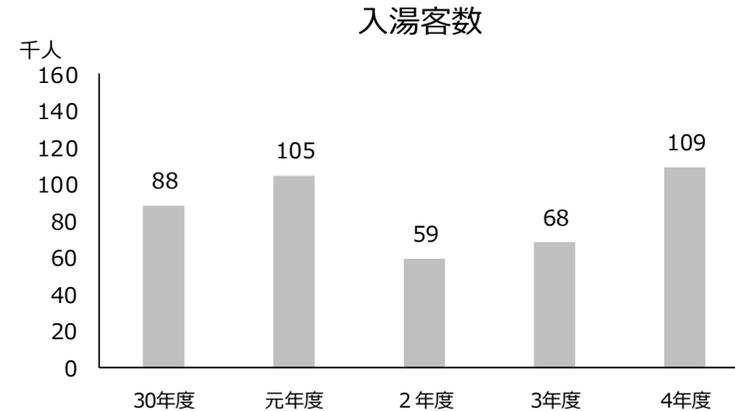
(単位：本)

売渡月	30年度		元年度			2年度			3年度			4年度		
	売渡本数	前年比	売渡本数	前年比	対30年度増減率									
3月	77,208,779	94.36%	71,292,033	92.34%	△7.66%	68,422,304	95.97%	△11.38%	66,522,406	97.22%	△13.84%	65,284,226	98.14%	△15.44%
4月	72,398,739	93.92%	72,085,808	99.57%	△0.43%	64,733,893	89.80%	△10.59%	65,300,909	100.88%	△9.80%	65,211,206	99.86%	△9.93%
5月	77,793,449	94.51%	73,716,487	94.76%	△5.24%	66,613,001	90.36%	△14.37%	62,550,022	93.90%	△19.59%	62,895,260	100.55%	△19.15%
6月	76,723,944	94.01%	70,258,145	91.57%	△8.43%	68,263,124	97.16%	△11.03%	66,041,934	96.75%	△13.92%	66,293,239	100.38%	△13.60%
7月	77,021,844	95.74%	75,687,618	98.27%	△1.73%	69,833,882	92.27%	△9.33%	67,451,540	96.59%	△12.43%	65,511,436	97.12%	△14.94%
8月	77,623,675	94.88%	73,576,831	94.79%	△5.21%	67,455,322	91.68%	△13.10%	64,252,828	95.25%	△17.23%	66,678,207	103.77%	△14.10%
9月	99,392,021	125.19%	76,112,401	76.58%	△23.42%	92,015,810	120.89%	△7.42%	89,223,334	96.97%	△10.23%	67,135,736	75.24%	△32.45%
10月	57,851,894	73.81%	68,239,433	117.96%	17.96%	51,957,659	76.14%	△10.19%	48,632,391	93.60%	△15.94%	65,004,148	133.66%	12.36%
11月	68,154,852	92.42%	68,410,507	100.38%	0.38%	58,199,006	85.07%	△14.61%	59,965,860	103.04%	△12.02%	65,386,354	109.04%	△4.06%
12月	73,130,494	89.79%	71,360,528	97.58%	△2.42%	67,845,334	95.07%	△7.23%	66,429,372	97.91%	△9.16%	69,637,745	104.83%	△4.78%
1月	67,425,786	97.58%	66,268,271	98.28%	△1.72%	59,579,132	89.91%	△11.64%	57,987,438	97.33%	△14.00%	60,540,063	104.40%	△10.21%
2月	65,434,535	97.26%	65,892,218	100.70%	0.70%	57,504,445	87.27%	△12.12%	57,434,586	99.88%	△12.23%	60,039,181	104.53%	△8.25%
合計	890,160,012	95.26%	852,900,280	95.81%	△4.19%	792,422,912	92.91%	△10.98%	771,792,620	97.40%	△13.30%	779,616,801	101.01%	△12.42%
平均	74,180,001		71,075,023			66,035,243			64,316,052			64,968,067		

(3) 入湯税の客数・調定額・収入額の推移

[課税状況等の調]

	入湯客数 (人)	前年比	調定額 (千円)	収入額 (千円)	特別徴収 義務者
30年度	88,466	96.13%	13,270	13,270	3
元年度	104,863	118.53%	15,729	15,729	2
2年度	59,172	56.43%	8,876	8,876	2
3年度	68,147	115.17%	10,222	10,222	2
4年度	109,154	160.17%	16,373	16,373	3



※税率は、1人／1日について150円

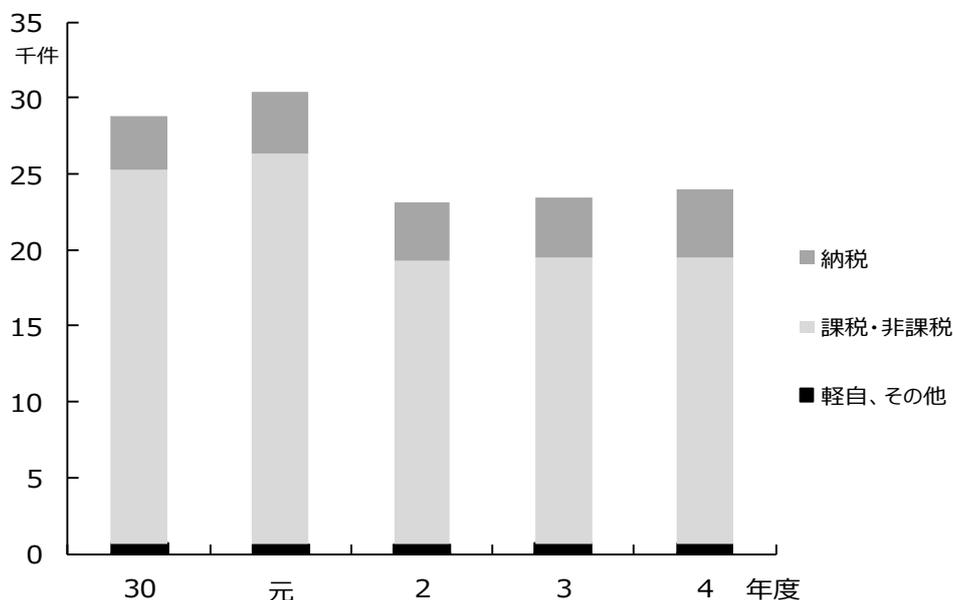
6 税証明・臨時運行許可・弁償金

(1) 年度別件数 (課税課分のみ)

① 税証明

区分 年度	税 証 明													
	件数	前年比 (%)	有 料					金額	無 料					
			納税	課税 非課税	軽自	その 他	計		納税	課税 非課税	軽自	その 他	計	
30	28,820	96.13	3,531	22,460	12	7	26,010	7,803,000	8	2,175	624	3	2,810	
元	30,444	105.63	4,084	23,775	38	3	27,900	8,370,000	13	1,933	598	0	2,544	
2	23,185	76.16	3,636	17,279	9	3	20,927	6,278,100	217	1,428	612	1	2,258	
3	23,503	101.37	3,926	16,966	29	3	20,924	6,277,200	81	1,859	637	2	2,579	
4	23,956	101.93	4,383	16,165	27	0	20,575	6,172,500	104	2,606	671	0	3,381	

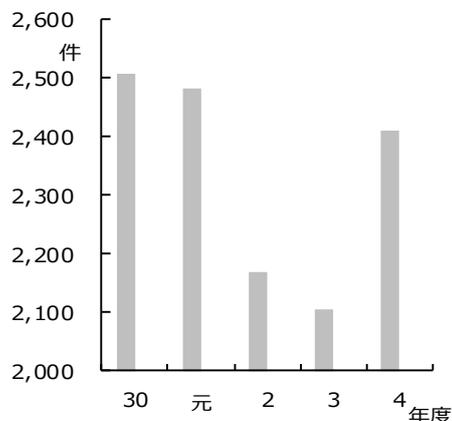
【税証明内訳 (有料・無料合算)】



② 臨時運行許可

区分 年度	臨時運行 許可件数
30	2,508
元	2,482
2	2,168
3	2,104
4	2,411

臨時運行許可件数



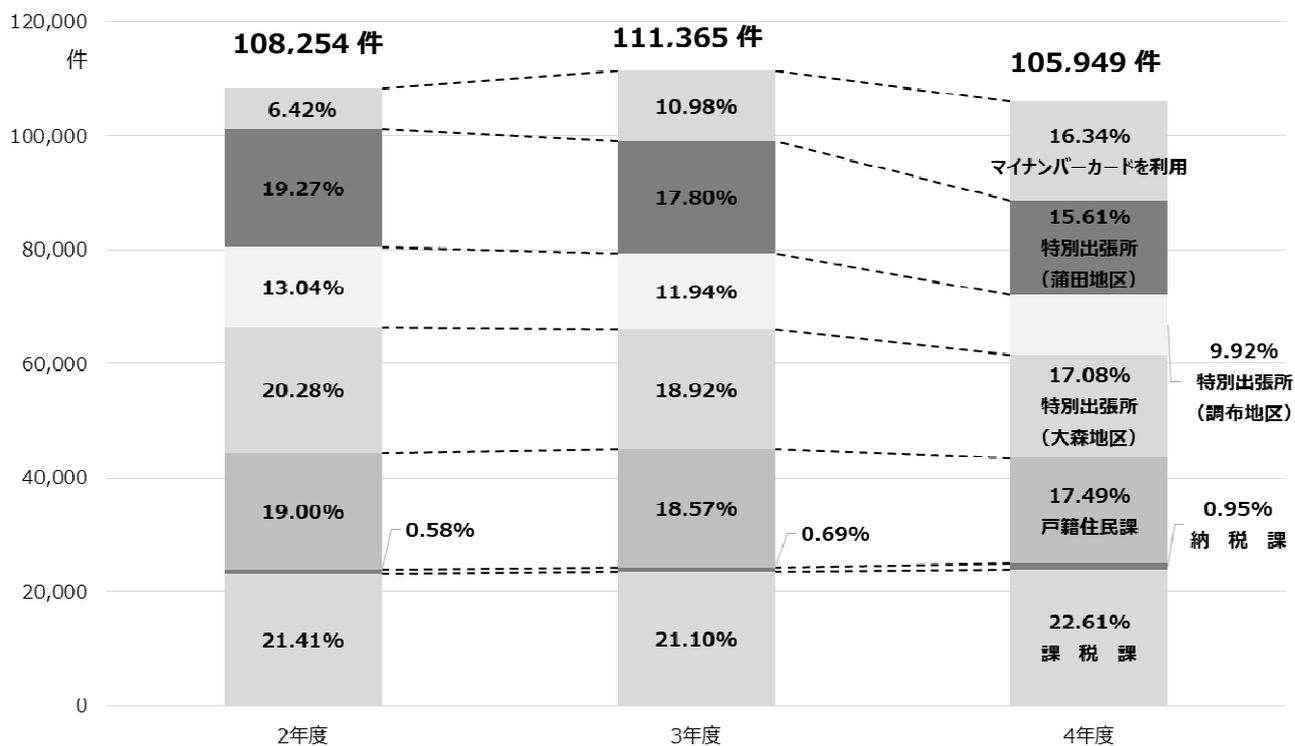
③ 弁償金

区分 年度	弁償金	
	原付件数	臨時運行件数
30	297	1
元	211	1
2	198	0
3	144	0
4	173	2

※弁償金とは…
 交付済の標識をき損、亡失等した
 場合の徴収金
 原付：200円
 臨時運行：2枚1組で1,600円

※ 臨時運行許可とは…
 未登録の車両や車検の有効期限が切れた車両に対して登録や検査を
 行う場合、臨時に運行できるようにするための制度。
 対象：自動車、オートバイ (ただし250cc超)

(2) 窓口別の税証明発行の割合



窓口別の税証明発行の件数 (件)		2年度			3年度			4年度		
		総件数	有料件数	免除件数	総件数	有料件数	免除件数	総件数	有料件数	免除件数
窓口	課税課	23,185	20,927	2,258	23,503	20,924	2,579	23,956	20,575	3,381
	納税課	634	491	143	770	630	140	1,001	816	185
	戸籍住民課	20,565	19,383	1,182	20,683	19,194	1,489	18,528	16,949	1,579
	特別出張所 (大森地区)	21,952	19,103	2,849	21,068	18,491	2,577	18,099	15,681	2,418
	特別出張所 (調布地区)	14,115	12,201	1,914	13,291	11,670	1,621	10,506	9,039	1,467
	特別出張所 (蒲田地区)	20,856	17,559	3,297	19,824	16,847	2,977	16,542	14,036	2,506
	小計	101,307	89,664	11,643	99,139	87,756	11,383	88,632	77,096	11,536
マイナンバーカードを利用	各種コンビニエンスストア	6,734	6,734	0	12,028	12,028	0	16,345	16,345	0
	本庁舎 1階交付機等	213	213	0	198	198	0	972	972	0
	小計	6,947	6,947	0	12,226	12,226	0	17,317	17,317	0
合計		108,254	96,611	11,643	111,365	99,982	11,383	105,949	94,413	11,536

7 徴収及び滞納整理

(1) 特別区民税の徴収実績（現年課税分・滞納繰越分）の推移

[区税に関する参考資料]

〈 30 (2018) 年度 〉

(単位：千円)

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現 現年度分	68,564,439	69,690,251	1,234,216	69,134,113	1,211,171	99.20%		566,766	43,352
年 (普通徴収)	16,847,580	17,678,965		17,160,708		97.07%			
課 (特別徴収)	51,716,859	52,011,286		51,973,405		99.93%			
税 過年度分	304,364	366,239	6,180	332,701	5,752	90.84%		33,652	0
分 計	68,868,803	70,056,490	1,240,396	69,466,814	1,216,923	99.16%		600,418	43,352
滞 新規繰越	387,542	594,955		424,883		71.41%			
繰 旧繰越	138,321	441,820		139,459		31.56%			
分 計	525,863	1,036,775	48,901	564,342	25,527	54.43%	136,580	336,953	118,729
合 計	69,394,666	71,093,265	1,289,297	70,031,156	1,242,450	98.51%	136,580	937,371	162,081

〈 元 (2019) 年度 〉

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現 現年度分	71,210,405	72,150,948	1,246,710	71,537,224	1,220,724	99.15%		623,416	35,662
年 (普通徴収)	17,573,699	18,533,064		17,975,114		96.99%			
課 (特別徴収)	53,636,706	53,617,884		53,562,110		99.90%			
税 過年度分	306,263	253,531	6,319	223,886	5,893	88.31%		29,687	0
分 計	71,516,668	72,404,479	1,253,029	71,761,110	1,226,617	99.11%		653,103	35,662
滞 新規繰越	446,613	598,157		416,944		69.70%			
繰 旧繰越	59,849	335,711		115,225		34.32%			
分 計	506,462	933,868	41,228	532,169	23,544	56.99%	172,530	230,256	72,023
合 計	72,023,130	73,338,347	1,294,257	72,293,279	1,250,161	98.58%	172,530	883,359	107,685

〈 2 (2020) 年度 〉

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現 現年度分	72,093,581	73,308,239	1,250,317	72,753,046	1,226,018	99.24%		579,462	35,514
年 (普通徴収)	16,926,493	17,906,216		17,411,207		97.24%			
課 (特別徴収)	55,167,088	55,402,023		55,341,839		99.89%			
税 過年度分	265,331	292,147	6,315	248,876	5,827	85.19%		43,394	0
分 計	72,358,912	73,600,386	1,256,632	73,001,922	1,231,845	99.19%		622,856	35,514
滞 新規繰越	292,302	649,142		479,342		73.84%			
繰 旧繰越	77,188	229,339		67,601		29.48%			
分 計	369,490	878,481	38,444	546,943	22,846	62.26%	96,206	237,007	70,503
合 計	72,728,402	74,478,867	1,295,076	73,548,865	1,254,691	98.75%	96,206	859,863	106,017

〈 3 (2021) 年度 〉

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現 現年度分	71,883,018	72,830,612	1,238,910	72,393,127	1,217,805	99.40%		450,131	26,356
年 (普通徴収)	17,463,756	18,125,239		17,727,321		97.80%			
課 (特別徴収)	54,419,262	54,705,373		54,665,806		99.93%			
税 過年度分	200,171	252,524	5,859	205,134	5,439	81.23%		47,643	0
分 計	72,083,189	73,083,136	1,244,769	72,598,261	1,223,244	99.34%		497,774	26,356
滞 新規繰越	362,093	619,294		438,111		70.74%			
繰 旧繰越	74,624	234,935		85,346		36.33%			
分 計	436,717	854,229	37,196	523,457	21,269	61.28%	87,111	246,131	75,918
合 計	72,519,906	73,937,365	1,281,965	73,121,718	1,244,513	98.90%	87,111	743,905	102,274

[区税に関する参考資料]

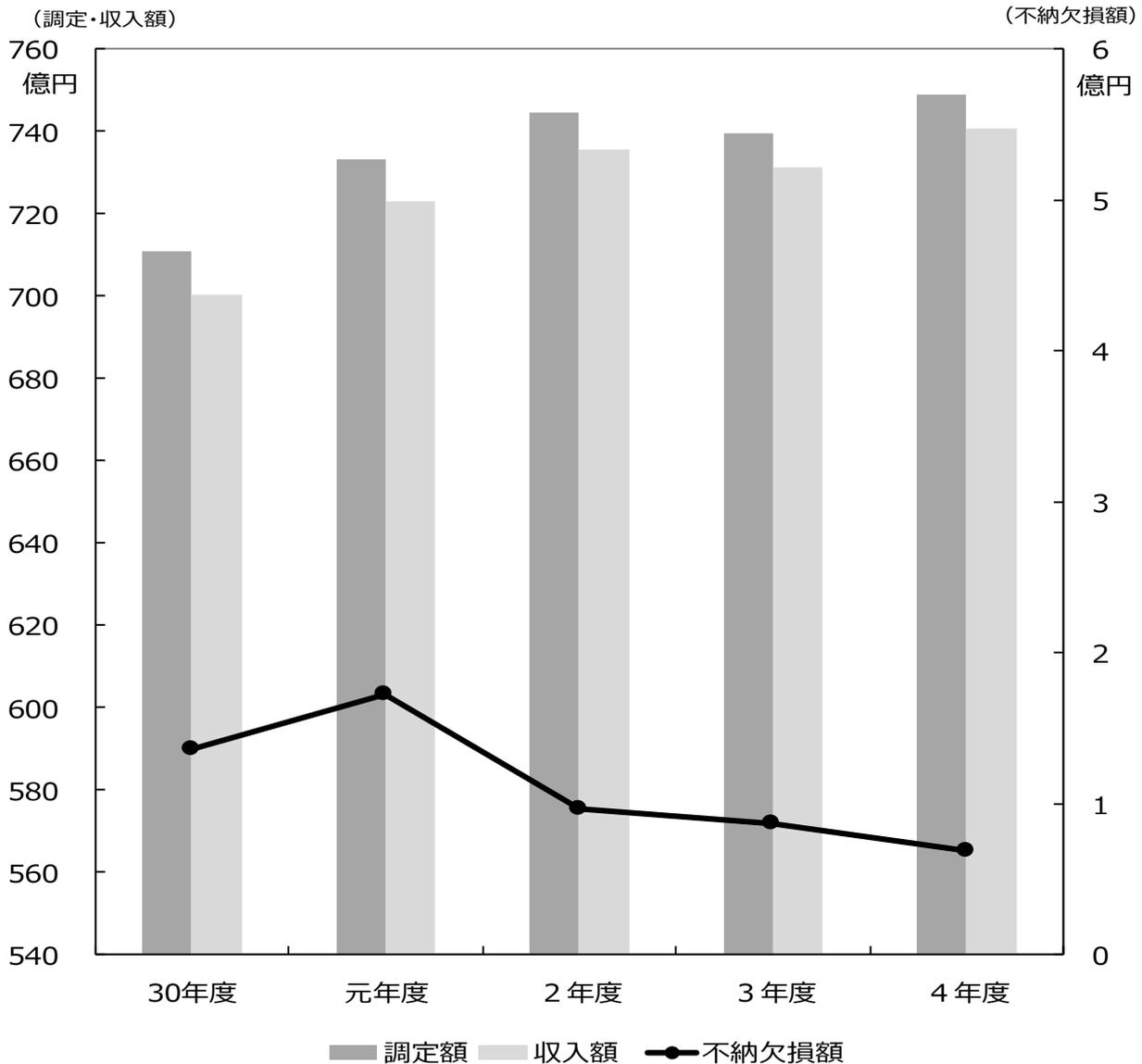
〈 4 (2022) 年度 〉

(単位：千円)

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現年度分	72,583,066	73,766,246	1,245,741	73,291,726	1,225,998	99.36%		488,589	24,993
年(普通徴収)	17,752,116	18,545,663		18,116,938		97.69%			
課(特別徴収)	54,830,950	55,220,583		55,174,788		99.92%			
過年度分	209,050	368,745	6,494	318,228	6,058	86.30%		51,071	0
分計	72,792,116	74,134,991	1,252,235	73,609,954	1,232,056	99.29%		539,660	24,993
滞新規繰越	393,595	505,211		366,156		72.48%			
繰旧繰越	74,996	244,704		87,519		35.77%			
分計	468,591	749,915	33,919	453,675	20,434	60.50%	69,286	228,643	69,254
合計	73,260,707	74,884,906	1,286,154	74,063,629	1,252,490	98.90%	69,286	768,303	94,247

〈 <23区> 4 (2022) 年度 〉

区分	予算額	調定額	(件数)	収入額	(件数)	収入歩合	不納欠損額	未収入額	内執行停止額
現年度分	-	1,117,291,066	19,346,712	1,107,690,263	18,884,909	99.14%	116,937	9,483,866	203,518
過年度分	-	8,068,489	82,700	5,797,700	73,936	71.86%	5,990	2,264,799	20,569
分計	-	1,125,359,555	19,429,412	1,113,487,963	18,958,845	98.95%	122,927	11,748,665	224,087
滞納繰越分	-	19,924,481	995,802	8,474,354	347,692	42.53%	2,391,218	9,058,909	3,623,534
合計	-	1,145,284,036	20,425,214	1,121,962,317	19,306,537	97.96%	2,514,145	20,807,574	3,847,621



(2) 特別区民税の滞納整理実績一覧

[区税に関する参考資料]

(単位：千円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B B/A		滞納額 (A-B) C	滞納額に対する収入額						不納欠損額 H H/C		収入未済額	
						滞納処分以外 の収入額 D	滞納処分による収入額		計 (D+E+F)					(C-G-H) I	内滞納処分 執行停止中 の額 J
							公売等収入額 E	その他収入額 F	G	G/A	G/C				
2	現年度	73,308,239	72,608,258	99.0%	699,981	0	30,909	89,610	120,519	0.2%	17.2%	0	0.0%	579,462	35,514
	過年度	292,147	248,753	85.1%	43,394	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	43,394	0
	滞納繰越分	878,481	-1,675	-0.2%	880,156	492,977	14,674	39,292	546,943	62.3%	62.1%	96,206	10.9%	237,007	70,503
	合計	74,478,867	72,855,336	97.8%	1,623,531	492,977	45,583	128,902	667,462	0.9%	41.1%	96,206	5.9%	859,863	106,017
3	現年度	72,830,612	72,173,853	99.1%	656,759	0	56,760	149,868	206,628	0.3%	31.5%	0	0.0%	450,131	26,356
	過年度	252,524	204,881	81.1%	47,643	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	47,643	0
	滞納繰越分	854,229	-2,470	-0.3%	856,699	419,777	28,457	75,223	523,457	61.3%	61.1%	87,111	10.2%	246,131	75,918
	合計	73,937,365	72,376,264	97.9%	1,561,101	419,777	85,217	225,091	730,085	1.0%	46.8%	87,111	5.6%	743,905	102,274
4	現年度	73,766,246	73,077,251	99.1%	688,995	0	51,314	149,092	200,406	0.3%	29.1%	0	0.0%	488,589	24,993
	過年度	368,745	317,674	86.2%	51,071	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	51,071	0
	滞納繰越分	749,915	-1,689	-0.2%	751,604	316,410	32,171	105,094	453,675	60.5%	60.4%	69,286	9.2%	228,643	69,254
	合計	74,884,906	73,393,236	98.0%	1,491,670	316,410	83,485	254,186	654,081	0.9%	43.8%	69,286	4.6%	768,303	94,247

※収入額(B)は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納した金額です。

<23区>

年度	区分	調定額 A	収入額 B B/A		滞納額 (A-B) C	滞納額に対する収入額					不納欠損額 H H/C		収入未済額	
						滞納処分以外 の収入額 D	滞納処分による収入額 E	計 (D+E)					(C-G-H) I	内滞納処分 執行停止中 の額 J
								G	G/A	G/C				
4	現年度	1,117,291,066	1,072,317,796	96.0%	44,973,270	33,388,073	1,642,528	35,030,601	3.1%	77.9%	116,937	0.3%	9,825,732	203,518
	過年度	8,068,489	5,116,796	63.4%	2,951,693	650,630	23,842	674,472	8.4%	22.9%	5,990	0.2%	2,271,231	20,569
	滞納繰越分	19,924,481	-23,533	-0.1%	19,948,014	6,176,547	2,297,807	8,474,354	42.5%	42.5%	2,391,218	12.0%	9,082,442	3,203,534
	合計	1,145,284,036	1,077,411,059	94.1%	67,872,977	40,215,250	3,964,177	44,179,427	3.9%	65.1%	2,514,145	3.7%	21,179,405	3,427,621

(3) 口座振替による特別区民税の収入額・口座数の状況

[区税に関する参考資料]

(参考) (単位：千円)

区分 年度	(1) 口座振替による収入			(2) 口座数の状況				
	現年度課税分		普通徴収に 占める収入 率	前年度末の 口座数	本年度			納税者数 に占める加 入率
	件数	税額			増加数	減少数	口座数	
30	76,856	5,682,850	33.12%	60,055	2,364	1,592	60,827	52.15%
元	76,959	6,131,943	34.11%	60,827	2,748	1,747	61,828	53.07%
2	76,110	9,276,090	53.28%	61,828	2,657	1,579	62,906	53.93%
3	74,680	5,823,343	32.85%	62,906	2,581	1,631	63,856	57.28%
4	73,049	6,063,169	33.47%	63,856	2,521	1,659	64,718	56.85%

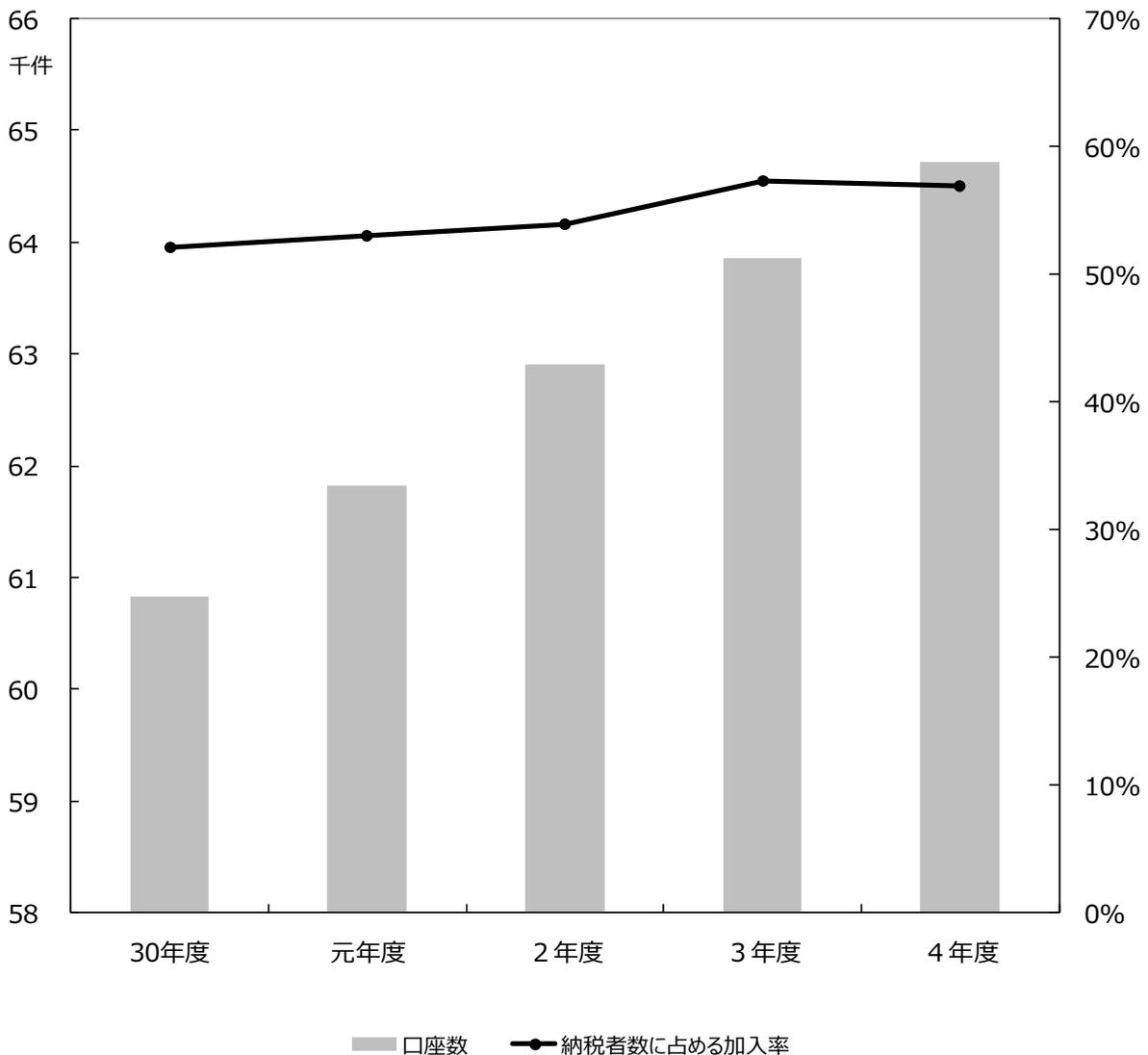
普通徴収分	
収入額	納税者数
17,160,708	116,634
17,975,114	116,509
17,411,207	116,633
17,727,321	111,473
18,116,938	113,834

※ 特別区民税のみによる集計

<23区>

4	1,361,253	145,814,423	-	823,679	53,703	31,748	845,634	-
---	-----------	-------------	---	---------	--------	--------	---------	---

口座振替による特別区民税の口座数・加入率の推移



(4) 特別区民税・都民税、軽自動車税等の収納取扱別割合等

①金融機関での納付における収納データ作成件数の実績 (単位：件)

	2年度	3年度	4年度
普通徴収	55,706	50,653	46,263
軽自動車税	15,595	15,421	13,996
特別徴収	377,272	347,622	321,781
特別徴収 納入明細データ分 (一部銀行の有料サービス分)	302,685	303,972	303,294

※金融機関を経由せずに、納税課窓口で受けた分は除く

②区役所納税課窓口における収納実績 (単位：件、円)

		2年度	3年度	4年度
普通徴収	件数	6,537	5,829	4,823
	金額	345,840,835	340,407,513	338,937,340
軽自動車税	件数	1,491	1,105	1,181
	金額	7,196,851	5,109,077	5,592,817
特別徴収	件数	934	1,048	2,078
	金額	38,733,352	35,438,200	101,220,374
合計	件数	8,962	7,982	8,082
	金額	391,771,038	380,954,790	445,750,531

※夜間納付相談窓口および休日納付相談窓口における収納分は除く

③コンビニ・モバイルレジ等納付における件数の実績 (単位：件)

	2年度	3年度	4年度
コンビニ 住民税・軽自動車税	275,632	249,333	241,391
モバイルレジ (平成22年度～)	6,365	6,110	7,254
クレジット 軽自動車税のみ(平成23年度～) 住民税・軽自動車税(令和3年度～)	2,080	9,933	11,122
コード決済 (令和3年度～)		19,628	28,957

※納付機会拡充の取組

令和3年度から、コード決済納付を導入

(5) 軽自動車税の徴収実績（現年課税分・滞納繰越分）の推移

[区税に関する参考資料]

(単位：千円)

	区分	調定額		収入額		収入歩合	不納欠損額		未収入額		内執行停止額	
		税額	件数	税額	件数		税額	件数	税額	件数	税額	件数
2年度	現年度	350,323	70,852	346,700	69,979	98.97%	0	0	3,623	873	520	156
	過年度	305	48	204	31	66.89%	0	0	101	17	0	0
	滞納繰越分	8,409	2,630	3,547	1,030	42.18%	1,075	416	3,787	1,184	1,877	648
	合計	359,037	73,530	350,451	71,040	97.61%	1,075	416	7,511	2,074	2,397	804
3年度	現年度	355,656	70,719	351,359	69,601	98.79%	0	0	4,297	1,118	511	147
	過年度	162	29	110	21	67.90%	0	0	52	8	0	0
	滞納繰越分	7,649	2,140	2,917	763	38.14%	1,413	464	3,319	913	1,437	462
	合計	363,467	72,888	354,386	70,385	97.50%	1,413	464	7,668	2,039	1,948	609
4年度	現年度	371,218	71,247	367,135	70,210	98.90%	0	0	4,083	1,037	520	133
	過年度	170	22	152	19	89.41%	0	0	18	3	0	0
	滞納繰越分	7,837	2,068	3,622	942	46.22%	1,509	387	2,706	739	1,174	363
	合計	379,225	73,337	370,909	71,171	97.81%	1,509	387	6,807	1,779	1,694	496

※ 現年度分は種別割と環境性能割の合算額です。

<23区>

	区分	調定額		収入額		収入歩合	不納欠損額		未収入額		内執行停止額	
		税額	件数	税額	件数		税額	件数	税額	件数	税額	件数
4年度	現年度	4,604,244	853,825	4,517,339	828,180	98.11%	2,782	922	84,123	24,723	2,783	713
	過年度	2,216	517	1,704	385	76.90%	4	2	508	130	2	1
	滞納繰越分	246,522	78,987	58,817	15,898	23.86%	45,182	13,936	142,523	49,153	24,449	7,137
	合計	4,852,982	933,329	4,577,860	844,463	94.33%	47,968	14,860	227,154	74,006	27,234	7,851

資料編

- 第1表 住民税（特別区民税・都民税）計算の仕組み〈給与所得者の場合〉
- 第2表 特別区民税（現年度分）予算・調定・収入・収入歩合・納税義務者数の推移
（平成19年度～令和4年度）
- 第3表 特別区民税・都民税 調定・収入の月別推移（令和4・5年度）
- 第4表 特別区税徴収実績の推移（令和2年度～令和4年度）
- 第5表 「大田区報」の掲載実績（令和5年）

【第1表】 住民税（特別区民税・都民税）計算の仕組み〈給与所得者の場合〉

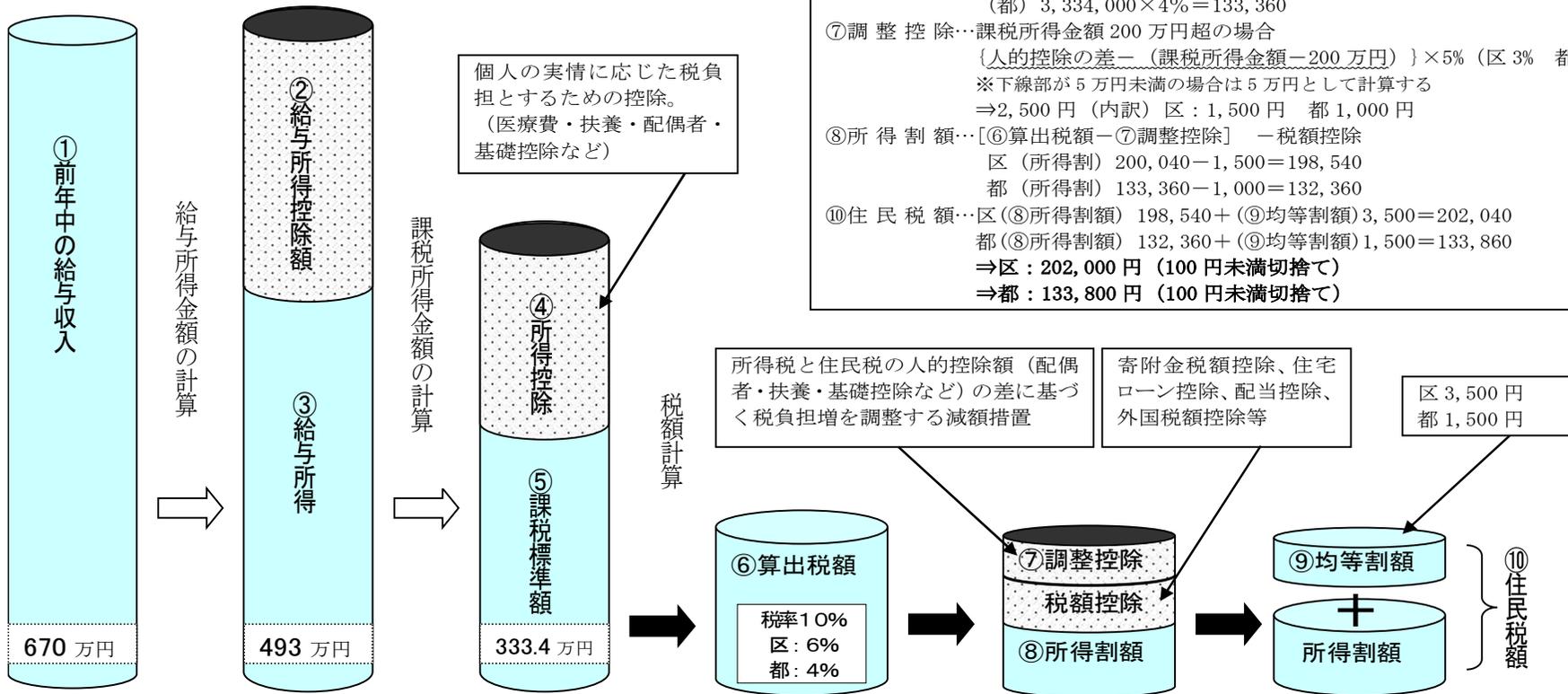
給与所得控除額の速算表（令和5年度以降）

給与収入	給与所得控除額
～ 1,625,000 円	55 万円（※）
1,625,001 円～ 1,800,000 円	給与収入×40%－ 10 万円（※）
1,800,001 円～ 3,600,000 円	給与収入×30%＋ 8 万円（※）
3,600,001 円～ 6,600,000 円	給与収入×20%＋ 44 万円（※）
6,600,001 円～ 8,500,000 円	給与収入×10%＋110 万円
8,500,001 円～	195 万円

※印の範囲内の給与収入の場合、所得税法別表第5で示された金額表に基づいて給与所得を求めることになっているため、上の表で求めた金額と若干異なる場合があります。

例) 4人家族（令和5年度課税の場合）
 父（会社員）・母（無収入）・子供2人（14歳、17歳）
 ●給 与・・・670万円（令和4年中の収入）
 ●保険料等支払額・・・社会保険料：462,650円、生命保険料（旧一般）：130,000円、地震保険料：15,800円

①給与収入・・・670万円
 ②給与所得控除・・・ $6,700,000 \times 10\% + 1,100,000 = 1,770,000$ 円
 ③給与所得・・・ $6,700,000 - 1,770,000 = 4,930,000$ 円
 ④所得控除・・・配偶者控除：33万円、扶養控除：33万円（14歳：0円、17歳：33万円）
 社会保険料控除：462,650円、生命保険料（7万円超）35,000円
 地震保険料：（支払額×1/2）7,900円、基礎控除：43万円
 （合計）1,595,550円
 ⑤課税標準額・・・ $4,930,000 - 1,595,550 = 3,334,450 \Rightarrow 3,334,000$ （1,000円未満切捨て）
 ⑥算出税額・・・（区） $3,334,000 \times 6\% = 200,040$
 （都） $3,334,000 \times 4\% = 133,360$
 ⑦調整控除・・・課税所得金額200万円超の場合
 {人的控除の差－（課税所得金額－200万円）}×5%（区3% 都2%）
 ※下線部が5万円未満の場合は5万円として計算する
 $\Rightarrow 2,500$ 円（内訳）区：1,500円 都1,000円
 ⑧所得割額・・・〔⑥算出税額－⑦調整控除〕－税額控除
 区（所得割） $200,040 - 1,500 = 198,540$
 都（所得割） $133,360 - 1,000 = 132,360$
 ⑩住民税額・・・区（⑧所得割額）198,540＋（⑨均等割額）3,500＝202,040
 都（⑧所得割額）132,360＋（⑨均等割額）1,500＝133,860
 \Rightarrow 区：202,000円（100円未満切捨て）
 \Rightarrow 都：133,800円（100円未満切捨て）



【第2表】特別区民税(現年度分)予算・調定・収入・収入歩合・納税義務者数の推移(平成19年度～令和4年度)

[会計決算書]

		19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
予算額 (千円)	普通徴収	21,367,847	21,414,523	21,433,108	19,353,856	17,199,278	16,226,089	15,903,411	17,850,760
	特別徴収	42,463,480	43,544,100	43,290,169	40,285,356	41,221,254	42,162,951	42,927,927	44,388,466
	計	63,831,327	64,958,623	64,723,277	59,639,212	58,420,532	58,389,040	58,831,338	62,239,226
	(増減率)	5.21%	1.77%	△ 0.36%	△ 7.86%	△ 2.04%	△ 0.05%	0.76%	5.79%
調定額 (千円)	普通徴収	23,084,759	23,714,914	23,162,149	20,020,250	18,707,509	17,647,897	17,863,027	19,600,626
	特別徴収	42,946,720	44,369,750	44,676,938	41,805,657	41,339,769	43,180,889	43,624,829	44,607,274
	計	66,031,479	68,084,664	67,839,087	61,825,907	60,047,278	60,828,786	61,487,856	64,207,900
	(増減率)	6.14%	3.11%	△ 0.36%	△ 8.86%	△ 2.88%	1.30%	1.08%	4.42%
収入額 (千円)	普通徴収	21,710,931	21,802,518	21,301,174	18,438,690	17,283,227	16,461,728	16,866,384	18,738,278
	特別徴収	42,434,664	44,177,911	44,492,283	41,639,976	41,219,837	43,090,804	43,398,589	44,549,128
	計	64,145,595	65,980,429	65,793,457	60,078,666	58,503,064	59,552,532	60,264,973	63,287,406
	(増減率)	5.44%	2.86%	△ 0.28%	△ 8.69%	△ 2.62%	1.79%	1.20%	5.02%
収入歩合 (%)	普通徴収	94.05%	91.94%	91.97%	92.10%	92.39%	93.28%	94.42%	95.60%
	特別徴収	98.81%	99.57%	99.59%	99.60%	99.71%	99.79%	99.48%	99.87%
	計	97.14%	96.91%	96.98%	97.17%	97.43%	97.90%	98.01%	98.57%
	(増減率)	△ 0.64%	△ 0.23%	0.08%	0.19%	0.25%	0.47%	0.11%	0.56%

納税義務者 (人)	普通徴収	150,066	151,699	152,866	149,161	108,375	108,090	108,241	107,476
	特別徴収	215,979	221,331	224,482	223,814	260,875	262,202	266,293	273,370
	計	366,045	373,030	377,348	372,975	369,250	370,292	374,534	380,846
	(増減率)	2.23%	1.91%	1.16%	△ 1.16%	△ 1.00%	0.28%	1.15%	1.69%
納税義務者一人当たり負担額		175	177	174	161	158	161	161	166

		27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)
予算額 (千円)	普通徴収	17,380,177	17,226,486	16,728,859	16,847,580	17,573,699	16,926,493	17,463,756	17,752,116
	特別徴収	45,489,039	46,984,183	50,034,433	51,716,859	53,636,706	55,167,088	54,419,262	54,830,950
	計	62,869,216	64,210,669	66,763,292	68,564,439	71,210,405	72,093,581	71,883,018	72,583,066
	(増減率)	1.01%	2.13%	3.98%	2.70%	3.86%	1.24%	△ 0.29%	0.97%
調定額 (千円)	普通徴収	18,714,796	18,844,928	17,781,955	17,678,965	18,533,064	17,906,216	18,125,239	18,545,663
	特別徴収	46,491,252	47,998,455	50,231,484	52,011,286	53,617,884	55,402,023	54,705,373	55,220,583
	計	65,206,048	66,843,383	68,013,439	69,690,251	72,150,948	73,308,239	72,830,612	73,766,246
	(増減率)	1.55%	2.51%	1.75%	2.47%	3.53%	1.60%	△ 0.65%	1.28%
収入額 (千円)	普通徴収	18,020,773	18,275,954	17,308,573	17,160,708	17,975,114	17,411,207	17,727,321	18,116,938
	特別徴収	46,446,787	47,960,928	50,192,012	51,973,405	53,562,110	55,341,839	54,665,806	55,174,788
	計	64,467,560	66,236,882	67,500,585	69,134,113	71,537,224	72,753,046	72,393,127	73,291,726
	(増減率)	1.86%	2.74%	1.91%	2.42%	3.48%	1.70%	△ 0.49%	1.24%
収入歩合 (%)	普通徴収	96.29%	96.98%	97.34%	97.07%	96.99%	97.24%	97.80%	97.69%
	特別徴収	99.90%	99.92%	99.92%	99.93%	99.90%	99.89%	99.93%	99.92%
	計	98.87%	99.09%	99.25%	99.20%	99.15%	99.24%	99.40%	99.36%
	(増減率)	0.30%	0.23%	0.15%	△ 0.05%	△ 0.05%	0.09%	0.16%	△ 0.04%

納税義務者 (人)	普通徴収	102,325	96,658	85,061	85,314	84,617	83,780	80,692	80,544
	特別徴収	285,103	298,879	318,531	327,810	337,296	345,550	349,659	349,589
	計	387,428	395,537	403,592	413,124	421,913	429,330	430,351	430,133
	(増減率)	1.73%	2.09%	2.04%	2.36%	2.13%	1.76%	0.24%	△ 0.05%
納税義務者一人当たり負担額		166	167	167	167	170	169	168	170

※納税義務者数は毎年総務省が行っている「課税状況等の調」に拠る7月1日現在の人数です。

調定額、収入額は決算額です。

※普通徴収の納税義務者は、便宜的に、全体から特別徴収の納税義務者数を差し引いたものとしています。

※平成23年度以降の特別徴収には、年金特徴分も含まれます。

【第3表】令和4年度・令和5年度 特別区民税・都民税 調定・収入の月別推移

(1) 普通徴収

単位；円、%

令和4年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
5	28,383,931,600	103.65	/	0	/	0	/	/
6	28,720,569,000	102.50	100.00	646,424,899	50.88	646,424,899	50.88	2.25
7	29,037,679,600	101.82	101.10	13,069,035,335	103.36	13,715,460,234	98.57	47.23
8	29,391,026,100	101.71	102.33	1,341,675,047	104.47	15,057,135,281	99.06	51.23
9	29,737,420,900	101.70	103.54	3,667,564,275	100.16	18,724,699,556	99.28	62.97
10	30,036,771,700	101.75	104.58	972,479,631	127.68	19,697,179,187	100.38	65.58
11	30,224,153,800	101.71	105.24	3,841,742,979	103.62	23,538,922,166	100.89	77.88
12	30,410,909,600	101.84	105.89	465,190,154	95.87	24,004,112,320	100.79	78.93
1	30,561,331,900	101.85	106.41	1,025,854,970	91.63	25,029,967,290	100.38	81.90
2	30,771,902,100	102.29	107.14	3,608,671,188	110.47	28,638,638,478	101.55	93.07
3	30,814,221,700	102.31	107.29	920,293,833	121.65	29,558,932,311	102.07	95.93
4	30,813,443,000	102.32	107.29	303,868,021	106.20	29,862,800,332	102.12	96.91
5	30,808,437,000	102.31	107.27	233,431,169	112.57	30,096,231,501	102.19	97.69
計	30,808,437,000	102.31	107.27	30,096,231,501	102.19	30,096,231,501	102.19	97.69

※調定額と収入額は過年度を含まず分離課税分を含む。

単位；円、%

令和5年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
5	28,403,928,400	100.07	/	0	/	0	/	/
6	28,844,878,200	100.43	100.00	139,690,420	21.61	139,690,420	21.61	0.48
7	29,238,056,800	100.69	101.36	13,891,307,438	106.29	14,030,997,858	102.30	47.99
8	29,638,958,300	100.84	102.75	1,277,562,194	95.22	15,308,560,052	101.67	51.65
9	29,985,001,700	100.83	103.95	3,613,287,347	98.52	18,921,847,399	101.05	63.10
10	30,273,903,800	100.79	104.95	1,086,201,941	111.69	20,008,049,340	101.58	66.09
11	30,478,563,500	100.84	105.66	3,724,800,200	96.96	23,732,849,540	100.82	77.87
12		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
1		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
2		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
3		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
4		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
5		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
計	30,478,563,500	98.93	105.66	23,732,849,540	78.86	23,732,849,540	78.86	77.87

(2) 特別徴収

単位；円、%

令和4年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	89,709,959,772	101.00	/	422,847,622	106.42	422,847,622	106.42	0.47
5	89,548,910,558	100.85	100.00	7,152,286,579	96.77	7,575,134,201	97.26	8.46
6	89,314,256,408	101.07	99.74	7,367,331,449	98.11	14,942,465,650	97.68	16.73
7	89,223,168,933	101.21	99.64	7,202,536,088	105.83	22,145,001,738	100.19	24.82
8	89,241,914,424	101.18	99.66	8,230,469,664	98.31	30,375,471,402	99.67	34.04
9	89,125,202,659	101.10	99.53	6,857,495,727	99.37	37,232,967,129	99.62	41.78
10	89,023,526,454	100.98	99.41	7,943,912,353	103.14	45,176,879,482	100.22	50.75
11	89,086,598,054	101.05	99.48	7,159,062,350	97.05	52,335,941,832	99.77	58.75
12	89,018,514,454	100.99	99.41	6,748,673,548	102.72	59,084,615,380	100.10	66.37
1	89,051,315,354	100.99	99.44	8,439,781,153	104.61	67,524,396,533	100.64	75.83
2	89,111,428,354	100.96	99.51	6,901,760,992	96.73	74,426,157,525	100.27	83.52
3	89,202,423,354	100.96	99.61	7,767,878,812	107.17	82,194,036,337	100.88	92.14
4	89,257,804,654	100.95	99.67	6,407,671,458	95.31	88,601,707,795	100.46	99.26
5	89,270,538,954	100.97	99.69	584,641,997	434.13	89,186,349,792	100.96	99.91
計	89,270,538,954	100.97	99.69	89,186,349,792	100.96	89,186,349,792	100.96	99.91

単位；円、%

令和5年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	93,045,588,346	103.72	/	439,008,056	103.82	439,008,056	103.82	0.47
5	92,867,366,566	103.71	100.00	7,212,415,518	100.84	7,651,423,574	101.01	8.24
6	92,603,164,666	103.68	99.72	7,056,415,884	95.78	14,707,839,458	98.43	15.88
7	92,502,574,388	103.68	99.61	7,832,359,699	108.74	22,540,199,157	101.78	24.37
8	92,524,700,980	103.68	99.63	8,347,031,670	101.42	30,887,230,827	101.68	33.38
9	92,388,384,880	103.66	99.48	7,398,621,597	107.89	38,285,852,424	102.83	41.44
10	92,298,394,975	103.68	99.39	8,298,621,684	104.47	46,584,474,108	103.12	50.47
11	92,246,148,475	103.55	99.33	7,290,219,962	101.83	53,874,694,070	102.94	58.40
12		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
1		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
2		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
3		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
4		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
5		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
計	92,246,148,475	103.33	99.33	53,874,694,070	60.41	53,874,694,070	60.41	58.40

(3) 年金特徴

単位；円、%

令和4年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	0	/	/	0	/	0	0.00	0.00
5	2,541,581,700	99.14	100.00	417,337,200	101.35	417,337,200	101.35	16.42
6	2,504,661,300	99.13	98.55	△ 38,500	-	417,298,700	101.34	16.66
7	2,476,732,700	99.14	97.45	386,721,100	100.82	804,019,800	101.09	32.46
8	2,476,316,000	99.20	97.43	△ 14,461,700	100.58	789,558,100	101.10	31.88
9	2,480,004,700	99.26	97.58	377,524,700	101.30	1,167,082,800	101.16	47.06
10	2,478,161,300	99.30	97.50	△ 2,112,300	66.02	1,164,970,500	101.26	47.01
11	2,475,286,800	99.30	97.39	436,018,500	97.49	1,600,989,000	100.20	64.68
12	2,474,080,600	99.33	97.34	△ 861,400	201.07	1,600,127,600	100.18	64.68
1	2,471,767,900	99.30	97.25	436,421,700	97.81	2,036,549,300	99.66	82.39
2	2,471,321,000	99.31	97.24	△ 738,600	64.42	2,035,810,700	99.68	82.38
3	2,470,695,900	99.30	97.21	436,167,700	98.22	2,471,978,400	99.42	100.05
4	2,470,457,000	99.38	97.20	△ 832,500	358.68	2,471,145,900	99.40	100.03
5	2,469,789,500	99.39	97.18	0	-	2,471,145,900	99.40	100.05
計	2,469,789,500	99.39	97.18	2,471,145,900	99.40	2,471,145,900	99.40	100.05

単位；円、%

令和5年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	0	/	/	0	/	0	0.00	0.00
5	2,488,178,300	97.90	100.00	413,451,700	99.07	413,451,700	99.07	16.62
6	2,446,830,000	97.69	98.34	△ 22,425	58.25	413,429,275	99.07	16.90
7	2,424,240,000	97.88	97.43	383,111,925	99.07	796,541,200	99.07	32.86
8	2,427,647,000	98.03	97.57	△ 13,009,300	89.96	783,531,900	99.24	32.28
9	2,427,219,100	97.87	97.55	372,622,900	98.70	1,156,154,800	99.06	47.63
10	2,424,517,100	97.84	97.44	△ 2,700,300	127.84	1,153,454,500	99.01	47.57
11	2,421,726,200	97.84	97.33	422,663,600	96.94	1,576,118,100	98.45	65.08
12		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
1		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
2		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
3		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
4		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
5		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
計	2,421,726,200	98.05	97.33	1,576,118,100	63.78	1,576,118,100	63.78	65.08

(4) 過年度

単位；円、%

令和4年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
5	94,394,400	121.56	/	0	/	0	0.00	0.00
6	290,075,900	129.34	100.00	19,838,300	97.40	19,838,300	97.40	6.84
7	333,300,900	134.42	114.90	122,146,608	242.45	141,984,908	200.70	42.60
8	364,610,800	127.78	125.69	73,026,092	116.27	215,011,000	160.99	58.97
9	387,738,700	128.73	133.67	52,543,700	170.72	267,554,700	162.82	69.00
10	426,926,200	131.75	147.18	31,627,000	137.49	299,181,700	159.71	70.08
11	467,488,200	137.03	161.16	28,098,300	109.99	327,280,000	153.74	70.01
12	508,656,000	141.75	175.35	16,961,321	92.15	344,241,321	148.84	67.68
1	564,363,500	140.00	194.56	36,301,579	186.64	380,542,900	151.77	67.43
2	611,122,700	145.76	210.68	48,380,900	129.67	428,923,800	148.91	70.19
3	614,008,600	146.24	211.67	70,041,900	376.64	498,965,700	162.72	81.26
4	613,750,600	146.18	211.58	11,996,300	68.19	510,962,000	157.59	83.25
5	612,567,900	146.01	211.18	17,684,952	106.73	528,646,952	155.12	86.30
計	612,567,900	146.01	211.18	528,646,952	155.12	528,646,952	155.12	86.30

単位；円、%

令和5年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
5	132,461,000	140.33	/	0	/	0	0.00	0.00
6	319,668,500	110.20	100.00	10,455,200	52.70	10,455,200	52.70	3.27
7	355,564,400	106.68	111.23	97,387,500	79.73	107,842,700	75.95	30.33
8	379,748,100	104.15	118.79	61,040,625	83.59	168,883,325	78.55	44.47
9	398,624,500	102.81	124.70	75,754,075	144.17	244,637,400	91.43	61.37
10	431,971,800	101.18	135.13	66,570,800	210.49	311,208,200	104.02	72.04
11	464,225,300	99.30	145.22	27,683,700	98.52	338,891,900	103.55	73.00
12		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
1		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
2		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
3		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
4		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
5		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
計	464,225,300	75.78	145.22	338,891,900	64.11	338,891,900	64.11	73.00

(5) 滞納繰越

単位；円、%

令和4年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	408,664,513	103.85	/	21,888,413	108.00	21,888,413	108.00	5.36
5	408,664,513	103.97	/	23,617,991	125.44	45,506,404	116.40	11.14
6	1,254,217,697	87.70	100.00	195,339,344	95.83	240,845,748	99.14	19.20
7	1,252,735,997	87.82	99.88	104,313,815	93.43	345,159,563	97.35	27.55
8	1,251,759,397	87.85	99.80	99,069,552	80.46	444,229,115	92.99	35.49
9	1,251,108,197	87.85	99.75	66,394,679	101.74	510,623,794	94.04	40.81
10	1,249,436,306	87.77	99.62	64,284,838	88.85	574,908,632	93.43	46.01
11	1,248,812,506	87.83	99.57	55,785,644	76.16	630,694,276	91.60	50.50
12	1,247,787,006	87.78	99.49	33,465,752	67.27	664,160,028	89.96	53.23
1	1,246,961,606	87.74	99.42	37,033,963	59.79	701,193,991	87.62	56.23
2	1,245,978,306	87.77	99.34	22,937,708	58.11	724,131,699	86.23	58.12
3	1,245,774,606	87.78	99.33	29,522,189	98.63	753,653,888	86.66	60.50
計	1,245,774,606	87.78	99.33	753,653,888	86.66	753,653,888	86.66	60.50

単位；円、%

令和5年度								
月	調定額			収入額				収入歩合
	累計	前年比	当初比	月計	前年比	累計	前年比	
4	379,779,507	92.93	/	21,528,491	98.36	21,528,491	98.36	5.67
5	379,401,807	92.84	/	12,089,322	51.19	33,617,813	73.87	8.86
6	1,280,436,506	102.09	100.00	183,050,226	93.71	216,668,039	89.96	16.92
7	1,278,902,766	102.09	99.88	110,492,397	105.92	327,160,436	94.79	25.58
8	1,277,554,966	102.06	99.77	87,022,218	87.84	414,182,654	93.24	32.42
9	1,276,433,166	102.02	99.69	58,550,037	88.18	472,732,691	92.58	37.04
10	1,275,852,666	102.11	99.64	62,024,806	96.48	534,757,497	93.02	41.91
11	1,275,012,366	102.10	99.58	44,404,380	79.60	579,161,877	91.83	45.42
12		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
1		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
2		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
3		0.00	0.00		0.00		0.00	0.00
計	1,275,012,366	102.35	99.58	579,161,877	76.85	579,161,877	76.85	45.42

【第4表】特別区税徴収実績の推移（令和2年度～令和4年度）

[会計決算書] (単位：千円)

年度	税目	調定額	収入額	収入歩合	不納欠損額	未収入額
2	特別区民税	74,478,867	73,548,865	98.75%	96,206	859,863
	現年分	73,600,386	73,001,922	99.19%	0	622,856
	滞納繰越分	878,481	546,943	62.26%	96,206	237,007
	軽自動車税	359,037	350,451	97.61%	1,075	7,715
	現年分	350,628	346,904	98.94%	0	3,874
	滞納繰越分	8,409	3,547	42.18%	1,075	3,841
	特別区たばこ税	4,654,345	4,654,345	100.00%	0	0
	現年分	4,654,345	4,654,345	100.00%	0	0
	滞納繰越分	0	0	-	0	0
	入湯税	8,876	8,876	100.00%	0	0
合計	79,501,125	78,562,537	98.82%	97,281	867,578	
3	特別区民税	73,937,365	73,121,718	98.90%	87,111	743,906
	現年分	73,083,136	72,598,261	99.34%	0	497,776
	滞納繰越分	854,229	523,457	61.28%	87,111	246,130
	軽自動車税	363,467	354,386	97.50%	1,413	7,924
	現年分	355,818	351,469	98.78%	0	4,566
	滞納繰越分	7,649	2,917	38.14%	1,413	3,358
	特別区たばこ税	4,868,273	4,868,273	100.00%	0	0
	現年分	4,868,273	4,868,273	100.00%	0	0
	滞納繰越分	0	0	-	0	0
	入湯税	10,222	10,222	100.00%	0	0
合計	79,179,327	78,354,599	98.96%	88,524	751,830	
4	特別区民税	74,884,906	74,063,629	98.90%	69,286	768,304
	現年分	74,134,991	73,609,954	99.29%	0	539,660
	滞納繰越分	749,915	453,675	60.50%	69,286	228,644
	軽自動車税	379,225	370,909	97.81%	1,509	7,037
	現年分	371,388	367,287	98.90%	0	4,294
	滞納繰越分	7,837	3,622	46.22%	1,509	2,743
	特別区たばこ税	5,108,109	5,108,109	100.00%	0	0
	現年分	5,108,109	5,108,109	100.00%	0	0
	滞納繰越分	0	0	-	0	0
	入湯税	16,373	16,373	100.00%	0	0
合計	80,388,613	79,559,020	98.97%	70,795	775,341	

※軽自動車税の現年分は種別割と環境性能割の合算額です。

【第5表】「大田区報」の掲載実績（令和5年）

月日（号）		内 容	
掲載号		課税課に関する掲載内容	納税課に関する掲載内容
5年 1月	11 21	事業者の方は給与支払報告書の提出をお早めに	口座振替をご利用ください
2月	1	住民税の申告は郵送で	納付案内センターのお知らせ 特別区民税・都民税の納付はお済みですか
	11	・令和5年度からの個人住民税の主な改正点 ・軽自動車（バイク・軽四輪車・小型特殊自動車）をお持ちの方へ	
	21		夜間・日曜納付相談窓口の開設（3月・4月分）
3月	1	バイク、軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに	軽自動車税（種別割）の口座振替・クレジット納付をご利用ください
	11		
	21		
4月	1	軽自動車税（種別割）におけるグリーン化特例（軽課税率）の延長について	
	11	住民税課税(非課税) 証明書・納税証明書の日曜の窓口での発行を一部休止します	
	21		クレジット納付をご利用ください 夜間・日曜納付相談窓口の開設（5月・6月分）
5月	1	軽自動車税（種別割）の納税通知書の郵送・納期限と減免	軽自動車税（種別割）納付期限のお知らせ
	11	住民税課税(非課税) 証明書・納税証明書の日曜の窓口での発行を一部休止します	
	21		キャッシュレス納付をご利用ください 軽自動車税（種別割）納付期限のお知らせ
6月	1	令和5年度特別区民税・都民税（住民税）が決まりました	軽自動車税(種別割)の納付はお済みですか 特別区民税・都民税第1期納付期限のお知らせ 納付案内センターのお知らせ
	11		スマートフォンから納付ができます 口座振替をご利用ください
	21		夜間納付相談窓口の開設（7月・8月分）
7月	1		納付案内センターのお知らせ
	21		
8月	11		
	21		夜間・日曜納付相談窓口の開設（9月・10月分）
9月	1		納付案内センターのお知らせ 特別区民税・都民税の納付はお済みですか
	21		
10月	11		
	21		夜間・日曜納付相談窓口の開設（11月・12月分）
11月	1	令和6年度の個人住民税の主な改正点	特別区民税・都民税の納付はお済みですか 税についての作文2023
	11		口座振替をご利用ください
	21		
12月	1		納付案内センターのお知らせ
	11	事業者の方は給与支払報告書の提出を忘れずに！ （令和6年度（令和5年分））	夜間・日曜納付相談窓口の開設（1月・2月分）
	21		

※他に統合ポスター「おおたふれあい情報」や大田区ホームページに適時、税に関するお知らせを掲載



令和5年度
大田区
税務概要

発行：令和6年1月
編集：大田区区民部課税課・納税課

〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話：03-5744-1192(課税課庶務・諸税)
03-5744-1199(納税課収納推進)